

島根県農政審議会・次第

日時：平成26年3月19日（水）13：30～15：30

場所：島根県職員会館 健康教育室

1 開会

2 農林水産部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事

(1) 国の農政改革に伴う県の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

(2) 「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」について

① 平成25年度実績見込み・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

② 国の農政改革に伴う県全域プロジェクトの見直しについて・・・・・・・・資料3

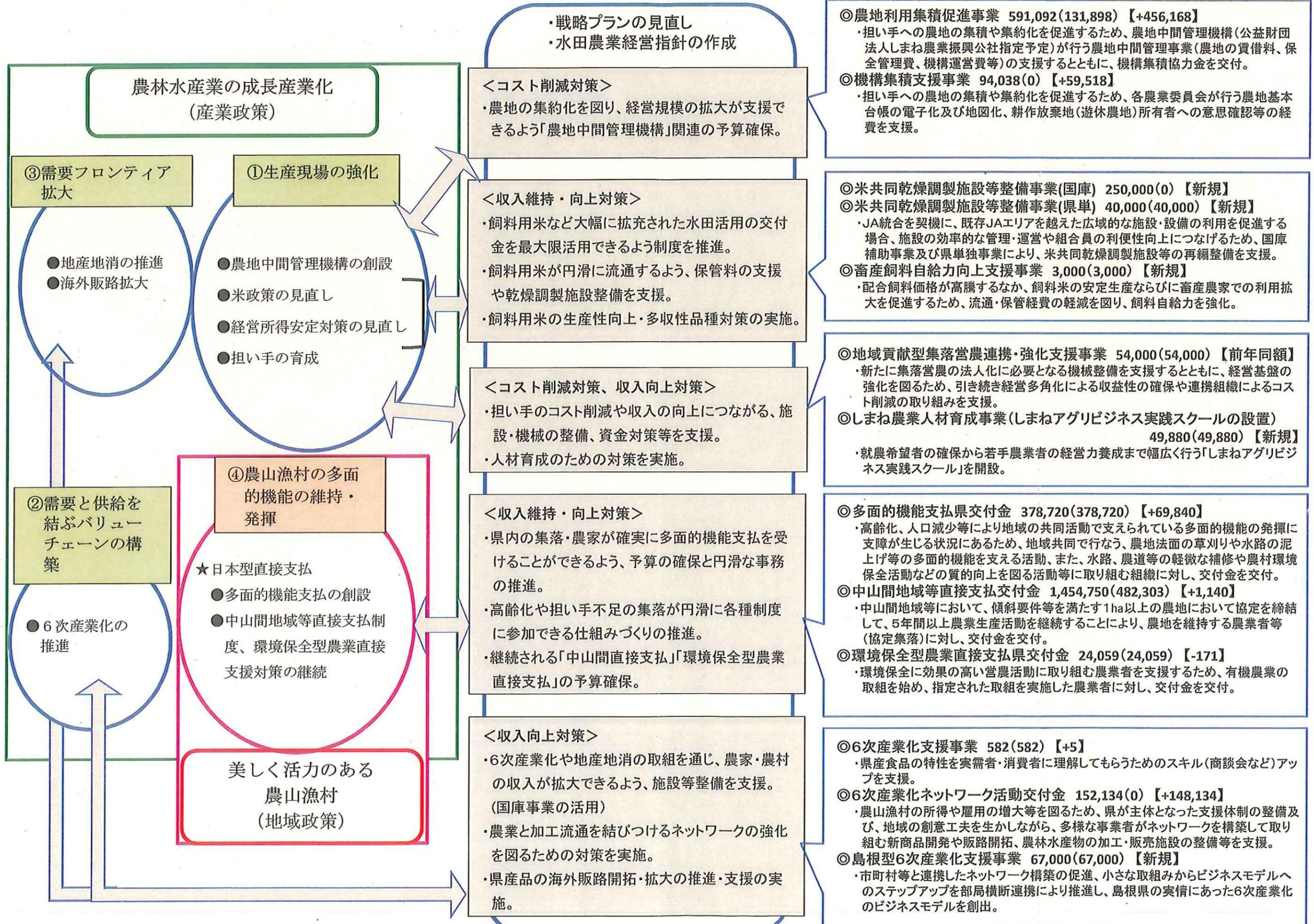
③ 地域プロジェクトの変更について・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

5 その他報告事項

・平成26年度当初予算の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・資料5

国の「農政の改革」の枠組みに対する県H26当初予算の概要

単位:千円
()は一般財源、【 】は対前年度増減



「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」第2期戦略プラン

～平成25年度の取組状況等（農業関連）～

農林水産総務課 政策推進スタッフ

1 プロジェクト成果指標（目標）の達成状況

平成24年度から新たにスタートした「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画 第2期戦略プラン」の「分野連携・共通戦略プラン」及び「農業・農村戦略プラン」において、県・各圏域では、市町村・関係団体・県が一体となって37プロジェクトの活動が展開され、各プロジェクトにおいて設定している評価項目（100項目）のうち集計中項目（4項目）と今後の取組み（H25目標値がないもの7項目）を除いた89項目のうち、目標100%以上達成が約5割、概ね達成（目標の80%以上達成）と合わせると約8割。

目標未達成の項目については、要因・課題等の分析を行い、課題解決に向けて来年度取り組む。

2 H25年度の主な取組状況等

(1) 県民の「安心」と「誇り」の実現

【分野連携・共通戦略プラン】

- 平成21年度創設した「美味しまね認証制度」については、農業者等に対して研修会やイベントを通じて制度のPRに努めた結果、H25年度には新たに6件の新規認証と13件の更新認証、3件の変更申請が行なわれたが、更新対象のうち更新申請を行わなかったものが4件あり、述べ認証件数は58件となった。
- 団体認証を取得している団体で、構成員（生産者）が増加する事例がみられ、JAいずもエコネギ研究会県認証G（青ねぎ：5名増加）、JAいわみ中央キャベツ部会美味しまね認証グループ（キャベツ：2名増加）。JAいわみ中央キャベツ部会は、H26年度に部会員全員で美味しまね認証に取り組む方向。
- 認証製品の販売促進については、関係機関の協力を得て商談会等の参加支援、PRリーフレット等の作成を実施。

例① [「美味しまね認証制度」推進プロジェクト（県全域）]

平成25年度の認証取得者、新規認証品目

（有）やさか共同農場（ほうれんそう）、永田光廣（しょうが）、(株)吉崎工務店（トマト、ピーマン）、（有）奥出雲椎茸（きくらげ）、（農）ビスケット（トマト） 計6品目

(2) 消費者に好まれる商品づくり

【農業・農村戦略プラン】

（米）

- H24年度から本格栽培を開始した「つや姫」について、農業技術センターとの連携により集落営農組織の生産費調査と併せて、「つや姫」の経済性調査を実施し、「つや姫」栽培の経済的メリット等を取りまとめ、集落営農等の担い手に周知し、面積拡大を推進。
- 8月に「全国つや姫フォーラム in 島根」を出雲市で開催し、生産・販売・PR戦略の重要性、栽培している地域間連携の必要性を再確認。

（園芸）

- 空きハウスの有効活用に向けて、出雲市、吉賀町、奥出雲町で事業導入による空きハウスの利用開始。
- ぶどうの隔日変夜温管理、ぶどう点滴養液土耕栽培、トロ箱栽培などの省エネ、省力化技術導入を積極的支援。

（畜産）

- 繁殖和牛低コスト生産推進検討委員会を設置し、低コスト生産に関する技術、取組方法のマニュアル化の作成を実施。
- 和牛繁殖経営の新たな担い手を確保するため、集落営農組織等による放牧飼育をモデル的に推進する事業を新設して推進したが、現場での取組み拡大が見込めないことから、事業の見直しを行い、事業を再構築。

〈有機農業〉

- 有機農業の年間取組面積が拡大 (H24 346ha⇒H25 実績見込み 366ha)。
- 販路確保については、県内小売店 (キヌヤ) での有機農産物コーナー設置や出雲市でのまちなかマルシェの開催など、新たな取組みが開始。

関連する地域プロジェクト

- 例① [水田利用高度化プロジェクト (出雲圏域)]
- ・つや姫の生産は、H24年 45名 124ha → H25年 92名 240haに増加。
- 例② [多様なニーズに沿った産直農産物の生産・販売推進プロジェクト (松江圏域)]
- ・エコファーマーによるマルマン・エコ・マルシェ出荷協議会が設立され、エコロジー農産物直売コーナーが新設され売上が増加。
 - 【産直販売高 H25目標 680百万円 → H25実績見込み 640百万円】
- 例③ [「出雲」産品の出荷システム構築プロジェクト (出雲圏域)]
- ・出雲フェアを阪急百貨店6店舗で開催、よしもと興業とのコラボ商品の取扱い店舗拡大、干しいちじくを使用した新たな商品開発等、関西圏域での定着を図っている。
 - 【特産品販売額 H25目標 2,351百万円 → H25実績 2,042百万円】
- 例④ [雲南農業を支える産直と園芸産地の強化プロジェクト (雲南圏域)]
- ・園芸品目JA取扱額は目標の103%、うち産直販売額は目標の105%となる見込み。特に道の駅たたらば吉番地内の直売所「よってごしな菜」では順調な販売。
 - ・新たな取組みとして、10月に三次市にiまるシエがオープンし、JAと連携した野菜出荷が行われた。12月にはイオン松江内に産直市モリモリ奥出雲がリニューアルオープン。
 - 【JA取扱産直販売額 (園芸品目) H25目標 686百万円 → H25実績 720百万円】
- 例⑤ [西いぢみ農産物の産地力強化プロジェクト (益田圏域)]
- ・益田市において、新たに3件の遊休ハウスをリスト化し、1名の新規就農者へ斡旋を実施。
 - ・アムスメロンの高付加価値化とPRのため、メロンアイスを開発し、製造・販売を開始。
 - 【産地を担う新規就農者の確保数 H25目標 3名/年 → H25実績 3名/年】
- 例⑥ [「隠岐牛」産地拡大プロジェクト (隠岐圏域)]
- ・稲WCSの利用調整、生産拡大に向け、隠岐の島町では推進協議会が設立。海士町でも本年度2ヘクタールの稲WCS栽培を開始。
 - ・「隠岐牛」のブランド力向上のため、「隠岐牛」の地域団体商標登録について、JA隠岐どうぜん、JA隠岐連名で平成24年9月に特許庁へ申請し、現在特許庁で審査中。
 - 【肥育牛の出荷頭数 H25目標 144頭 → H25実績 144頭】
 - 【飼料米・稲WCS利用農家戸数 H25目標 5戸 → H25実績 12戸】

(3) 地域の実情にあった担い手づくり

【農業・農村戦略プラン】

- 就農希望者の確保から研修、就農後のフォローまで積極的支援を展開。
- 認定就農者の目標数37名に対し、現在23名。半農半X実践者の目標10名に対し、9名となり、半農半X実践者の就農予定者は7名。
- 担い手不在地域における新たな仕組みづくりとして、サポート協定に基づく「サポート経営体」の育成・確保を推進。
- 「人・農地プラン」の説明会や集落ビジョンの研修会等の開催より、新たに6地区で集落ビジョンづくりが開始。内2地区については、集落の枠を超えた広域的なエリアでのビジョンづくりが進みつつある。

関連する地域プロジェクト

- 例① [サポート経営体を核とした地域を支えるしくみづくりプロジェクト (浜田圏域)]
- ・旭と三隅では、3集落において、人・農地プランを作成し、サポート経営体を担い手に位置付け。集落が窓口となって農地集積を調整する体制を構築
 - 【サポート経営体数 (累計) H25目標 3経営体 → H25実績 3経営体】

(4) 魅力ある農山漁村づくり

【分野連携・共通戦略プラン】

- 中山間地域を中心に集落機能の低下が進行しているなか、農業生産や農地の維持のみならず集落機能の維持に貢献する体制を構築し、地域を守る仕組みづくりを支援。

関連する地域プロジェクト

例① [地域ぐるみの獣害対策推進プロジェクト(大田圏域(川本町、美郷町、邑南町))]

- ・講習会の開催等の地道な取組みを継続してきていることで、目撃情報の提供など地域住民の関心が高まりつつある。
- ・被害を受けにくい栽培方法について、効果的な電気柵の実証ほの設置等により地域住民に被害未然防止の効果を示すことができた。

【獣害対策に集落全体で自主的に取り組む集落数(累計)

H25目標 14集落 → H25実績 11集落

例② [隠岐産品のブランド力強化に向けた6次産業化の推進プロジェクト(隠岐圏域)]

- ・消費者ニーズを反映した商品開発は、新たに隠岐藻塩米と水産加工品で取組み、グループインタビュー等を活用し、商品デザインの改良を行った。
- ・隠岐世界ジオパークの認定を受けて既存商品の改良や新商品の開発、島外の販路拡大の機運が高まっている。

【島根県物産観光館で定番化した隠岐産商品数(累計)

H25目標 55件 → H25実績見込み 55件

【農業・農村戦略プラン】

- 国営開発農地においては耕作放棄地解消のため所有者と借入希望者のマッチング、担い手への農地集積を実施。
- 生産性向上のため農地の再整備や防護柵等鳥獣害対策の実施により農地活用面積は増加。

関連する地域プロジェクト

例① [地域アグリビジネスの推進による邑智郡農業の活性化プロジェクト(大田圏域(川本町、美郷町、邑南町))]

- ・昨年5月設立の「悠邑アグリビジネスネットワーク」は加入団体が31となり広がりを見せている。
- ・産直市みずほ企業組合では6月にトレサシステムを導入し、安全・安心なものづくりを推進。

【直売組織の販売額 H25目標 350百万円 → H25実績見込み 325百万円】

(5) 環境保全と多面的機能の維持増進

【農業・農村戦略プラン】

- 環境を守る農業宣言による県民への「環境農業」の普及啓発活動や、農地・水・環境保全向上対策の実施などにより、環境農業への取組みは年々拡大。
- 今後は、有機農業の普及、拡大にポイントをおいた取組を更に充実していく必要がある。

関連する地域プロジェクト

例① [安心・安全・環境調和の農業推進プロジェクト(出雲圏域)]

- ・環境保全型農業の推進を図るため、補助事業説明会の開催を行ったが、当初計画を下回る実施面積となっており、環境保全型農業へ取り組む体制づくり、販売戦略等の検討が必要。

【特別栽培米の作付面積 H25目標 250ha → H25実績 55ha】

新たな農林水産業・農山漁村活性化計画 第2期戦略プラン等の見直しについて

- 県では平成20年3月「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」を策定し、この計画の実践計画となる「第2期戦略プラン」(H24～H27)において、73本のプロジェクトを展開中。
- 一方、国は農林水産業の成長産業化を目指して、昨年12月「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、新年度から新たな農業政策をスタート。
- こうした国の農政改革を受け、島根の実情に即した、より戦略的な農業・農村振興に取り組む必要。

1 「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画 第2期戦略プラン (H24～H27)」の見直し 「農林水産業・地域の活力創造プラン」で示された4つの改革に対応し、戦略プラン関係プロジェクトの見直し(新規立ち上げ、既存プロジェクトの補強)を行い取り組みの強化を図る。

《4つの改革》

＜見直しプロジェクト例＞

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| ①農地中間管理機構の創設 | ○水田フル活用に向けた耕畜連携推進プロジェクト(仮称)【新規】 |
| ②経営所得安定対策の見直し | ○島根米の品質向上プロジェクト【強化】 |
| ③水田フル活用と米政策の見直し | ○6次産業推進プロジェクト(仮称)【新規】 など |
| ④日本型直接支払制度の創設 | |

(今後の予定)

2月～4月 県全域プロジェクト・地域プロジェクト見直し作業

3月 県農政審議会への説明

5月 県農政審議会の承認(書面送付等)、見直しプロジェクトの確定

6月～ プロジェクトの本格実施

2 「水田を活用した今後の農業展開への提案」の改訂

農業産出額の約4割を米が占める本県の農業において、水田をいかに有効活用し農家収入を確保していくかが農政の大きな課題。農政改革が進められる中、生産者が安定的な水田農業を営むうえで、今後の展開の方向性を提示する必要。そこで「水田を活用した今後の農業展開への提案」(H22.10月策定)を改訂し、新たな水田活用のための指針を策定。

(改訂内容)

- ・地域の実態を踏まえた経営モデル(作付体系、経営試算等)
- ・農政改革に伴う新制度の活用手法
- ・課題解決に向けた取り組み事例

(今後の予定)

3月 “改訂検討会”(仮称)の設置【構成員：県、市町村、JA等の実務担当者】

3月～6月 改訂作業

7月 「改訂版」の策定

7月～9月 関係機関・団体、農家等への周知

6次産業推進プロジェクト

1 目的と取組

目的

農業の成長戦略の柱の一つである6次産業化の推進においては、国は平成25年から新たな交付金を創設し、県、市町村をはじめとした関係機関が一体となった地域特性を生かした取組みの推進が必要となっている。

一方で、島根県内の6次産業の取組みは、生産規模の小さい生産者自ら加工・販売するケースが多く、農林漁業者の更なる所得増加につなげるためには、多様な異業種連携により商品の付加価値を高め、ビジネスモデルへのステップアップが求められる。

島根県では、6次産業の取組みを強化するため、平成26年度から推進体制の充実を図ると共に、小さな取組からのステップアップを支援する新たな県事業(6次産業推進事業)を創設し、県内全域において、地域ごとに特色のある6次産業化の推進を図る。

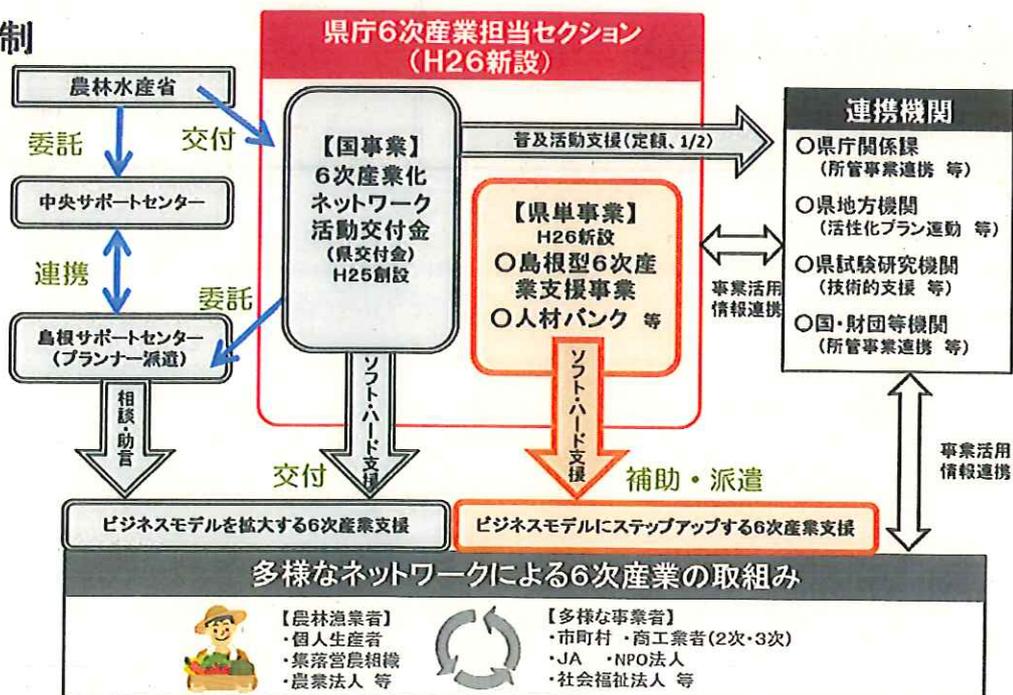
課題

- 国事業、県事業等を活用した6次産業の推進
- 6次産業を推進する県・市町村等のネットワークの構築
- 6次産業の取組における課題解決に向けたアドバイザー派遣
- 多様な6次産業の取組の掘り起こし・拡大

取組

- 国事業、県事業等を活用した6次産業の推進
 - ・国事業活用に向けた、国認定事業者の育成
 - ・県事業活用した6次産業化の取組推進
 - ・上記事業を活用した、6次産業化の取組による販売額拡大
- 6次産業を推進する県・市町村等のネットワークの構築
 - ・地域、圏域ごとにネットワーク形成支援、マッチング支援
- 6次産業の取組における課題解決に向けたアドバイザー派遣
 - ・6次産業化アドバイザー派遣制度の構築
 - ・他分野の既存アドバイザー派遣制度との連携
- 多様な6次産業の取組の掘り起こし・拡大
 - ・市町村、関係機関と連携し、研修会等で6次産業の取組を推進

2 推進体制



関係・連携する地域プロジェクト

- 多様なニーズに沿った産直農産物の生産・販売推進(松江)
- 雲南農業を支える産直と園芸産地の強化(雲南)
- 「おおだ」で作り「おおだ」で食す地産地消推進(大田)
- 地域アグリビジネスの推進による邑智郡農業の活性化(大田)
- 産直市を核とした絆づくり(浜田)
- 隠岐産品のブランド力強化に向けた6次産業化の推進(隠岐)

3 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	H26	H27
国事業、県事業等を活用した6次産業の推進	研修会等による普及・啓発活動	国、県、商工団体、金融機関、サポートセンター等		→
6次産業を推進する県・市町村等のネットワークの構築	ネットワークの体制づくりと推進	県、市町村、農業団体、商工団体等		→
6次産業の取組における課題解決に向けたアドバイザー派遣	アドバイザー派遣事業の実施	しまねブランド推進課、県関係課等		→
多様な6次産業の取組の掘り起こし・拡大	6次産業化の体制づくりと推進	農林振興センター、		→

4 成果指標(数値目標)

項 目	現況(H25)	目標(H27)
6次産業化・地産地消法総合事業化計画認定数	12 →	20
新たにネットワークにより6次産業に取り組む事業者の創出	— →	12
課題解決に向けたアドバイザー派遣数	— →	50
6次産業化による年間販売金額	— →	H26に実態調査実施後決定

1 目的と取組

目的

本県では、水田を水田のまま活用して生産調整に対応できる転作作物として、全国に先駆けて「飼料用米」を有力な作目と位置づけ、WCSや米粉用米等とともに、生産・流通・利用体制づくりを支援してきた。なかでも、平成21年4月に生産者と実需者で構成する「島根県飼料米推進協議会」を立ち上げ、飼料用米の生産と利用の拡大、流通・販売体制を構築し、「こめたまご」や「まい米牛」などブランドづくりにつながっている。

こうした中で、平成26年度からの米の生産数量目標の大幅削減や経営所得安定対策の見直しによる飼料用米等に対する数量払いの導入などを背景に、水田フル活用を推進する方向性が示された。

本県では、この国の農政改革に呼応し、「国の新たな制度を最大限活用した農家所得の確保」と「堆肥等の還元や粗飼料の安定供給による耕畜連携の推進」を喫緊の課題として重点的に取り組む。

課題

- 飼料用米等の生産性(多収・低コスト)向上・多収性専用品種の導入対策
- 飼料用米等の生産(低コスト機械化体系)・流通(輸送)・利用(乾燥調製貯蔵施設等)体制の再構築が急務
- 飼料用米等に対する数量払いの導入など大幅に拡充された「水田活用の直接支払交付金」や「耕畜連携助成」を最大限活用できるような制度推進
- 飼料用米等の需要の掘り起こし・拡大

取組

- 飼料用米等の生産性(多収・低コスト)向上・多収性専用品種の導入検討
 - ・ 飼料用米専用品種「みほひかり」の栽培展示ほを設置し、多収・低コスト生産の技術指導を徹底
 - ・ 栽培展示ほの経済性調査結果に基づく、収益性(農家所得の確保)の明確化
 - ・ 他の多収性専用品種の栽培比較実証試験
 - ・ **WCSの推進と併せた水田高度利用・作付体系の検討及び提案**
- 飼料用米等の生産・流通・利用体制の再構築
 - ・ 地域別の生産(低コスト機械化体系等)・利用(乾燥調製施設等)体制の点検と再整備
 - ・ 県全体の低コスト流通・保管体制等の点検と再整備
- 耕畜連携による地域循環型農業モデルの確立
 - ・ 耕畜連携助成の活用、稲わら回収や堆肥の還元等による耕畜連携のモデル的な取り組みを推進
- 飼料用米等の需要の掘り起こし・拡大
 - ・ 畜種別の利用形態(飼料米・WCS)・飼料への配合割合等の明確化による需要(計画)量の算定

2 推進体制



関係・連携する地域プロジェクト

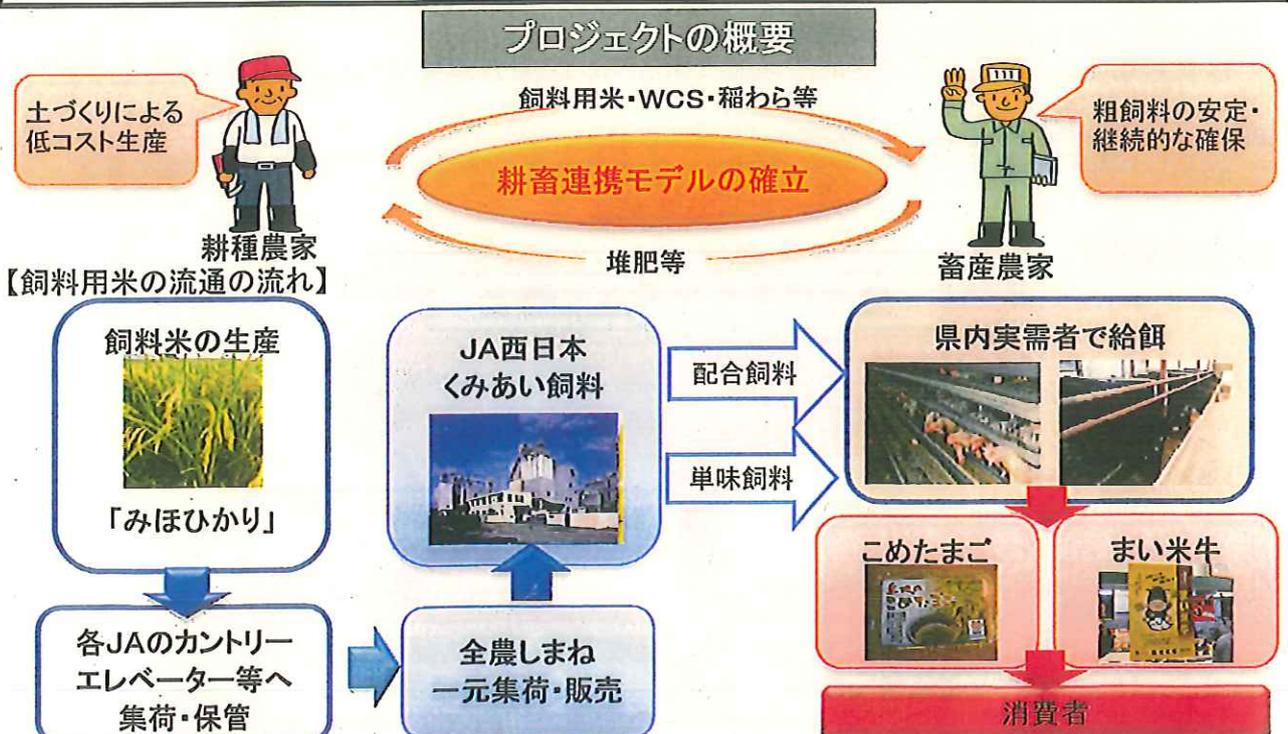
- 耕畜連携による夢とロマンのある「いずも型畜産」の確立(出雲)
- 和牛振興～三位一体で奥出雲和牛の再構築～(雲南)
- 石見銀山和牛ブランド生産流通(大田)
- 持続可能な水田農業の確立と地域資源の活用(大田)
- 伸びゆく石西地域の肉用牛(益田)
- 隠岐の水田農業担い手育成(隠岐)

3 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	H26	H27
飼料用米等の生産性向上・多収性専用品種の導入検討	栽培展示ほの設置、経済性調査等	農畜産振興課、農林振興センター、農業技術センター、飼料米推進協議会、全農、JA	→	
	二毛作栽培体系による水田の周年活用技術の確立	畜産技術センター、農業技術センター、農畜産振興課	→	→
飼料用米等の生産・流通・利用体制の再構築	地域別の生産・利用体制の点検と整備	JA、全農、飼料米推進協議会、農林振興センター、農畜産振興課等	→	
	県全体の低コスト流通・保管体制等の点検と再整備	飼料米推進協議会、全農、JA、農畜産振興課、畜産技術センター等	→	→
耕畜連携による地域循環型農業モデルの確立	耕畜連携のモデル的な取り組みを推進	農業・畜産技術センター、農林振興センター、農畜産振興課、全農、JA、飼料米推進協議会	→	
飼料用米等の需要の掘り起こし・拡大	畜種別の需要(計画)量の算定	飼料米推進協議会、全農、農畜産振興課、畜産技術センター等	→	

4 成果指標(数値目標)

項目	現況(H25)	目標(H27)
飼料用米作付面積(需要量)	528ha (3,000t)	→ 1,000ha (6,000t)
WCS作付面積	311ha	→ 500ha



1 目的と取組

目的

本県の水稲作付面積の約7割を占める「コシヒカリ」は、温暖化等の影響により品質が低迷している。平成24年から「つや姫」(山形県育成)を県奨励品種に採用し、平坦地域の「コシヒカリ」に替わる品種として普及する。

さらに、極早生品種の「ハナエチゼン」に替わりうる良食味品種として、「島系72号」(島根県育成)が有望視されている。

米の販売環境が厳しさを増す中で、産地、流通販売業者、関係機関等が連携し、平坦部を中心に、これらの優良品種へ積極的に作付転換し、西日本を代表する良質米産地として再生を図る。

平成26年からの米政策の見直しの中で、生産・販売の自由度が拡大し、産地間競争がより激しくなることが予想されることから、今後の販売戦略の検討が必要である。

課題

- 新たな奨励品種(以下、「新品種」という。)の決定
(既存品種「ハナエチゼン」との比較による「島系72号」の収量・品質・食味等の検討果等の検証)
- 新品種の計画的な生産・販売拡大
- 慣行栽培と比べて化学合成農薬、化学肥料を5割以上削減する特別栽培農産物基準の「つや姫」栽培技術の普及
- 新品種種子の安定確保
- 消費者から支持される「売れる米づくり」をより一層推進するための販売戦略の検討

取組

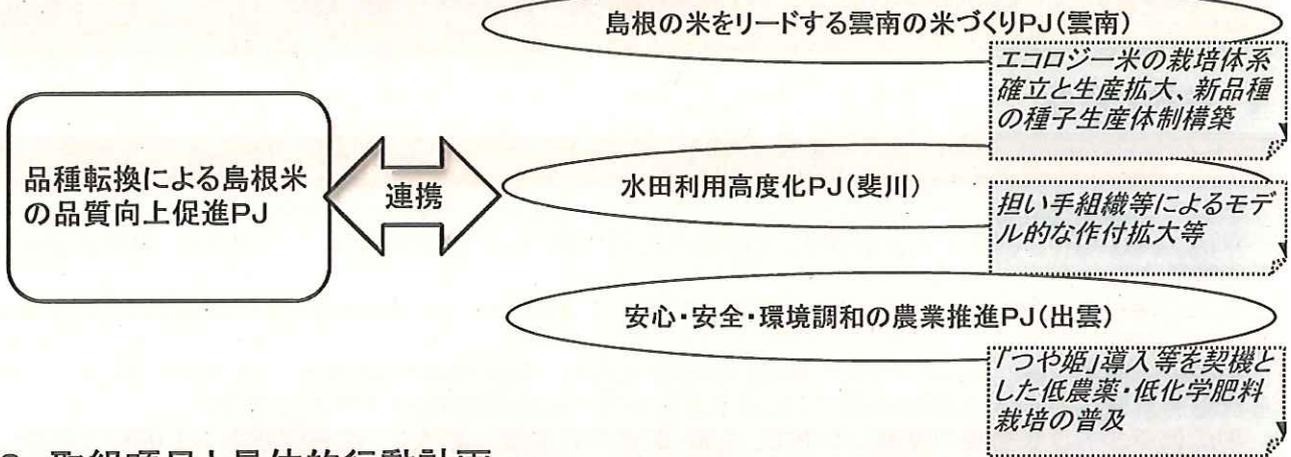
- 極早生品種「島系72号」の奨励品種採用に向けた調査・分析
 - ・ 現地実証ほを設置し、産・学・官が連携した米プロジェクトチームを中心に、生育状況、品質・収量調査、食味評価等の分析・検討を行う。(ハナエチゼンとの比較)
- 新品種の生産・販売拡大に必要な推進活動
 - ・ 地域別(JA単位)の米生産・販売方針(品種構成、特色ある米や有機JAS認証米等の振興方向)の策定を進める。
 - ・ 収穫物(玄米、精米、炊飯米)の流通販売業者、消費者等への評価調査を行う。
 - ・ 商品特性分析(精米白度、食味値等)を活かした販売戦略策定、マーケティング活動、推進セミナー開催等に取り組む。
- 新品種の高品質・安定栽培技術の普及
 - ・ 特別栽培農産物基準の「つや姫」栽培普及マニュアルを策定する。
 - ・ 「つや姫」の普及展示ほの設置や、**マイスターの育成**、生産者登録制度に基づく重点技術指導を行う。
- 種子生産体制の再編・確立
 - ・ 新品種の拡大に伴う採種ほ設置計画の見直しや、新品種の種子生産・供給に必要な共同施設等の導入を支援する。
- 「**契約的取引(収穫前に販売先を確保する収穫前契約など)**」の一層の拡大に向けた販売戦略づくり

2 推進体制

米プロジェクトチームを中心として、下記の役割分担に基づくプロジェクト活動を推進する。

組織名	役割分担
農畜産振興課(県)	プロジェクトの進行管理、種子生産体制の再編調整支援
農業技術センター(県)	特別栽培農産物基準の栽培技術確立、栽培普及マニュアル作成
農業経営課・普及部(県)	担い手を中心とする品種転換促進、特別栽培農産物基準の栽培技術の普及
しまねブランド推進課(県)	販路拡大支援
全農県本部	マーケティング、販売促進活動
JA	コシヒカリからの品種転換促進、水稲基幹施設の再編調整 種子生産体制の再編調整、生産者登録制度に基づく重点指導
民間品質等分析機関 産業技術センター(県)	商品特性等のデータ分析
流通販売業者	重点販売協力店制度に基づく販売促進

関係・連携する地域プロジェクト



3 取組項目と具体的行動計画

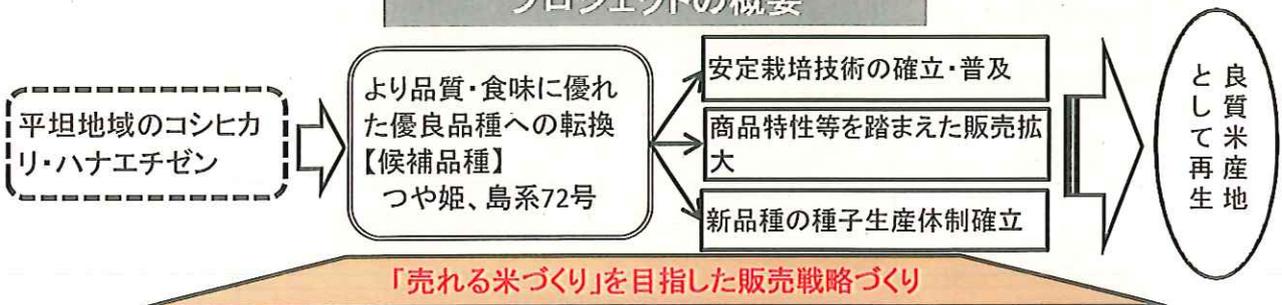
取組項目	具体的行動	主な実施主体	H24	H25	H26	H27
極早生品種「島系72号」の奨励品種採用に向けた調査・分析	現地実証ほの設置、調査活動等	農畜産振興課、農林振興センター、農業技術センター、JA				→
新品種の生産・販売拡大に必要な推進活動	地域別の米生産・販売方針の策定	JA、全農、農林振興センター、農畜産振興課等	→			
	商品特性分析、流通販売業者等への評価調査、販売戦略の策定	全農		→	→	
	マーケティング・販売拡大実践活動	全農、JA、しまねブランド推進課、農畜産振興課				→
新品種の高品質・安定栽培技術の普及	栽培普及マニュアルの策定、 マイスターの育成 、普及展示ほの設置	農業技術センター、農林振興センター、農畜産振興課		→	→	→
	生産者登録制度を活用した重点技術指導	農林振興センター、JA				→
種子生産体制の再編・確立	新品種の採種ほの安定確保と種子生産に必要な調製施設等の整備支援	農畜産振興課、農業技術センター、農林振興センター、島根県農業振興協会、全農、採種ほ所管JA、水稻採種組合				→
「契約的取引」の拡大に向けた販売戦略づくり	県内産地、販売先ごとの現状分析を踏まえた販売戦略の策定	全農、JA、農畜産振興課、農業技術センター、農林振興センター等				→

【修正理由】H25年産つや姫の品質低下、厳しい販売環境等を背景に、各JAのH26年栽培希望面積が750ha程度にとどまっているため目標面積を1年先送り

4 成果指標(数値目標)

項目	現況(H22)	目標(H27)
米の新品種作付面積 (候補品種:つや姫、島系72号)	0ha →	4,500 1,900ha

プロジェクトの概要



県全域プロジェクト見直し検討状況（新規・**変更**）

プロジェクト名	集落営農の強化と農地利用集積の促進による地域の維持・活性化プロジェクト
---------	-------------------------------------

1 新たな展開の考え方（視点）

既存の集落営農組織においては、米価低迷や生産コストの上昇等による収益性の低下など今後の経営に不安を抱え、地域農業の維持が懸念されている。

これに対応するため、新たに設置される「農地中間管理機構」を活用した農地集積により、より一層の経営規模の拡大と生産コストの削減に取り組み、経営基盤の強化を図る。

2 「取組項目」の考え方

- 「集落ビジョン」・「人・農地プラン」の作成とその実現に向けた活動の支援
 - ・ビジョン・プランの作成・見直しの支援
 - ・取り組み集落への研修会、アドバイザー派遣
- 農地中間管理機構を活用した農地利用集積の推進
 - ・農研修会等による農地集積の意識啓発
 - ・意見交換会等による農地利用集積の促進
- 担い手不在集落における組織化の推進やサポート経営体の育成・確保
- 経営多角化の推進による人材の維持・確保
- 直払い協定、自治会組織等との連携による担い手不在集落の解消
- 広域連携組織の育成と新たな支援策の構築

※ ●：追加項目 ○：従来項目

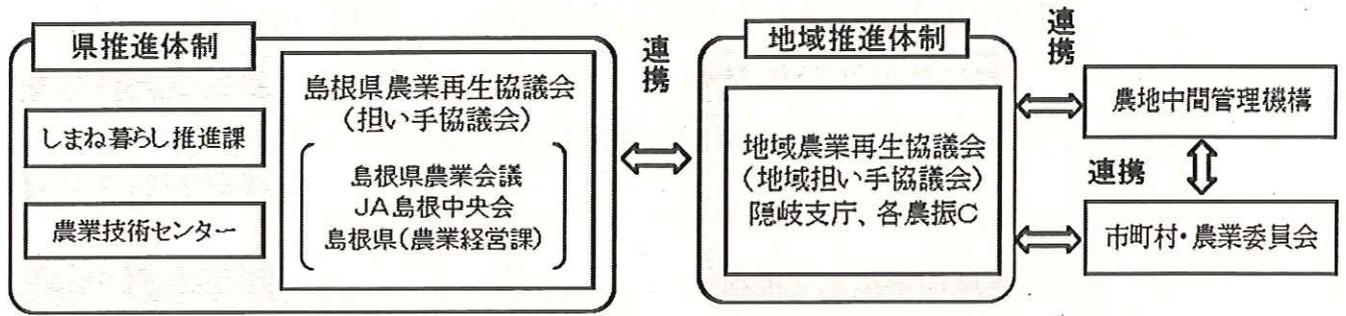
3 成果指標設定の考え方

- 農地中間管理機構を活用した農地利用集積面積(累計)
- 地域貢献型集落営農組織数 (累計)
- 「中山間地域等直接支払」協定面積(累計)
- LLP等の強固な連携組織数 (累計)

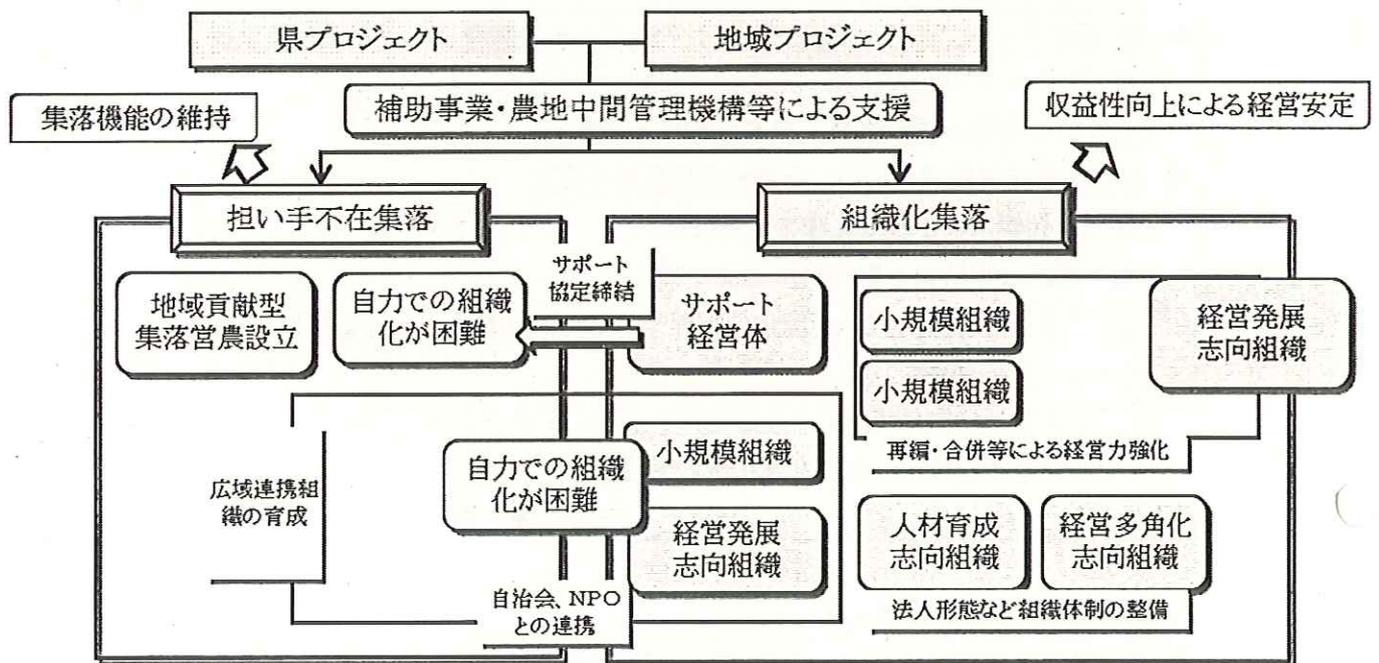
※ ●：追加項目 ○：従来項目

4 推進体制

- ・地域推進体制として、地域農業再生協議会(担い手部会)と農地中間管理機構の連携を追加(裏面のとおり)



プロジェクトの概要



県全域プロジェクト見直し検討状況（新規）変更）

プロジェクト名	日本型直接支払を活用した農地・環境保全推進プロジェクト (仮称)
---------	-------------------------------------

1 新たな展開の考え方（視点）

農業の有する多面的機能の維持・発揮のためには、農用地の保全、農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動の推進を、より一層図る必要がある。

国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に日本型直接支払制度の創設が位置づけられ、平成 26 年度から多面的機能支払がスタートするとともに、平成 27 年度からは、中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支援も併せ、法律に基づいて制度運用がなされる見通しとなっている。

そこで、これまで取り組んできた、それぞれの直接支払制度の推進を一体的に行い、従来の活動組織等の取組の円滑な移行及びこれまで取組のなかった地域への拡大を図る。

2 「取組項目」の考え方

■日本型直接支払の活用による農地・環境保全活動を通じた地域ぐるみで支え合う仕組みづくり

○既存活動組織について新たな制度への円滑な移行及び未参加地域の新規参入の推進

- ・活動組織等へ説明会を開催し、移行および新規参入を要請
- ・未参加地域の新規参入を推進。なお、非農業者の参加が望めない地域では農業者のみで取組める農地維持支払への新規参入を推進

・地域の事務負担軽減について、県土連の事務受託の推進

・国の推進交付金を活用した市町村の臨時職員雇用による活動組織の事務支援等による対応

○中山間地域等直接支払協定と自治会組織等との連携による担い手不在集落の解消

- ・直払の協定未締結集落を取り込んだ協定の広域化
- ・集落と自治会、NPO組織等との連携による集落支援制度の構築

○環境保全型農業直接支援の取組推進

- ・個人申請から団体申請への制度変更に伴う円滑な移行の推進 [制度変更は不透明]
- ・活動組織等による組織的取組への誘導

3 成果指標設定の考え方

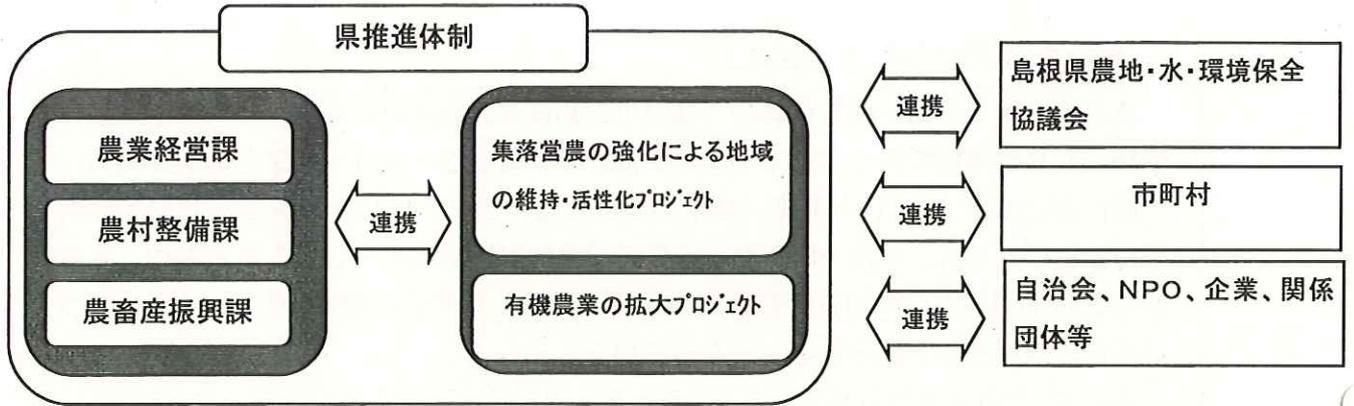
・多面的機能支払制度を活用して農地保全に取り組む面積

・「中山間地域等直接支払」協定面積（累計）

・環境保全効果の高い営農活動に取り組む面積

・集落支援に係るモデル地区の設置 2 地区

4 推進体制（要検討）



地域プロジェクト見直し検討状況(変更)

東部農林振興センター

圏域名	雲南	PJ名	和牛振興～三位一体で奥出雲和牛の再構築～
-----	----	-----	----------------------

1. 取組経過

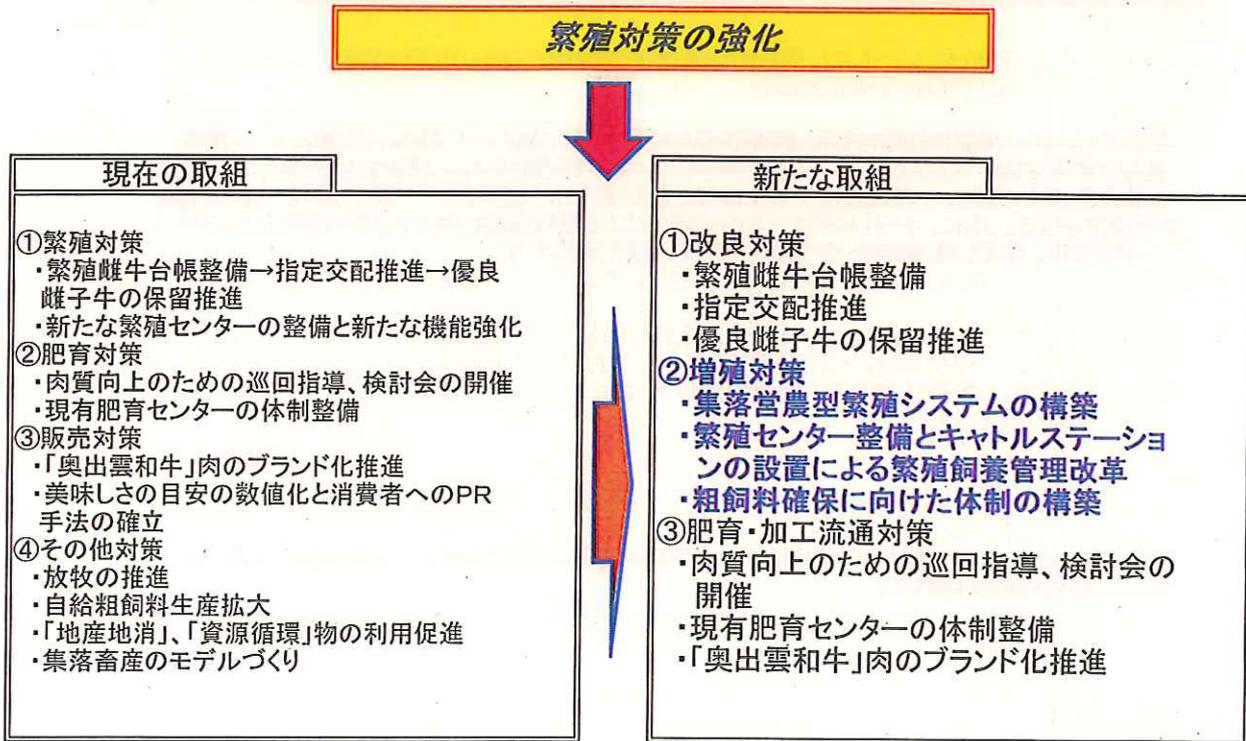
雲南管内では、平成7年「しまね和牛の里づくり」事業により構想を策定し、地域内一貫生産を推進してきた。その結果、「奥出雲和牛肉」の安心・安全な生産理念と美味しさが評価され、景気低迷等による全国的な和牛肉価格低下にあっても、関西圏域の販売額は大幅に増え、全体販売額も維持してきた。

しかし、構想の策定時から18年が経過し、繁殖頭数は、4割に減少し、旧JA時代の分散施設によるコスト高騰から、6肥育センター体制の維持が困難となり規模を縮小することとなった。

この状況を打破するために第2期戦略プロジェクトで、新たな肥育経営体の育成を目指していたが、奥出雲和牛ブランドの維持のためには「繁殖基盤の再構築が急務である」との結論に至り、平成25年7月の雲南農林振興協議会の総会において、肥育センターの利用についての協議がなされ、繁殖基盤の再構築を図ることとなった。

2. 新たな取り組み方針

繁殖基盤の再構築を図るための取り組み方針を、現行の4課題を3課題に再編し、繁殖対策の強化を図る。縮小した肥育センターを繁殖センター、キャトルステーションとして再整備し、集落組織等と連携して繁殖飼養管理方式を新たに改革する。



3. プロジェクト推進によって得られる成果

現在の成果

①奥出雲和牛(肥育牛)出荷頭数	700頭
②うち新たな経営体が占める出荷頭数	500頭
③奥出雲和牛肉販売金額	700百万円

新たな成果

	H24実績	H27目標
①奥出雲和牛子牛出荷頭数	1,371頭	→ 1,403頭
②集落畜産取組数	1集落	→ 2集落
③奥出雲和牛繁殖基盤再構築	—	→ 構築
④奥出雲和牛枝肉格付上物率	40%	→ 65%

奥出雲和牛生産基盤の再構築

1 目的と取組

目的

「奥出雲和牛肉」の安心・安全な生産理念とおいしさが評価され、景気低迷等による全国的な和牛肉価格低下にあって、関西圏の販売額は大幅に増え、全体販売額も維持してきた。

一方、平成7年に策定したしまね和牛の里づくり事業による構想時から、繁殖牛頭数は約4割に減少、旧JA時代の分散施設によるコスト高騰から、6肥育センター体制の維持が困難となり、1年後には「奥出雲和牛肉」の生産量が大幅に減少することになる。

そこで、「地域一貫体制」の再構築を目指し、新たな生産体制を構築するとともに、繁殖牛の能力把握と向上対策、指定交配種雄牛の選定と早期能力把握、肥育成績改善の実証とPR等に、生産者・団体・行政が三位一体となって取り組み、ひいてはしまね和牛の名声復活に資する。

課題

- 繁殖基盤の強化 ⇒ 地域内一貫体制強化のための奥出雲和牛繁殖基盤再構築
- 肥育体制整備
- 「奥出雲和牛肉」ブランド維持拡大
- 「奥出雲和牛肉」の味の良さの確保と、枝肉成績の一層の向上によるブランド維持
- 地域資源利活用の推進

取組

○改良対策

- ・繁殖牛の台帳整備を行うことにより、戦略的交配種雄牛の指定交配の指導を実施し、生産子牛の斉一化や産肉能力の高位平準化を図る。

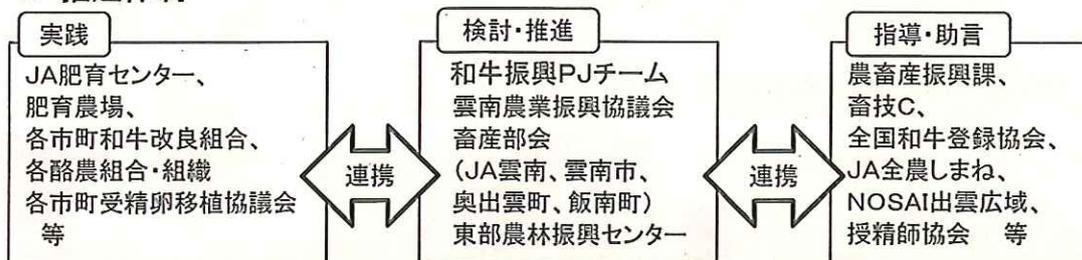
○増殖対策

- ・現肥育センターや遊休施設の活用、集落畜産の推進等による新たな生産基地整備を行い、繁殖基盤の維持・拡大するとともに、キャトルステーション等の役割保持による機能強化を図る。
- ・集落営農等による新たな繁殖基盤や遊休畜産施設を活用した繁殖センター等を整備し、繁殖基盤の拡大維持を図るとともに、キャトルステーションの設置による繁殖農家の労力削減、生産された子牛の斉一性を図り、良質な繁殖素牛・肥育素牛の生産体制を構築する。
- ・稲わら、飼料米、WCS用稲等、地域資源である安心・安全な飼料を活用した、新たな低コスト生産体系を確立する。
- ・繁殖・肥育牛の低コスト生産のため、畦畔や道路脇の草資源、山林等から得られる木くず等の敷料等、「地産地消」、「資源循環」を活用するシステムづくりを行い、利用拡大を図る。
- ・稲わら等の収集、堆肥散布等によるこだわり米栽培拡大、集落畜産開始等、集落営農組織や地域等での取組の拡大を図る。

○肥育・加工流通対策

- ・肥育素牛として指定交配産子の積極的な導入を行うとともに、定期的な指導・検討体制の再構築により、枝肉成績の高位平準化を図る。
- ・新たな農家参入、現肥育センターの活用等、新たな生産基地の整備を行い、「奥出雲和牛肉」の新たな生産体制を構築する。
- ・消費者がわかりやすい、おいしさの目安の数値化等を行うことにより、新たな「奥出雲和牛肉」のブランド力強化を図る。

2 推進体制



関係・連携するプロジェクト

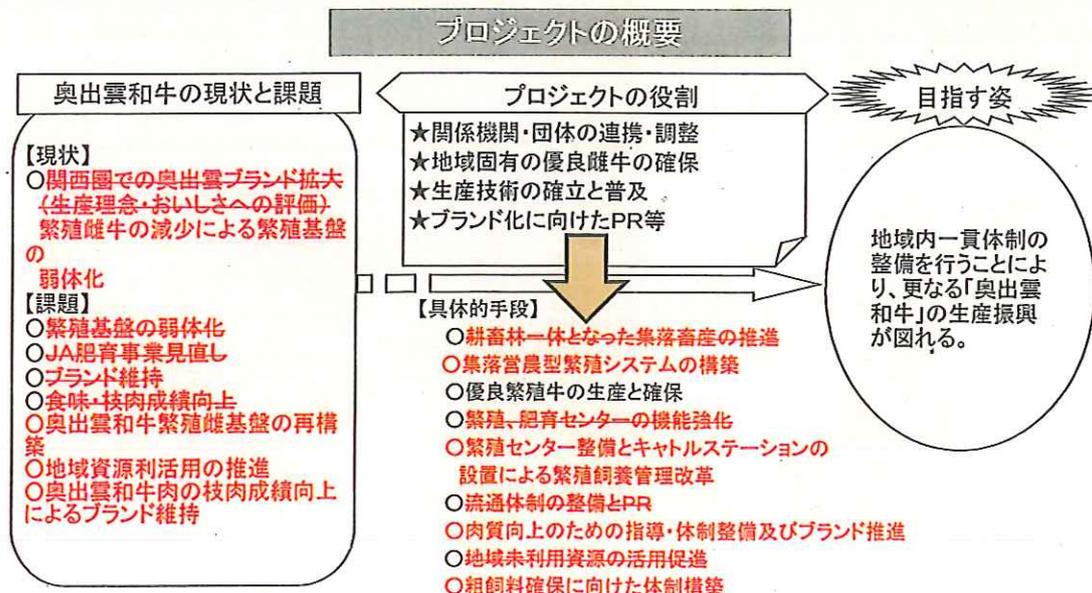
- 低コスト生産を柱とする和牛繁殖産地再生（県）
- 島根の米をリードする雲南の米づくり（雲南）

3 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	H24	H25	H26	H27
改良対策	繁殖雌牛の繁殖台帳整備	JA雲南、市町、関係団体	→			
	指定交配の推進	JA雲南、市町、関係団体				→
	優良雌子牛の保留推進	JA雲南、市町、関係団体				→
増殖対策	集落畜産のモデルづくり(集落営農型繁殖経営システムの構築)	JA雲南、市町、関係団体				→
	新たな繁殖Cの整備と新たな機能強化(キャトルステーションの構築)	JA雲南、市町、関係団体				→
	地元稲わらの確保と自給粗飼料生産拡大(コントラクター組織と利用機械の整備)	JA雲南、市町、関係団体				→
肥育・加工流通対策	肉質向上のための巡回指導、検討会の開催	JA雲南、市町、関係団体				→
	現有肥育Cの体制整備	JA雲南		→		
	新たな肥育Cの整備	JA雲南、市町、関係団体	→	×	→	
販売対策	「奥出雲和牛」肉のブランド化推進	JA雲南、市町、関係団体				→
	おいしさの目安の数値化と消費者へのPR手法の確立	JA雲南		→	×	→

4 成果指標(数値目標)

項目	現況(H22)	目標(H27)
奥出雲和牛出荷頭数	698頭	700頭
うち新たな経営体が占める出荷頭数	0頭	500頭
奥出雲和牛肉販売金額	675百万円	700百万円
項目	現況(H24)	目標(H27)
奥出雲和牛子牛出荷頭数	1,371頭	1,403頭
集落畜産取組数	1集落	2集落
奥出雲和牛繁殖基盤再構築		構築
奥出雲和牛枝肉格付上物率	40%	65%



しまね「奥出雲和牛」再生シナリオ

- 県の改良方針に沿った具体的な改良推進策の制定
- しまね「奥出雲和牛」生産基盤整備
- 子牛市場活性化と産地ブランド強化
- 県有種雄牛産肉能力の肥育実証によるPR
- 肥育成績向上に向けた飼養管理技術の徹底

改良対策

- ①繁殖基礎牛の把握
 - 基礎牛台帳の整備
(血統、能力及び体型調査)
- ②指定交配種雄牛の選抜
 - 改良推進策に基づき2～4頭選抜
- ③指定交配の実施
 - 血統に基づき指定交配
- ④産子調査と雌産子の保留の実施
 - 飼養管理指導(親牛・子牛)の実施
 - 雌子牛の保留指導の実施
 - 種雄牛候補の選抜



肥育・加工流通対策

- ①肉質向上のための巡回指導、検討会の開催
 - 飼料給与管理マニュアルに基づく管理実施
- ②現有肥育センターの体制整備
 - 人員の再配置及び施設改修
- ③「奥出雲和牛」肉のブランド化推進
 - 安心・安全な「奥出雲和牛」肉の情報発信
 - 「奥出雲和牛」肉の美味しさ追求



増殖(繁殖)対策

1. 集落営農型繁殖システムの構築
 - 集落営農組織等による新たな繁殖基盤整備
 - 集落営農組織等における繁殖経営誘導
2. 繁殖センター整備とキャトルステーションの設置による繁殖飼養管理改革
 - 横田肥育センターを活用した繁殖センター整備
 - 親子分離飼養のシステム化(早期離乳)
 - 妊娠後期の増し飼いの徹底
 - 県の良質精液の活用による繁殖率の向上
 - 頓原肥育センターを活用したキャトルステーション整備
 - 繁殖農家の労力軽減
 - 良質粗飼料重視の飼い方の徹底
 - 群管理に向く飼い方の徹底
3. 粗飼料確保に向けた体制構築
 - コントラクター組織の育成・機械整備
 - 稲わら収集の体制整備
 - 粗飼料の「地産地消」



地域プロジェクト見直し検討状況(変更)

東部農林振興センター

圏域名	出雲	PJ名	安心・安全・環境調和の農業推進
-----	----	-----	-----------------

1. 取組経過

出雲市は、国際保護鳥であるトキをシンボルとし、人と自然が調和した社会の実現を目指す「トキによるまちづくり構想」(H23. 8)を策定。この構想の一環として、「いずもの生きものマーク農産物」の創設や、農薬・化学肥料の使用を抑えた「特別栽培米」の拡大を目標とする「安心・安全・環境調和の農業推進」を地域プロジェクトに位置づけ、環境に優しい農業を推進している。

2カ年の取組みにより、平成25年度、出雲市のシンボルマーク(ミコトッキー)のデザインが決まった他、化学肥料・農薬の使用を抑えた特別栽培米の「つや姫」の作付けが進みつつあるものの、安定栽培技術の普及の遅れや、飼料用米の取組が拡大する中、乾燥調製貯蔵施設の荷受体制の再編整備等の課題を抱えており、今後、こうした課題の解決に向けた取組を重点的に進める必要がある。

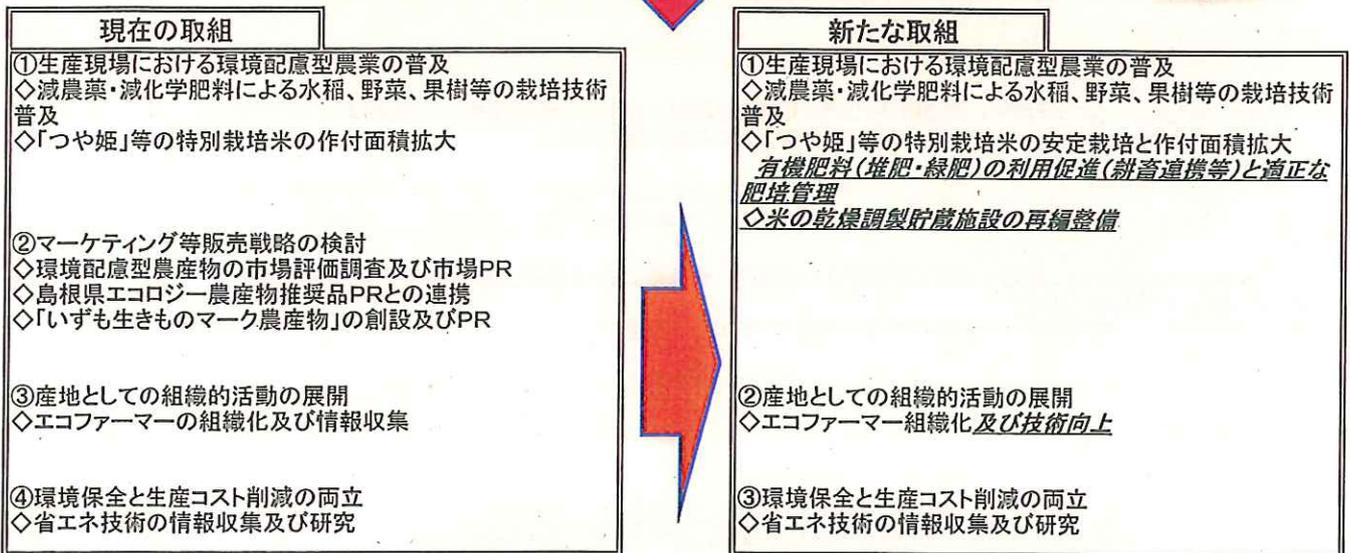
2. 新たな取組み方針

環境配慮型農業の裾野を広げるため、現行の4課題を3課題に絞り込み、以下の変更ポイントを中心に取組む。

【取組みの変更ポイント】

- シンボルマークを活用するための制度設計は、当面、出雲市独自(関係部局等)で検討を進める。
- 新たな成果指標として、日本型直接支払制度に位置づけられる環境保全型農業直接支払制度の「取組面積」を設定し、エコファーマーの育成、耕畜連携の取組(堆肥交換等)を進める。
- つや姫等の「特別栽培米」の拡大に向けて、安定栽培技術(肥培管理等)の普及、島根県農業協同組合への統合を見据え、出雲市全体で乾燥調製施設・保管施設の再編整備(広域利用)を進める。

持続的に環境に優しい農業に取り組む産地へ



3. プロジェクト推進によって得られる成果

現在の成果	H22実績	H27目標	新たな成果	H24実績	H27目標
①「いずもの生きものマーク農産物」の創設	制度なし	制度創設	①環境保全型農業直接支払制度の取組面積	187ha	200ha
②特別栽培米の作付面積	40ha	500ha	②特別栽培米の作付面積	250ha	400ha

1 目的と取組

目的

近年、消費者の食に対する「安全」「安心」への注目度が高まる中、減農薬・減化学肥料栽培や有機農業といった環境にやさしい農業の実践やこれに付加価値を求める多様な動きが全国的な広がりを見せている。県内随一の農業地帯である出雲圏域(出雲地域・斐川地域)においても、環境に配慮した営農活動に取り組む農業者が徐々に増えつつあるが、現時点では普及・浸透した取組みとはなっていない。また特別栽培米「つや姫」の生産増加に伴う荷受け体制など、圏域全体での解決が必要になっている。また、出雲圏域では、出雲市が国際保護鳥であるトキをシンボルに、人と自然が調和した社会の実現を目指した「トキによるまちづくり構想」を策定し、農業分野での取組を含め産業・文化・教育等の各分野で環境に配慮した様々な取組を進めることとしている。

こうした状況において、環境にやさしい農業の推進、定着を図っていくため、生産者の栽培技術の向上、有機肥料(堆肥・緑肥)の利用促進など生産者への普及～浸透の取組みを強化するとともに、飼料用米が拡大することも踏まえた特別栽培米の生産拡大に対応できる共同乾燥調製施設等の再編整備、エコファーマーの組織化、園芸作物における省エネ技術の導入など、産地全体として環境保全に資する取組みを進めていくものである。こうした状況を踏まえ、将来を見据えた圏域農業の新展開を図るため、エコファーマー認定制度やエコロジー農産物推奨制度等を活用しながら、環境にやさしい農業の普及やマーケティング手法を駆使した販売戦略の構築、更にはコスト削減効果も併せ持った省エネ生産技術の定着な

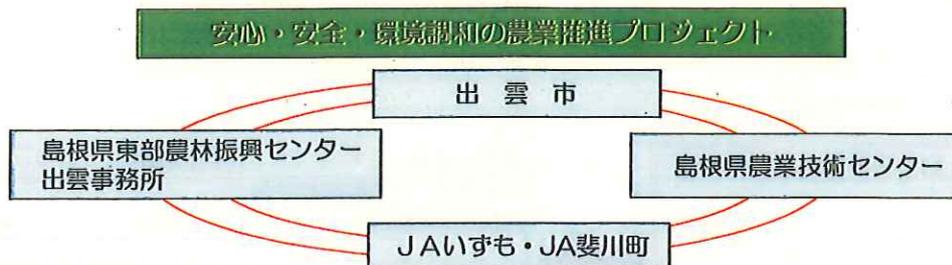
課題

- 出雲圏域は、環境配慮型農業が普及・浸透しているとは言えず、生産者をはじめ関係者の意識改革と生産技術の定着、向上が必要である。
- 有機栽培への関心を持つ生産者に対しては、栽培土壌や作物に応じて適切な有機肥料の促進(耕畜連携等)していく必要がある。
- 環境配慮型農産物の市場価値を高めるため、マーケティング等による販売戦略の検討が必要である。
- 県奨励品種である「つや姫」の生産拡大に取り組む中で、安定栽培技術の確立～普及及び収穫後の受入れ施設(乾燥調製施設等)の整備が必要となっている。
- 個々の農家の自助努力では限界があり、技術向上のため、の情報交換やPRなど産地として組織的活動を行っていくことが必要である。
- 園芸作物が盛んな出雲圏域においては、環境保全型農業を進めるうえで、加温燃料の削減(省エネ化)が求められている。
- 環境に優しい農業を続けて行くには環境保全と生産コスト削減の両立が欠かせない。

取組

- 生産現場における環境配慮型農業の普及
 - ・水稻の新品種「つや姫」導入等を契機とした低農薬、低化学肥料の栽培技術や果樹の養液土耕栽培等の環境配慮型栽培技術の普及を行う。
 - ・平成25年度から、国の環境保全型農業直接支払制度の取組み項目に「堆肥施用」が追加されており、同制度の周知を進め、栽培土壌や作物に適した有機肥料の施用を促進する。
- マーケティング等販売戦略の検討
 - ・環境配慮型農産物の市場評価調査及び市場PRを行う。また、島根県エコロジー農産物推奨制度との連携や「いずも生きものマーク農産物」の創設により、新たな付加価値をつけた販売PRを行っていく。
- 産地としての組織的活動の展開
 - ・「つや姫」の生産拡大に対応する安定栽培技術の確立～普及及び出雲圏域全体で米の乾燥調製施設・保管施設の再編整備を図る。
 - ・エコファーマーの組織化等により生産者間の栽培技術の向上を図る。
- 環境保全と生産コスト削減の両立
 - ・ハウス資材や加温設備における省エネ技術の情報収集及び研究を行い、生産性を高める。

2 推進体制



関係・連携するプロジェクト

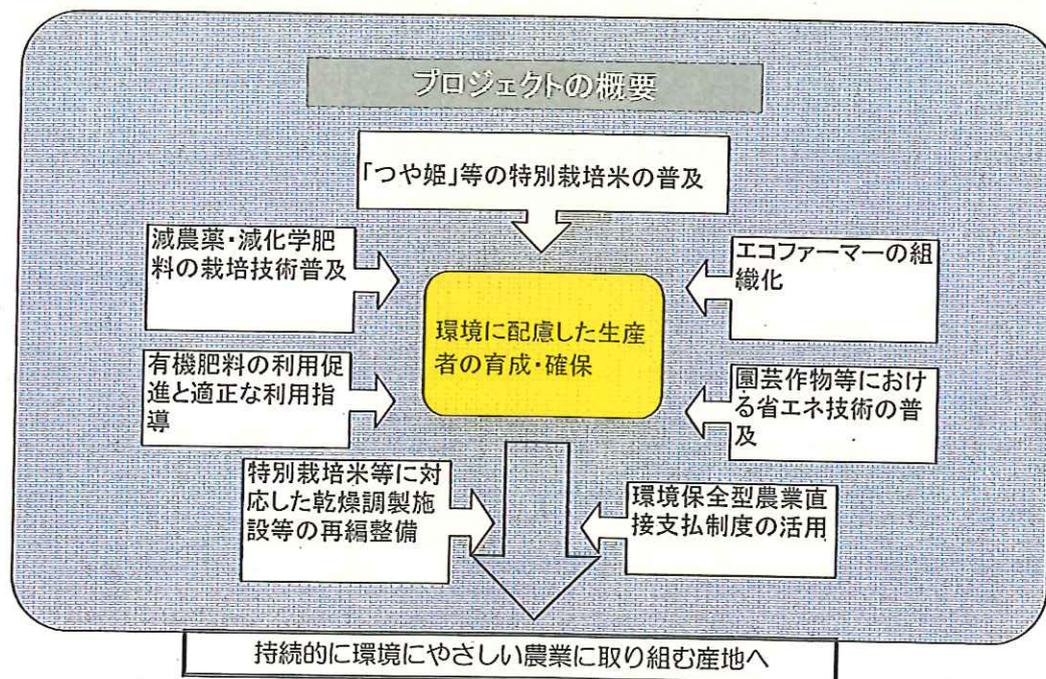
- 品種転換による島根米の品質向上促進(県)
- 有機農業の面的拡大・担い手育成(県)
- 水田利用高度化プロジェクト(出雲圏域)

3 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	H24	H25	H26	H27
生産現場における環境配慮型 安全型農業の普及	減農薬・減化学肥料による水稲、野菜、果樹等の栽培技術普及	東部農振出雲、農技C、JA、出雲市				→
	「つや姫」等の安定栽培と特別栽培米の作付面積増加	東部農振出雲、農技C、JA、出雲市				→
	有機肥料(堆肥・緑肥)の利用促進(耕畜連携等)と適正な肥培管理	東部農振出雲、出雲市、JA			→	
マーケティング等販売戦略の検討	環境配慮型農産物の市場評価調査及び市場PR	出雲市、JA				→
	高根県エコロジー農産物推奨品PRとの連携	JA、東部農振出雲、出雲市				→
	「いずも生きものマーク農産物」の創設及びPR	出雲市、JA				→
産地としての組織的活動の展開	米の乾燥調製施設・保管施設の再編整備	JA、出雲市、東部農振出雲			→	
	エコファーマーの組織化及び情報収集技術向上	出雲市、東部農振出雲、JA				→
環境保全と生産コスト削減の両立	省エネ技術の情報収集及び研究	東部農振出雲、農技C、JA、出雲市				→

4 成果指標(数値目標)

項目	現況(H2224)	目標(H27)
「いずも生きものマーク農産物」の創設 環境保全型農業直接支払制度の取組み面積	制度なし187ha →	創設200ha
特別栽培米の作付面積	40ha250ha →	500ha400ha



1 目的と取組

目的

これまで、隠岐のこだわり米として、「島の香り 隠岐藻塩米(以下、藻塩米という)」のブランド化を推進し、品質向上や生産量拡大に一定の成果を得た。しかし、水稻生産者の高齢化が進行し、将来の水田農業の担い手不足が懸念される。一方で、水稻を基幹品目とした集落営農組織、農業参入企業及び新規就農者も現れてきている。

このため、これまでのこだわり米プロジェクトを拡大し、これら担い手の経営基盤強化とともに、その経営安定のため、こだわり米の他、転作作物の生産対策など多様な取り組みを展開することにより、将来の担い手を育成し、隠岐圏域の水田農業の維持発展を図る。

また、平成26年度からは国の農政改革に対応し、転作作物についてはWCS用稲や飼料用米の生産体制確立及び生産拡大をより重点的に取り組む。

課題

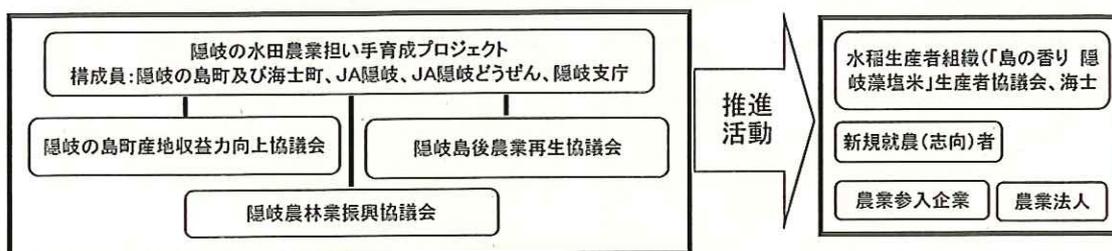
- 将来の水田農業の担い手確保
 - 個別担い手のカバー率が高い中、担い手の高齢化が進行し、円滑な世代交代を行う必要がある。
- 水田農業経営体の経営安定
 - ・ こだわり米の生産拡大
 - こだわり米の生産拡大に取り組み、複数の安定した販路を確保し、そのおいしさをPRすることで、隠岐産米の引き合いを強くする必要がある。
 - ・ **WCS用稲等の生産体制整備及び生産拡大**
 - 水田の有効活用を図るとともに増頭が進む肉用牛生産を進めるため、飼料用稲や飼料用米の生産拡大を進める必要がある。
 - ・ 既存転作作物の生産体制確立
 - 米の生産数量配分が減る中、転作田を活用しこれまで取り組んできた、既存作物の生産体制確立が必要である。
 - ・ 新規作目の導入
 - 経営の多角化を図る中、既存の育苗ハウス等を利用した新規作目の導入が必要である。

取組

- 将来の水田農業の担い手の育成
 - 各町における担い手育成ビジョン(地域農業マスタープラン)づくりや、その担い手への農地集積支援を行う。また、個別担い手に対しては、集落営農組織づくりや組織設立後の運営管理について支援を行う。
- こだわり米の生産及び販路拡大
 - 「藻塩米」を中心としたこだわり米の生産者数の拡大および栽培技術の向上により生産安定を図る。また、既存販路の継続、新規販路開拓のための販売促進活動を行う。
- **WCS用稲等の生産体制整備及び生産拡大**
 - 牛の自給飼料確保を目的としたWCS用稲及び飼料用米の生産体制強化や栽培支援を行う。
- 既存転作作物の生産体制強化及び生産安定
 - 「隠岐そば」の原料となるソバ、製菓業者との契約栽培を行う白小豆、また、牛の自給飼料確保を目的とした飼料用米及びWCS用稲の生産体制強化や栽培支援を行う。
- 育苗ハウスや転作田を利用した新規作目の導入検討
 - 作目の検討や試験栽培、販路の開拓を行う。

2 推進体制

隠岐の島町産地収益力向上協議会、隠岐島前及び島後水田農業再生協議会、隠岐農林業振興協議会との連携の上、水稻生産者組織等への推進活動を行う。



関係・連携するプロジェクト

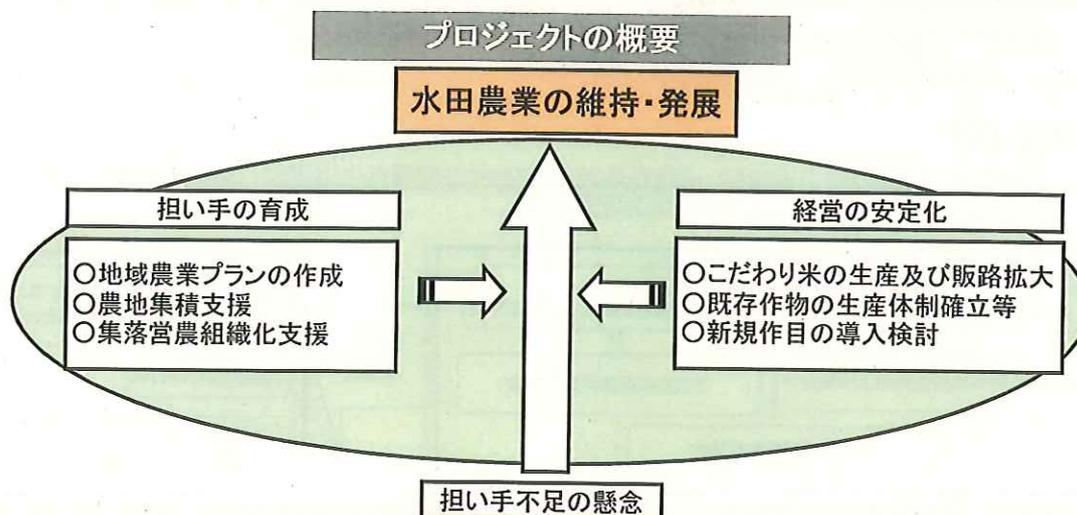
隠岐産品のブランド力強化に向けた6次産業化の推進プロジェクト、隠岐牛産地拡大プロジェクト、隠岐の地産地消拡大プロジェクト

3 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	H24	H25	H26	H27
将来の水田農業の担い手の育成	地域農業マスタープランの作成	町、JA、農林局	→	→		
	担い手への農地集積支援	各町農業再生協議会				→
	集落営農組織化(法人化)、運営管理支援	各町農業再生協議会				→
こだわり米の生産及び販路拡大	藻塩米生産者協議会の組織力強化による生産者数の拡大	JA、町、農林局				→
	生産安定のための技術向上	JA、農林局				→
	既存販路の継続、新規販路開拓のための販売促進活動	JA、町、農林局				→
WCS用稲等の生産体制整備及び生産拡大	生産及び流通体制の確立	町、JA、農林局				→
	需要に応じた生産の拡大	町、JA、農林局				→
既存転作作物の生産体制強化及び生産安定	ソバ優良品種の選定	町、JA、農林局	→			
	白小豆の栽培支援、集荷体制の強化	JA、農林局				→
	飼料用米及びWCS用稲の栽培方法、収穫及び流通体制の確立	町、JA、農林局				→
育苗ハウスや転作田を利用した新規作目の導入検討	新規作目の試験栽培	JA、農林局、町				→
	新規作目販売に向けての市場調査	JA、農林局、町				→

4 成果指標(数値目標)

項目	現況(H22)	目標(H27)
集落営農法人数	2組織 →	5組織
こだわり米のJA集荷量	82.9t →	200t
WCS用稲栽培面積	2.4ha →	27ha
白小豆のJA集荷量	5.3t →	8t
新規作目の定着	— →	2品目



1 目的と取組

目的

先行する隠岐牛、いわがき、原木しいたけは、県外で順調に推移しており、それに続く産品の発掘、商品化、PR、販促活動を商工サイドと一体に取り組み、島外から強い引き合いが出る産品も育ってきている。しかし、同一産品での品質格差や生産加工者の意識統一ができておらず、ロットの確保や相乗効果が発揮されていない。また、既存のマーケットを重視するあまり、新たなマーケット開発や商品開発がなおざりになり、生産者の販売力が低下傾向にある。

このため、

- ①島内消費に留まっている産品の発掘や新たな商品開発を促進するとともに、産品の品質向上や加工インフラの整備を推進し、隠岐産品の製造力向上を図る。
 - ②分野間の情報共有、連携を強化し、地元宿泊、観光、飲食業と結びついた販路開拓や、産品の特徴やロットが活かせるマーケットへの販路対策を促進する。
- ことにより、6次産業化を推進し、隠岐産品のブランド力強化を図る。

課題

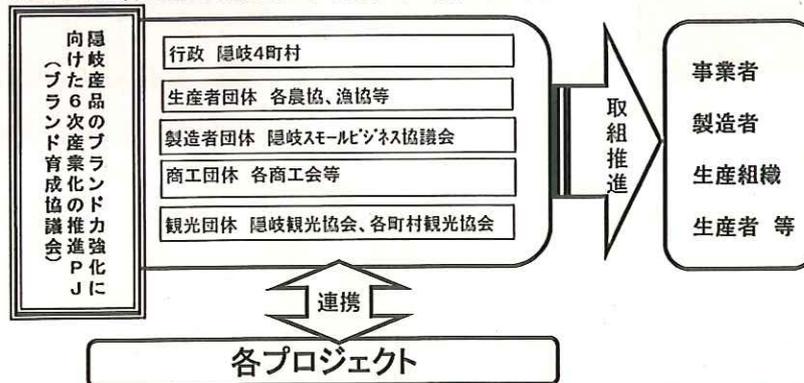
- 業者間連携の強化及び意識、資質の向上
隠岐全体を一本化するのでは多岐にわたるマーケットに十分な対応が困難なため、対象マーケットや販売品目等が類似している生産、加工者のグループ化を図ることなどにより、業者間の連携、協力関係を促進し、生産、加工者の意識統一、意識向上等の資質向上を図る。
- 6次産業化の積極的な推進
・消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発
商品が固定化し、変化する消費者の嗜好に対応し切れていないため、島内消費にとどまっている特徴ある産品を積極的に発掘するとともに、消費者ニーズに対応した商品開発を促進し、魅力ある産品づくりを図る。
・品質向上及び生産体制整備によるロット確保
主力商材においても、生産者間で品質にばらつきが見られ、需要に対し十分なロットが確保されていないため、品質の規格化を促進するとともに、加工インフラの整備を推進する。
- ・6次産業化への支援
6次産業化・地産地消法に基づく計画認定を受け、隠岐の豊富な資源を活用した商品化に取り組む事業者が誕生している。
・産品の特徴やロットが活かせる販路対策の促進
島外の小売りを中心に販路拡大を図ってきたため、島内における重要な顧客である観光客へ産品の提供が十分に出来ていないことなどから、これまで小売り業界にウエイトがあった販路開拓を見直し、確実に商品が回転する宿泊施設や、飲食施設を主要なターゲットのひとつとして位置づけるなど、確実な販売に

取組

- 業者間連携の強化及び意識、資質の向上
「隠岐ブランド」育成協議会の円滑な運営と関係機関の積極的な参加により、意識、資質の向上および業者間の連携を強化する。併せて団体、組織等が連携したイベント等を実施する。
- 消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発
観光部門と連携した観光客向け商品やメニューを開発する。さらに、開発された商品のブラッシュアップ等を実施することで、消費者ニーズに対応した商品づくりを推進する。
- 品質向上及び生産体制整備によるロット確保 **6次産業化への支援**
国、県の事業を活用した6次産業化への取組支援する。
既存産品の品質の規格化に向けた啓発研修等を実施し、品質向上を図る。**企画・商品開発力の向上を図る。**
ロット確保や品質の均一化を図るための施設整備等を実施するため、団体、組織等が連携した体制づくりを推進する。
- 産品の特徴やロットが活かせる販路対策の促進
団体、組織等が連携して、商材マッチングを実施することにより販路の拡大を図る。

2 推進体制

■横断的組織(隠岐ブランド育成協議会)を運営し、①全体活動の実施(啓発、研修、PR等)②他団体、組織、各プロジェクトの連携促進、支援を行い、事業者等の積極的な取組みを推進する。



関係・連携するプロジェクト

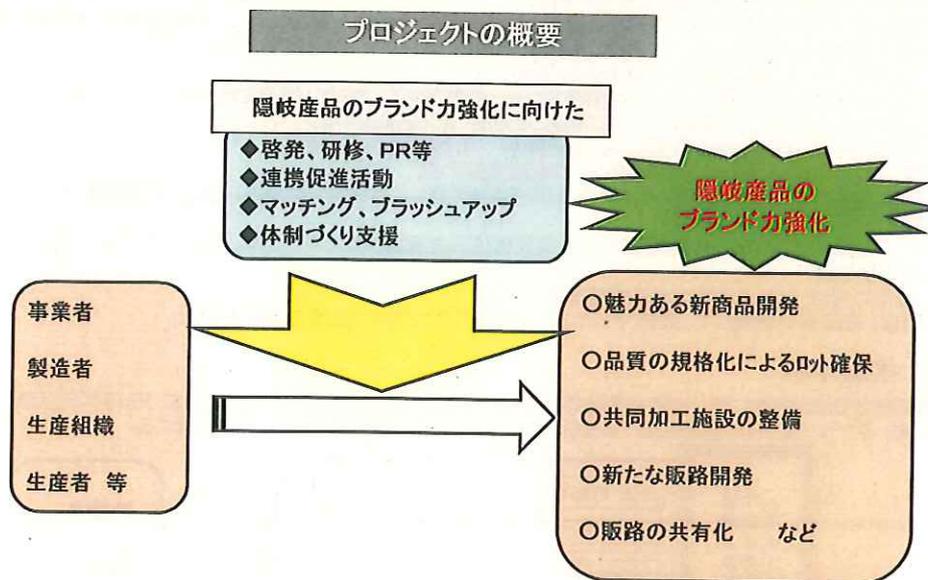
- 隠岐の水田農業担い手育成(隠岐) ○隠岐牛産地拡大(隠岐) ○隠岐の地産地消拡大(隠岐)
- 原木しいたけ振興(隠岐) ○「隠岐のいわがき」販売強化(隠岐) ○隠岐のさかな消費拡大(隠岐)

3 取組項目と具体的行動計画

取組項目	具体的行動	主な実施主体	H24	H25	H26	H27
業者間連携の強化及び意識、資質の向上	プロジェクト推進体制の円滑な運営	隠岐ブランド育成協議会				→
	団体、組織等が連携したイベント等の実施	隠岐ブランド育成協議会、関係機関・団体				→
消費者ニーズに対応した魅力ある商品開発	観光部門と連携した観光客向け商品等の開発	隠岐ブランド育成協議会、関係機関・団体、事業者				→
	開発商品のブラッシュアップ	隠岐ブランド育成協議会、関係機関・団体				→
品質向上及び生産体制整備によるロット確保 6次産業化への支援	品質の規格化に向けた啓発 国、県の事業の活用 支援 経営確立のための人材育成	隠岐ブランド育成協議会、スモールビジネス協議会 関係機関				→
	団体、組織等が連携した施設整備等に向けた体制づくり	隠岐ブランド育成協議会、関係機関・団体		→		
産品の特徴やロットが活かせる販路対策の促進	団体、組織等が連携した商材のマッチング	隠岐ブランド育成協議会、関係機関・団体				→

4 成果指標(数値目標)

項目	現況(H22)	目標(H27)
隠岐スモールビジネス協議会員の取引先数(1社当たり)	43件 →	65件
品質の規格化が図られた商品数	- →	4件
6次産業化に取り組む事業者数	- →	5業者
島根県物産観光館で定番化した隠岐産商品数	39件 →	80件



6次産業推進事業

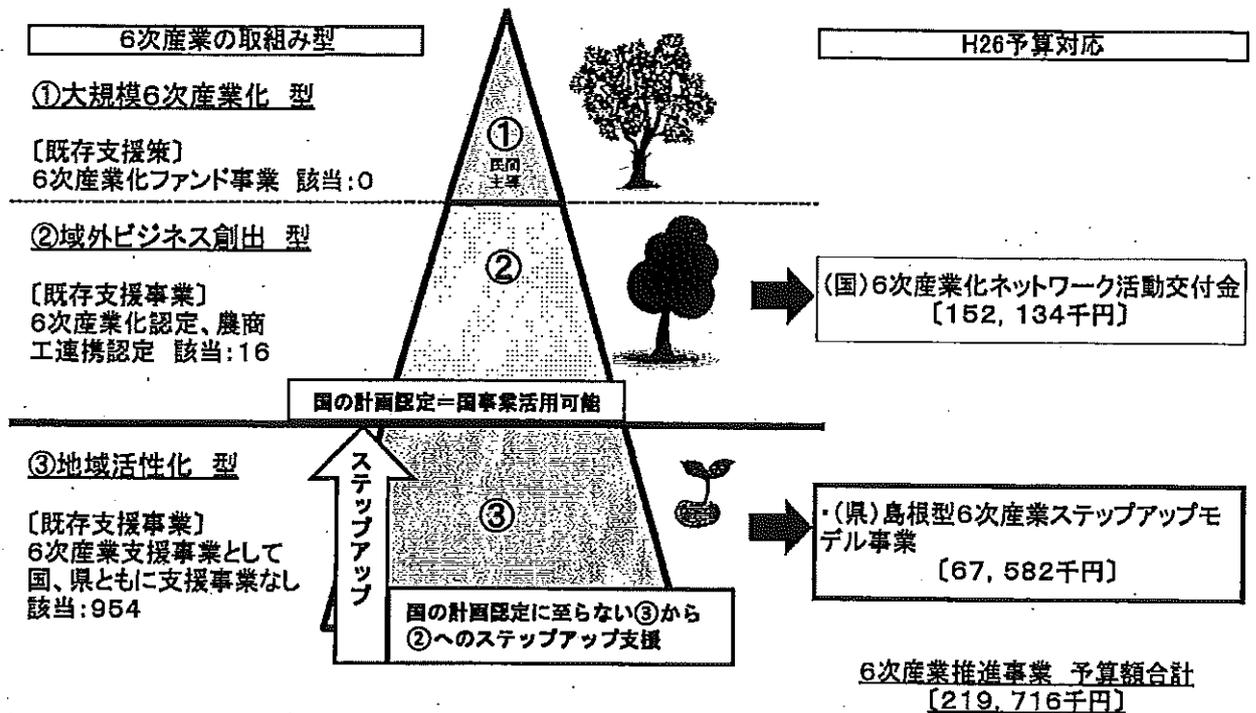
農林水産部 農林水産総務課

1 背景・目的

- 国は農業の成長戦略として6次産業を推進
- 島根県の6次産業の取組みの多くは、個々の生産者自らが、加工、販売する小さな取組みが多い
- 多様な事業者との連携を促進し、小さな取組みからビジネスモデルへの発展を目指し、生産者の所得向上、地域の雇用創出等を図る

2 島根県の6次産業支援の考え方

- 6次産業に関わる幅広い分野を対象とし、小さな取組みから大きな取組みへステップアップを支援
- 農林漁業者、商工業者、関係機関等の多様なネットワーク形成を支援



3 島根型6次産業ステップアップモデル事業の概要

(1)事業要件

- ・事業実施主体+2者以上の多様なネットワーク（例：生産者、加工事業者、販売事業者）による取組みであること
- ・地域資源を活用した他地域への波及が認められるビジネスモデルであること

(2)事業実施主体

市町村、農林漁業者、民間事業者 等

(3)支援内容

①推進事業(ソフト事業)

対象事業：多様な6次産業の取組みにおける新商品開発、市場調査、研修会、販路開拓等に要する経費に対し助成
 補助率：2/3以内
 助成限度額：3,000千円/1件当たり

②整備事業(ハード事業)

対象事業：多様な6次産業の取組みにおける生産・流通・販売等に必要な施設・機器等に要する経費に対し助成
 補助率：1/2以内
 助成限度額：7,000千円/1件当たり

(4)事業期間

平成26年度～平成27年度

新規就農者総合対策事業

農林水産部農業経営課

1 目的

農業従事者の減少、高齢化の進行の下、農業の担い手育成は県及び地域の喫緊かつ重要な課題である。このため、相談～研修～就農の各段階での支援を強化するとともに就農後のフォローにより農林水産業の担い手を育成・確保する。
一方国において実施されている新規就農・経営継承総合支援事業を活用し、新規就農者数(自営・雇用)増加対策を総合的に展開する。

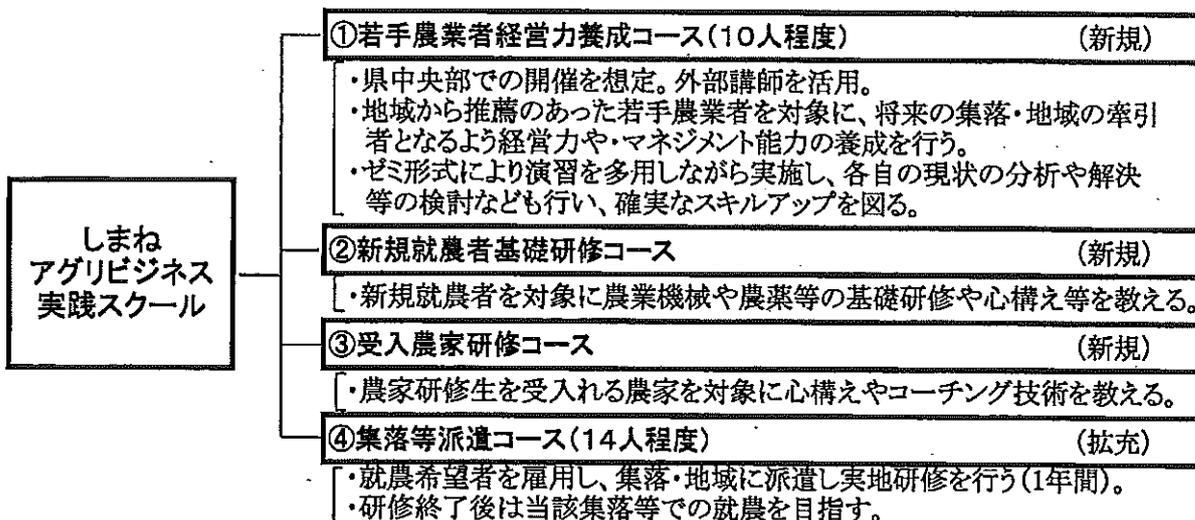
2 事業概要及び予算額

【事業実施年度】平成24年度～平成26年度

(単位:千円)

【事業概要】		H26当初	H25当初
入口対策	○農業志向者の確保		
	① 就業プランナーの設置、就業相談会開催等	14,000	14,000
	② 高校連携コーディネーターの配置等農業高校生を主体とした地元への就農対策	3,700	3,700
出口対策	○受け皿づくり		
	③ 施設等整備に対する支援(ハード支援) ～認定就農者、半農半X実践者、新たに雇用を創出する農業法人、子弟に経営継承する認定農業者が行う施設等整備	70,000	60,000
	④ 研修受入農家への助成(3万円/月・最大2年間)	17,090	17,090
	○定着に向けた支援等		
	⑤ 就農前研修・定着支援 ～ 自営就農(12万円・12月/45歳以上UIターン)、半農半X(12万円・24月/UIターン)	23,520	23,520
	⑥ 中高年就農給付金(45歳以上・75万円/年・2年)	3,750	3,000
○しまねアグリビジネス実践スクール			
⑦ しまねアグリビジネス実践スクールの開設(新規・拡充) ～担い手の確保と経営安定のフォローから、若手農業者の経営力養成		49,880	42,358
【国 新規就農総合支援事業の執行に伴うもの】			
⑧ 青年就農給付金(150万円/年 就農前2年間、就農後5年間(45歳未満))		282,000	262,008
合計	県単事業	181,940	121,310
	国事業	282,000	304,366
	合計	463,940	425,676

※ しまねアグリビジネス実践スクール(新規・拡充)



地域貢献型集落営農連携・強化支援事業

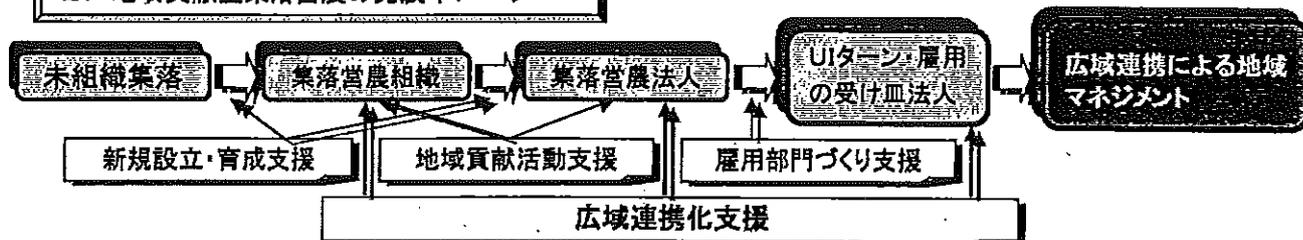
農業経営課

1. 事業のねらい

農業を始め、地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する「地域貢献型集落営農」の育成やU I ターン者を含めた雇用の受け皿づくりを図るとともに、多様な主体との連携による新たな事業展開や地域マネジメント組織への発展を支援する。

地域貢献型集落営農とは、農地の維持、地域経済の維持（女性・高齢者等の生き甲斐や所得確保等）、生活の維持（生活支援、福祉、環境保全等）、U I ターン者を含めた地域の人材維持などに貢献する地域公益的な集落営農組織（本県独自の定義）

2. 地域貢献型集落営農の発展イメージ



3. 事業概要及び予算額

予算額合計 54,000 千円（一般財源）

(1) 地域貢献型集落営農育成・確保支援【16,300千円】

①集落連携ビジョンづくりソフト支援

ビジョン作成に必要な経費を支援【定額：上限 300 千円】

集落や地域の将来を見据えた「集落ビジョン」を作成するために取り組むワークショップ、先進地視察等の活動に掛かる経費を支援

②地域貢献型集落営農の新規設立支援

集積面積に応じて交付【定額：10 千円/10a】

③法人化組織へのハード支援

集落営農の法人化に必要なとなる機械整備支援【補助率：ハード 1/3】

法人化を前提とした集落営農の組織化のため、新たに必要となる大型機械・施設等の取得に掛かる経費を支援

(2) 経営多角化・地域貢献活動支援【16,000千円】

①地域貢献活動支援（ソフト）

農地維持以外の地域貢献活動に必要な経費を支援【補助率：経済発展 1/2、生活維持・人材確保 2/3】

②集落サポート活動に伴う掛かり増し経費支援

サポート集落における新たな利用権設定に対して交付【定額：15 千円/10a】

③経営多角化・サポート活動支援

雇用のための多角化・担い手不在集落のサポート活動に必要な経費【補助率：ソフト 1/2、ハード 1/3】

(3) 組織間連携・ネットワーク化支援【16,900千円】

①広域連携組織設立支援

複数の集落営農法人等が連携し、新たに法人を設立する際に掛かる経費を支援【定額：400 千円】

②広域連携組織活動支援

組織連携による農作業の協同化を支援【補助率：ソフト 1/2、ハード 1/3】

複数の集落営農組織等が連携し、農業部門において単独組織では収益性が低く非効率な部門の協同化や事業拡大等、新たな雇用確保のための体制づくりを支援

③広域連携地域貢献モデル活動支援

広域連携組織でモデル的に取り組む農業以外の地域貢献活動を支援【補助率：ハード 1/2】

複数の集落営農組織等が連携し、除雪や高齢者等の配食サービス等、農業以外の地域貢献活動にモデル的に取り組む際に必要となる経費を支援

(4) フォローアップ支援【4,800千円】

地域貢献型集落営農の組織化、ステップアップ等における課題を解決するための活動経費を支援【補助率：県農業再生協議会：10/10、地域協議会・市町村等：1/2】

農地中間管理機構関連事業

農林水産部農業経営課

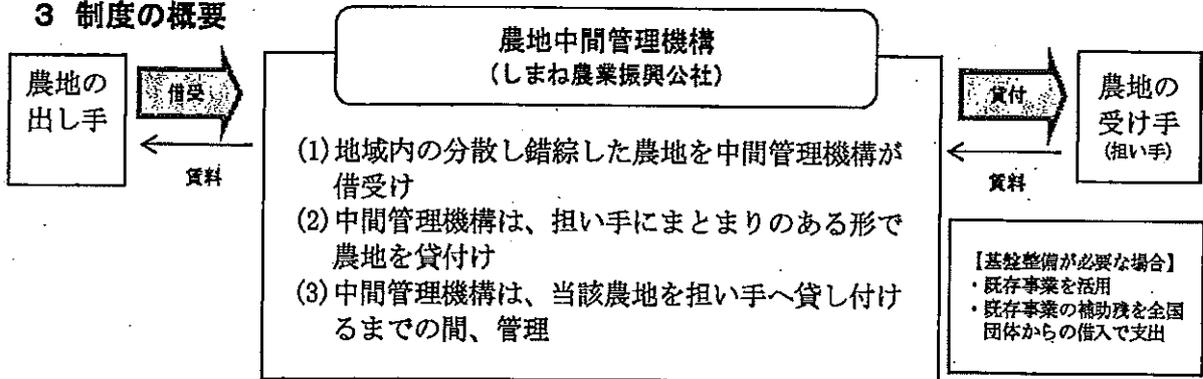
1 対策のポイント

担い手への農地集積と集約化により農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間的受け皿として都道府県段階に農地中間管理機構を整備し、活用を図る。

2 島根県の指定団体

公益財団法人 しまね農業振興公社（予定）

3 制度の概要



4 農地中間管理機構の主な業務内容

- (1) 調整活動 : 市町村、円滑化団体、出し手・受け手（公募）
- (2) 権利移動事務 : 事務、現地確認、賃借料支払い、農地利用配分計画作成
- (3) 農地の管理 : 管理台帳作成、農地の保全管理業務
- (4) 市町村への委託業務 : 相談窓口、出し手との交渉、借受予定地の位置・権利関係の確認、借受希望者との交渉等（調整中）

5 平成26年度当初予算額

（単位：千円）

区 分	事業費		主 な 内 容
		県費（一財）	
農地利用集積促進事業費	591,092	131,898	
農地中間管理機構事業	337,454	131,898	・事業の推進費（県、機構） ・機構の運営・業務委託費（市町村の事業推進費含む） ・農地の管理費等
機構農地集積協力金	253,638	0	・地域に対する支援（地域集積協力金） ・出し手に対する支援（経営転換協力金等）
農地利用関係調整・調査費	94,038	0	・農業委員会の農地台帳の電子化支援 ・農地所有者への意思確認調査等の経費
合 計	685,130	131,898	

*島根県への基金配分額は、551,827千円

*H26中間管理機構が扱う農地面積は、500haと試算

園芸産地再生担い手育成事業

農畜産振興課

1. 目的

県内園芸産地では、担い手の高齢化等により農家数、面積、販売額の減少が著しく、担い手の確保・育成による産地再生が急務となっている。

このため、JA等が行うリースハウス事業を支援することにより円滑な就農・規模拡大を支援する。

また、近年の気象災害の頻発に対応し、気象災害に強い施設づくり（過去10年の気象災害額2,978百万円、復旧対策費748百万円（県費202百万円））を進める。

2. 事業内容

JA等がハウスを建設し農家にリースする場合、県が5年間分リース料を一括補助

(1) 補助対象経費

リース料（契約開始から5年分）

(2) 補助率

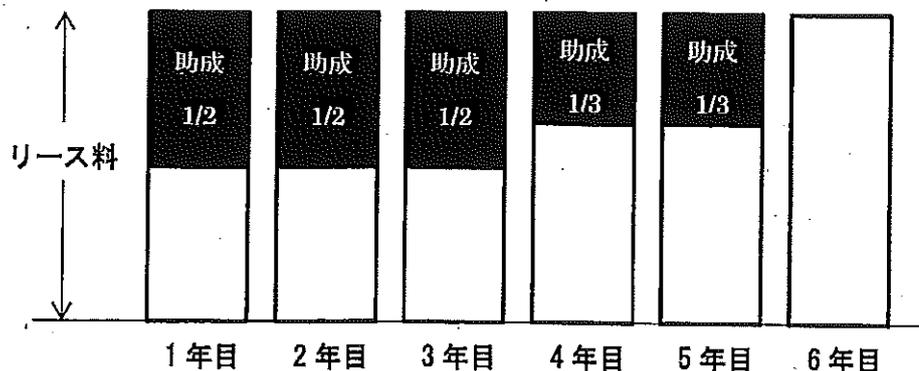
リース契約1～3年目：年間リース料の1/2以内

リース契約4～5年目：年間リース料の1/3以内

(3) 事業実施主体

市町村・農業協同組合・農業公社等

(4) 事業実施期間 平成26～28年度



3. 予算額

平成26年度 72,081千円

(平成27年度 78,310千円)

(平成28年度 81,871千円)

みんなでひろげる「しまね有機の郷」事業

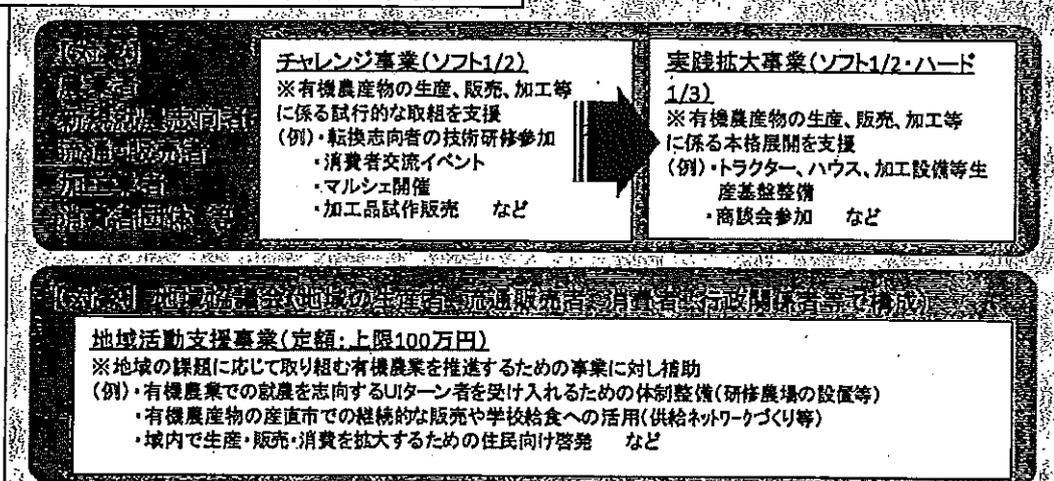
農畜産振興課

1. 背景・経過

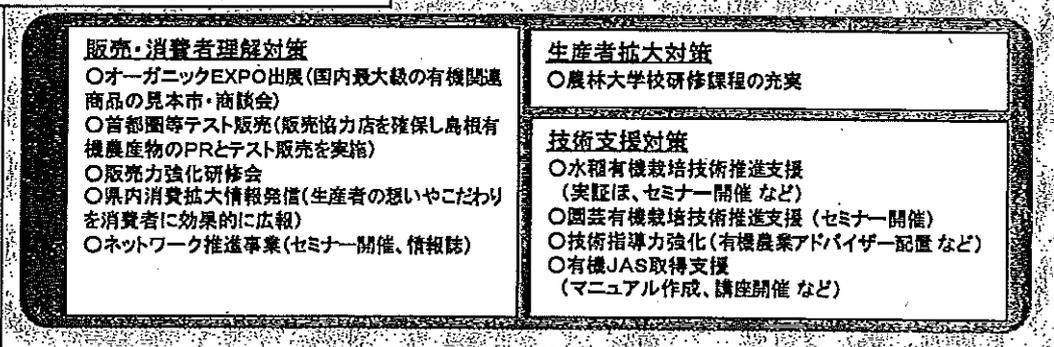
- 消費者の安全・安心や環境保全への関心、生産者の参入志向の高まりなどを背景に、有機農業を本県農業の活性化策の柱のひとつに位置付け推進
- これまでの取組みにより、有機農業の取組面積は拡大し、新規就農者の増加が見込まれるなど成果が表れはじめている。
- しかし、地域により有機農業の取組みに偏りが見られることや、小規模生産者等を中心に販売機会が限られていること、有機農業での就農を志向するUIターン者の受け入れ体制が十分には整っていないなどの課題がある。
- これらの課題を解決し、「売れる」「就農する」可能性が高く、環境保全効果も優れる有機農業を一層拡大するため、本事業を実施する。

2. 概要

1. 地域・民間の取組を支援(補助事業)



2. 県による推進事業



3. 事業実施期間

平成26年度～28年度

4. 予算額

62,389千円

(1) 地域・民間への取組支援 (39,944千円)

①生産者支援、②流通・販売者支援、③地域活動支援

(2) 県推進事業 (22,445千円)

①販売・消費者理解対策、②生産者拡大対策、③技術支援対策

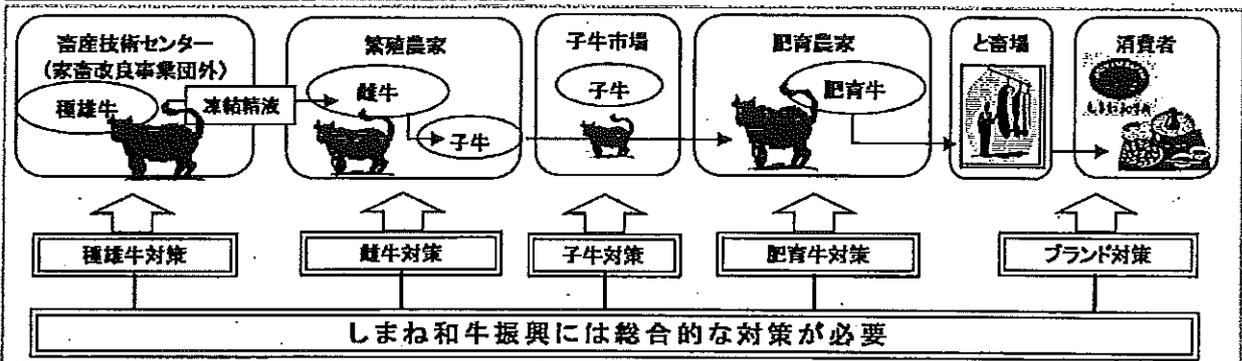
「しまね和牛」振興優秀牛作出対策事業

農林水産部農畜産振興課

1 背景

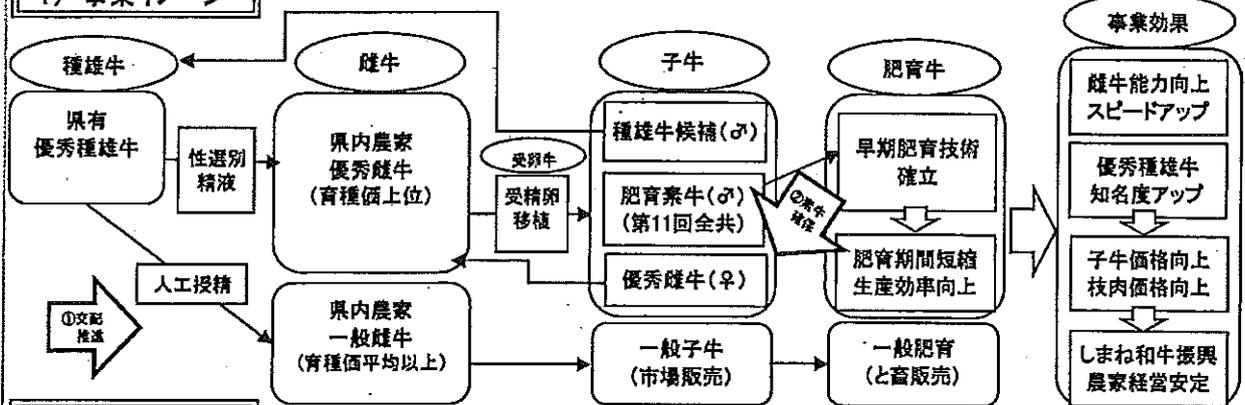
- 小規模繁殖農家の廃業による繁殖雌牛頭数の急激な減少（雌牛頭数 H20:10,832頭 ⇒ H25:8,944頭）
- 子牛価格が全国平均を下回って推移（全国平均以上:~H10年 ⇒ 平均以下:H11年~14年間）
- 枝肉の上物率が全国平均を下回って推移（全国:62.3% ⇒ 島根:52.2%）
- 第10回全国和牛能力共進会での成績不振（第1回~第9回全共:3席以上 ⇒ 第10回全共:3席以下）

2 しまね和牛生産の流れと振興



3 対策

1) 事業イメージ



2) 事業内容

- ① 県有種雄牛活用促進事業(事務委託:畜産振興協会等)
後代検定において過去にない高い評価が得られた県有優秀種雄牛「隆娘」等の交配を促進
H26~H28: 交配推進費 1,500円/頭 × 2,000頭
- ② 新技術活用優良素牛供給支援事業(事業主体:県)
優秀肥育素牛・優秀雌牛を受精卵移植技術や性選別精液を活用して確保
H26: 肥育素牛60頭、優秀雌牛14頭

4 予算額

区分	(単位:千円)		
	H26	H27	H28
① 県有種雄牛活用促進事業	3,200	3,200	3,200
② 新技術活用優良素牛供給支援事業	10,516		
合計	13,716	3,200	3,200

新たな担い手集落営農放牧実践事業

農林水産部農畜産振興課

1 目的

- 小規模繁殖農家の減少による県内の繁殖雌牛頭数の減少に対して、繁殖和牛経営体の新たな担い手として、集落営農組織等による省力・低コストな放牧による和牛繁殖を推進
- 地域に残っている和牛繁殖経験者の技術を集落営農組織等へ引き継ぐ
- 集落営農組織等の土地集積力を活用した放牧による耕作放棄地等の解消を推進

2 課題

- 牛や牛を飼養する施設整備に関する初期投資がネック
- 集落営農組織等では牛の飼養管理技術やノウハウが不足

3 事業概要

- 放牧実施者：集落営農組織等(放牧団体)
- 支援内容

(1) 集落営農放牧実践モデル事業

① リース繁殖牛導入支援事業

- 事業主体：市町村、JA等
- 事業内容：JA、市町村等が集落営農組織等に貸し出す目的で繁殖雌牛を購入する場合の経費を補助(補助率1/3以内)

② 集落放牧畜産施設等整備支援事業

- 事業主体：集落営農組織及び放牧団体
- 事業内容：繁殖牛の飼養及び放牧に必要な施設等の整備を補助(補助率1/3以内)

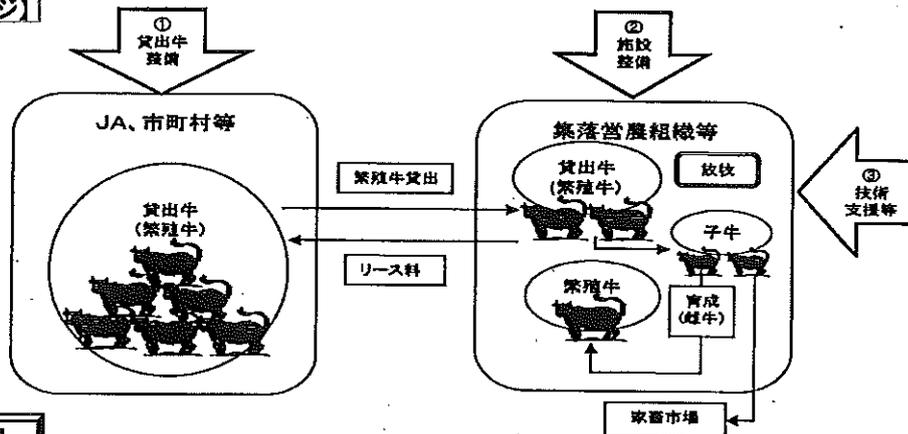
③ 集落営農放牧実践推進事業

- 事業主体：島根県
- 事業内容：集落営農組織等が放牧を実践する際の指導体制を整備

(2) 放牧実践支援事業(拡充)

- 事業主体：島根県(中山間地域研究センター)
- 事業内容：集落営農組織等が試験的に放牧を実践できる体制を整備(中山間地域研究センターのレンタル放牧制度の機能を拡充)

【事業イメージ】



4 事業期間

年度	リース繁殖牛頭数	備考
H26	18頭	H27以降、キャトルステーション整備を含め本格実施
H27~H29	200頭	

5 予算額

(単位:千円)

年次	H26年度	備考
①リース繁殖牛導入支援事業	2,700	JA等に対して取組を促す動機付け
②集落放牧畜産施設等整備支援事業	3,222	
③集落営農放牧実践推進事業	1,578	
④放牧実践支援事業(拡充)	(2,500)	
合計	7,500	

畜産飼料自給力向上支援事業（飼料米流通促進事業）

農林水産部農畜産振興課

1. 事業の目的

島根県では、主食用米の計画生産の推進、飼料自給率の向上に資する観点から、飼料米の安定生産ならびに畜産農家での利用拡大を推進するとともに流通・保管体制の確立を図ることを目的に、平成21年に島根県飼料米推進協議会を中心に、取り組みをすすめ作付面積の拡大を図ってきた。

しかしながら、飼料米の流通・保管には多くの経費が必要であり、生産者所得が低水準となっていることから、平成23年産の697haをピークに作付面積が減少傾向にあり、県内畜産農家への供給数量の確保が難しい状況となっている。

一方で、畜産農家は配合飼料価格の高騰により経営が圧迫され、経営の安定を図っていくためには飼料米の増産利用が必須の状況となっている。

このため、飼料米の流通・保管経費について支援することにより、飼料米生産を拡大し、飼料自給率の向上を図る。

2. 事業の目標

項目	H23	H24	H25見込	H26目標
飼料米生産量 (※県飼料米推進協議会取扱数量)	4,070t	3,107t	2,876t	4,060t

3. 事業内容等

(1) 飼料米流通促進事業

事業主体：島根県飼料米推進協議会

事業内容：県は飼料米の生産利用拡大を図るため、飼料米の流通・保管に要する経費について予算の範囲内で補助する。

補助率：1/3以内

4. 事業期間：平成26年度～平成27年度（2年間）

5. 予算額：7,000千円（H26：3,000千円、H27：4,000千円）

家畜保健衛生所整備事業

農林水産部食料安全推進課

1 目的

家畜保健衛生所は家畜保健衛生所法に基づく都道府県の必置機関で、県内5カ所（松江、出雲、江津、益田、隠岐）に配置されている。このうち江津及び益田家畜保健衛生所の建物は築40数年と老朽化しており、コンクリートブロック工法のため耐震補強手段もないことから、移転整備が必要となっている。益田家畜保健衛生所の移転整備については平成25年度から実施しており、江津家畜保健衛生所についても平成26年度から移転整備を進める。

<参考>

【益田家畜保健衛生所の移転整備】

- 益田家保(益田市あけぼの西町) → 益田合庁への移転整備 (H25~26年度)
- ※平成27年1月から移転先での業務を開始予定
- 移転先庁舎の改修整備、解剖棟及び焼却炉の新設(合庁敷地内)

2 江津家畜保健衛生所の移転整備計画

■ 江津家畜保健衛生所

- 所在地：江津市江津町1016-13
- 管轄区域：浜田市、大田市、江津市、邑智郡
- 家畜飼養状況：乳用牛、肉用牛、鶏は管内東部の大田市、美郷町、川本町に戸数で7割、頭数で8割が存在する。

■ 整備計画

庁舎移転	江津家畜保健衛生所 → 川本合同庁舎への移転整備 (H26~27年度) ※平成28年4月から移転先での業務を開始予定
事業内容	H26：移転先庁舎の改修整備 H27：解剖棟及び焼却炉の新設(合庁敷地内)

3 移転整備(江津家畜保健衛生所)による効果

- 畜産現場とのアクセス改善 → 農家の利便性向上、業務の効率化
- 県既存施設への移転 → 施設整備費の節減及び県施設の有効活用
- 検査室、解剖室及び焼却炉の機能向上 → 病性鑑定機能の強化
- 農業普及部等との業務連携強化 → 業務の効率化、現場対応のワンストップ化
家畜伝染病発生時の危機管理体制の強化

4 予算額

H26年度 227,307千円

(益田家保移転整備：156,313千円
江津家保移転整備：70,994千円)

多面的機能支払事業

農林水産部農村整備課

1. 目的

高齢化、人口減少等により地域の共同活動で支えられている多面的機能発揮に支障が生じる状況にあるため、地域共同で行なう農地法面の草刈や水路の泥上げ等の多面的機能を支える活動、また、水路、農道等の軽微な補修や農村環境保全活動などの質的向上を図る活動等に対し、交付金を交付するもの。

2. 制度の概要（現行制度との比較）



※現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価適用。

3. 交付単価

(単位:円/10a)

	①農地維持支払	②資源向上支払(共同活動)(※1)	①と②に取り組む場合	③資源向上支払(長寿命化)	①、②及び③に取り組む場合(※2)
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1:現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、75%単価を適用。

※2:①、②及び③を一括に取り組む場合は、②の単価は75%を適用。

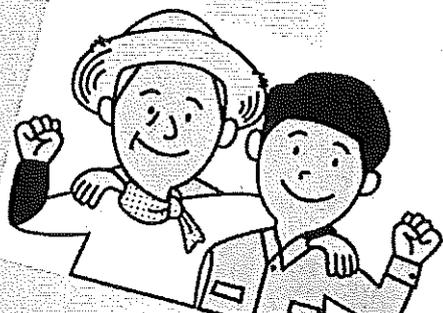
4. 負担割合

国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4

5. 平成26年度当初予算

400,900千円

新たな農業・農村政策が 始まります!!

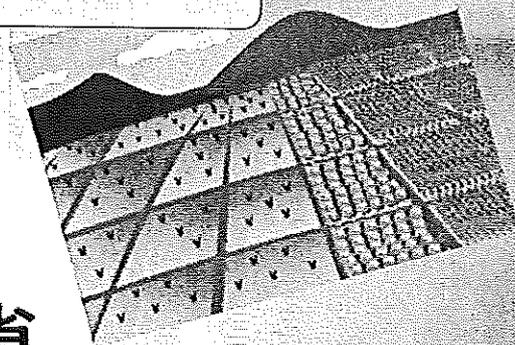


～4つの改革～

- 農地中間管理機構の創設
- 経営所得安定対策の見直し
- 水田フル活用と米政策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設

平成25年12月

農林水産省



目 次

I	4つの改革の考え方	1
II	改革の背景	2
III	改革の概要	3
IV	農地中間管理機構	4
V	経営所得安定対策の見直し	8
VI	水田フル活用と米政策の見直し	12
VII	経営所得安定対策関連の交付金の交付スケジュール	19
VIII	日本型直接支払制度の概要	20
IX	Q&A	27

4つの改革の考え方

現在、我が国農業における担い手の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、構造改革をさらに加速化させていく必要があります。

このため、今般「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしました。

具体的には、

- ① 産業政策としては、まず、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させることが不可欠です。

このため、今般、農地中間管理機構の制度化等を行ったところであり、各地において十分に活用していただくよう、各般の対策を講じることとしています。

- ② また、従来の経営所得安定対策(旧・戸別所得補償)については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、今回の改革では、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止することとする一方、ナラシ、ゲタ対策については一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるようにすることとしています。

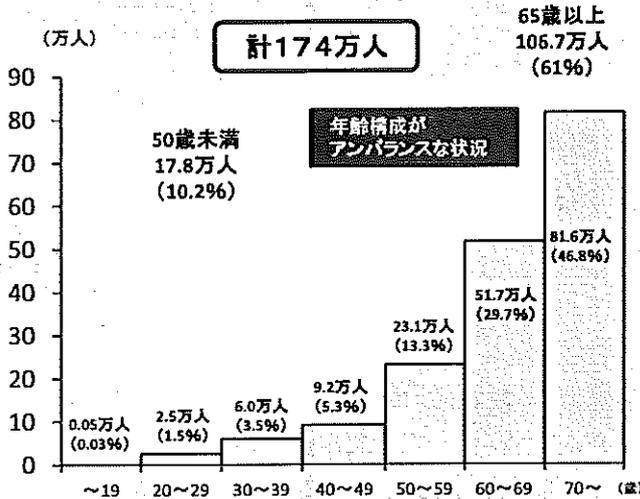
- ③ 加えて、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現することとします。その結果、生産調整を含む米政策も、これまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることとしました。

- ④ 一方、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として日本型直接支払(多面的機能支払)を創設し、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しします。

これらの4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」を創り上げます。

II 改革の背景

年齢階層別の基幹的農業従事者数(H25)

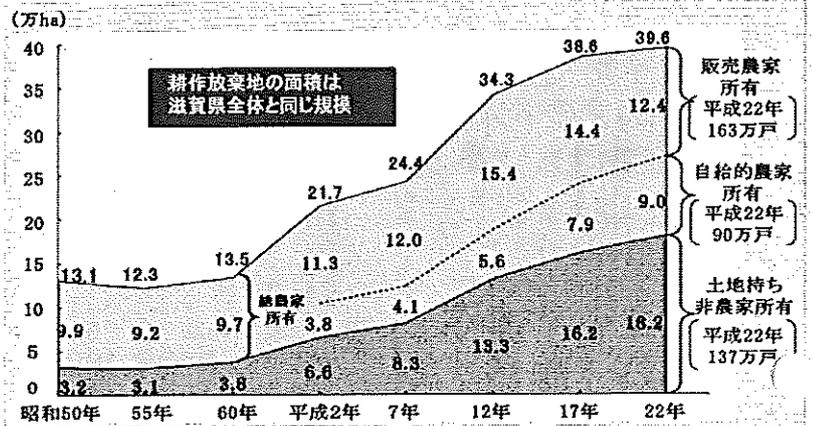


資料:農林水産省「農業構造動態調査(概数)」(組替集計)

定義:「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に農業に従事している者をいう。

- 65歳以上が61%、50歳未満は10%という著しくアンバランスな状況となっています。(H25年)

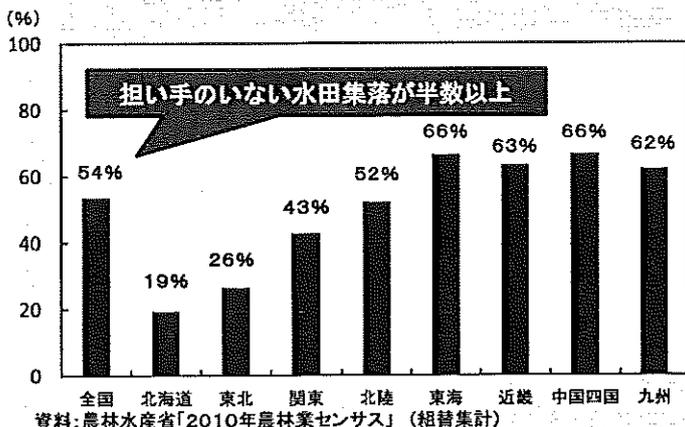
耕作放棄地の動向



資料:農林水産省統計部「農林業センサス」により作成。

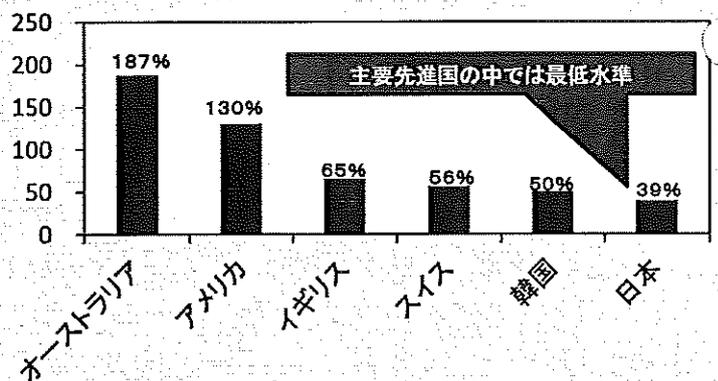
- 耕作放棄地面積は、高齢者のリタイア等に伴い、急激に拡大しています。
- 特に、土地持ち非農家の所有する農地の耕作放棄地が急増しており、全体の半分となっています。
- 相続は農地法の権利移動許可の対象外となっており、今後、耕作放棄地の拡大の可能性が高い状況です。

農業を主とする担い手のいない水田集落



- 全国で担い手がいない水田集落が半数以上を占めており、そういった担い手のいない集落・地域では5~10年後には生産力が急激に落ちることが懸念されています。

主要先進国の自給率



資料:農林水産省「食料需給表」
注:数値は2009年(日本は2012年度)

- 日本の食料自給率は現在39%(カロリーベース)、この数字は主要先進国の中でも最低の水準です。いま私たちが食べている食物の約6割は海外からの輸入に頼っています。

III 改革の概要

〈関連制度(25年度予算)〉

〈制度見直しのポイントと26年度予算案〉

農地中間管理機構

農地中間管理機構関連予算
【H25予算:一円】
【H25補正予算:400億円】

農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備。
農地中間管理機構は、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域の農地利用を最適化。
【H26予算:305億円】

経営所得安定対策の見直し

畑作物の直接支払交付金
(ゲタ)
【H25予算:2,123億円】

26年産は現行どおり実施
(予算措置で、全ての販売農家・集落営農を対象に実施)
【H26予算:2,093億円】

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施
(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)
【H25予算:724億円(H24年産分)】

26年産は現行どおり実施
(別途、ナラシの非加入者に対する収入減少影響緩和対策を実施)
【H26予算:751億円(H25年産分)】

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施
(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

米の直接支払交付金
(1.5万円/10a)
【H25予算:1,613億円】

・26年産米から単価を7,500円/10aに削減
・29年産米までの時限措置(30年産から廃止)【H26予算:806億円】

米価変動補填交付金
【H25予算:84億円(H24年産分)】

26年産から廃止
【H26予算:200億円(H25年産分)】

水田フル活用と米政策の見直し

水田活用の直接支払交付金
【H25予算:2,517億円
(うち産地資金539億円)】

・26年産から飼料用米等への数量払いの導入(上限値10.5万円)
・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充
【H26予算:2,770億円(うち産地交付金804億円)】

米政策

水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づく措置として実施する予定

日本型直接支払制度の創設

農地・水保全管理支払
【H25予算:282億円】

地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度を創設
①「農地維持支払」として、地域資源の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動に取り組む場合に支援する新たな支払を創設
②農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払」とし、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援
【H26予算:483億円】

中山間地域等直接支払
【H25予算:285億円】
環境保全型農業直接支援
【H25予算:26億円】

基本的枠組みを維持しつつ継続
・中山間地域等直接支払【H26予算:285億円】
・環境保全型農業直接支援【H26予算:26億円】

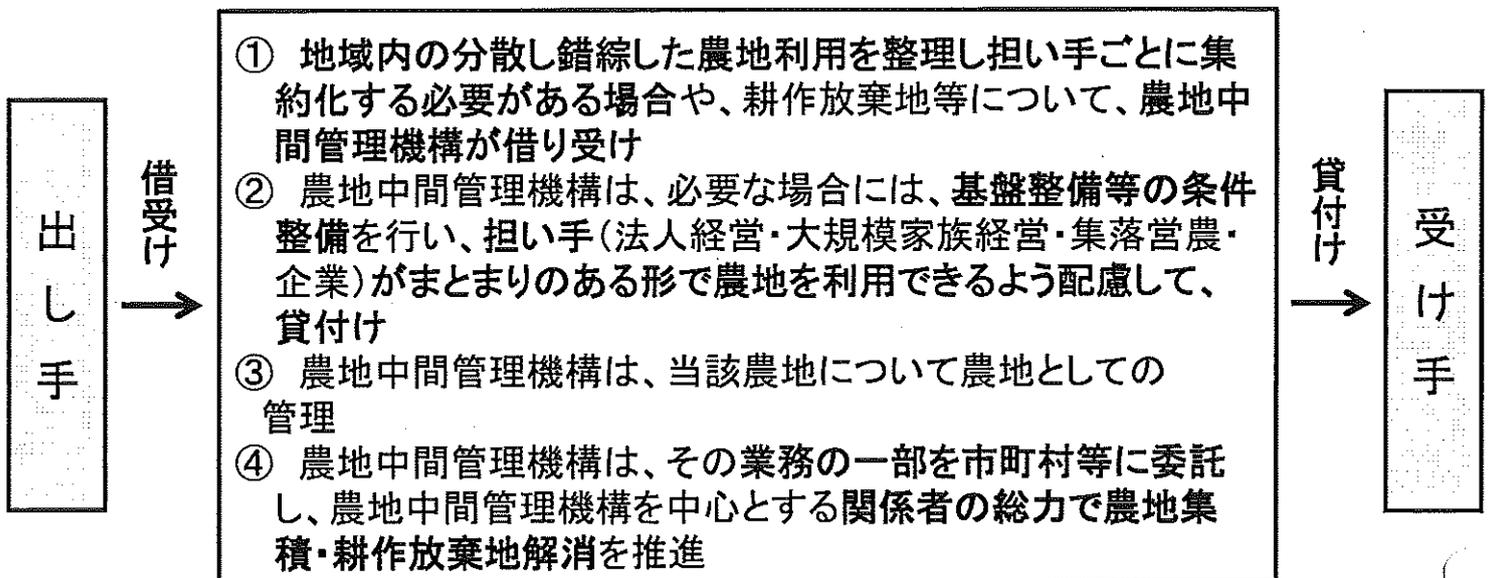
IV 農地中間管理機構

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を設立します。

1 農地中間管理機構の仕組み

(1) 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)

農地中間管理機構(都道府県に1つ) (農地集積バンク)



(2) 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公示を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

○ 農地中間管理機構の目的は？

平成24年度から開始した各市町村における「人・農地プラン」の作成プロセス等において、「信頼できる農地の中間的受け皿があると人・農地問題の解決を進めやすくなる」との意見を踏まえて整備することとしたのが、今回の農地中間管理機構です。

(例1) 高齢の方々が農業経営からリタイアするときは？

→ リタイアする方は、まず県の第三セクターである機構に貸し付け、機構は担い手ごとの希望も踏まえて利用農地が集約化するよう配慮して担い手に転貸することが可能となります。

(例2) 地域の担い手相互間で分散錯綜している利用権を交換したいときは？

→ 利用権の交換を希望する担い手それぞれが、まず機構に利用権を移転し、機構は利用農地が集約化するよう配慮して担い手に転貸し、利用権の交換が簡易に行えるようにします。

(例3) 農地を貸し付けたいが、受け手がないときは？

→ 機構が農地を借り入れて適正に管理するとともに、機構は並行して借受希望者の募集等を進め、場合によっては市民農園・新規就農者研修農場等としての活用の可能性を探ることで、早期に農地としての有効活用を図ることが可能となります。

「人・農地プラン」は、農地政策の基礎であり、今後ともその作成と定期的見直しを継続的に推進していきます。

- ・ 地域の農業者の方々や市町村が農地中間管理機構と連携を密にして、このスキームをうまく活用することが重要です。
- ・ 「人・農地プラン」の話し合いの中で、地域でまとまって機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用の再編成を進めることで合意するのが最も理想的な姿です。

○ 機構の借受け・貸付けの手順は？

1. 機構は、地域ごとに、定期的に農地の借受希望者の募集を行い、認定農業者や新規参入希望者を含めて、借受希望者の希望内容を的確に把握しておきます。
2. 機構に貸し付けようとする農地が出てきた時点で、県知事の認可を受けて作成した貸付先決定ルールに即して、1. の借受希望者と協議を行い、貸付先を決定します。
3. 貸付先決定ルールは機構が作成しますが、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整するとともに、地域農業の発展に資するものとしていくことが基本となります。
4. 機構が貸付先を決定した場合は、一定の地域について農地利用配分計画を作成し、県が認可し、公表することで、権利が移転します。

○ 機構に関する市町村の役割は？

機構は県段階に一つであり、「人・農地プラン」の作成主体でもある市町村と密接に連携をとって対応することが必要不可欠です。

- ・ 機構は市町村に業務委託できます。
- ・ 農地利用配分計画の原案作成も市町村に要請でき、また、それ以外の場合でも市町村に協力を求めます。

○ 機構に関する農業委員会の役割は？

農業委員会は、市町村の独立委員会として、農地に関する業務を行っており、市町村と連携して機構の業務に協力することが必要であり、各種農地情報を正確に把握している農業委員会の協力は不可欠です。

3 関連予算

機構への農地の出し手に対する支援(機構集積協力金)

【253億円】《全額国庫補助》

1. 地域に対する支援(地域集積協力金)【140億円】

- ① 交付対象者：市町村内の「地域」(集落など)
- ② 交付要件：「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
- ③ 交付単価
地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価

2割超5割以下	:2.0万円/10a
5割超8割以下	:2.8万円/10a
8割超	:3.6万円/10a

左の単価に機構への貸付面積を乗じた金額を交付(使い方は地域の判断)

2. 個々の出し手に対する支援

(1) 経営転換・リタイアする場合の支援(経営転換協力金)【65億円】

- ① 交付対象者：機構に貸し付けることにより、「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」及び「農地の相続人」
- ② 交付要件：全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること(集落営農組織と特定農作業委託契約を原則10年以上締結した場合も対象)
- ③ 交付単価

0.5ha以下	:30万円/戸
0.5ha超2ha以下	:50万円/戸
2ha超	:70万円/戸

(2) 農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作者集積協力金)【45億円】

- ① 交付対象者：機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)について、「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」
- ② 交付要件：交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- ③ 交付単価
2万円/10a

農地中間管理機構の業務に対する支援(農地中間管理機構事業)

【314億円】

農地集積・集約化の基礎業務への支援 《全額国庫補助》

1. 農地台帳・電子地図システムの整備・公表【110億円】
2. 耕作放棄地所有者への意思確認等【28億円】

V 経営所得安定対策の見直し

1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆等)について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

(1) 交付対象者

26年産は、予算措置により引き続き全ての販売農家、集落営農を対象に実施します。

※ 27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施する予定です(いずれも規模要件は課しません)。

(2) 支払方法

支払いについては、数量払を基本とし、面積払(営農継続支払)をその内金として支払います。

(3) 数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

② 交付単価(全国一律)

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位数量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。
※ 営農継続支払を受けた方には、その交付額を控除して支払います。

(4) 営農継続支払

① 交付対象面積

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産面積

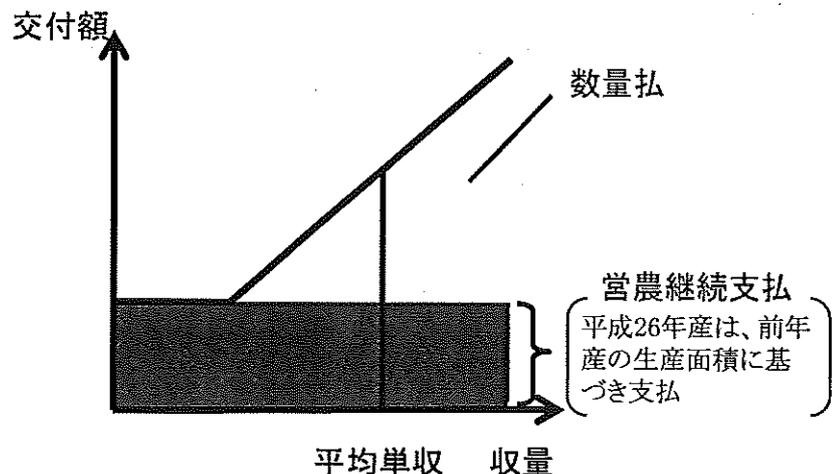
26年産は、従前どおり前年産の生産面積(前年産の生産数量を都道府県別の前年産の実単収で割り戻した面積)に基づき支払います。

27年産からは、当年産の作付面積に基づき支払う予定です。

② 交付単価

2.0万円 / 10a
(そばについては1.3万円/10a)

数量払と面積払(営農継続支払)の関係



数量払の交付単価

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。
 ※ そばについて、26年産は未検査品を、27年産は規格外品を支援の対象から外します。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410円	5,910円	5,760円	5,700円	5,250円	4,750円	4,600円	4,540円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,190円	4,770円	4,650円	4,600円	4,330円	3,910円	3,780円	3,730円
六条大麦 (50kg当たり)	5,860円	5,440円	5,310円	5,260円	4,830円	4,410円	4,290円	4,240円
はだか麦 (60kg当たり)	7,650円	7,150円	7,000円	6,910円	6,080円	5,580円	5,430円	5,350円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,520円	11,830円	11,150円
特定加工用大豆	10,470円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.3度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	7,260円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するショ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしよ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.5%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしよ	+64円	12,840円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしよの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	規格外
そば	14,700円	13,990円	13,190円	9,980円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

注：27年産からは規格外について支援の対象から除外

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	9,850円	9,110円

再生利用交付金

※ 耕作放棄地を解消して麦、大豆、そば、なたねを作付けする場合に、作付面積に応じた交付金を最長5年分交付する再生利用交付金については、26年度限りで廃止とし、残期間分は26年度に一括交付します。

2

米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者拠出に基づくセーフティネットとして、引き続き実施します。

(1) 交付対象者

認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者

〔 都府県 4ha、北海道10ha、
集落営農20ha以上等、市町村特認あり 〕

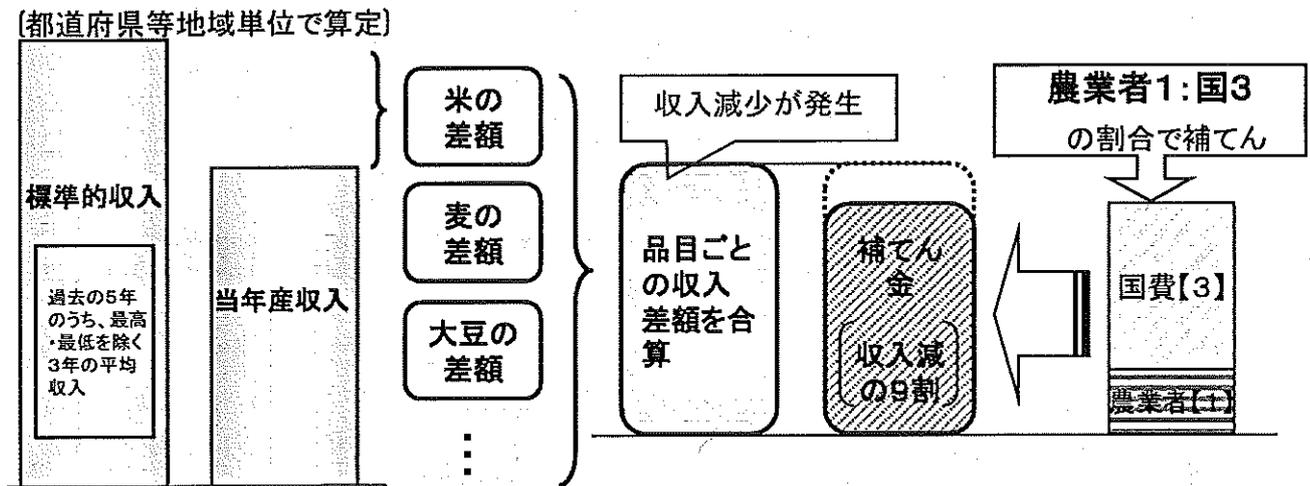
※ 27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施する予定です(いずれも規模要件は課しません)。

(2) 交付対象品目

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(3) 補てん額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補填します。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。



認定農業者になりましょう

- 認定農業者制度は、農業者が自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。
- 自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、年齢や経営規模の大小を問わず、どなたでも認定を受けることができますので、是非、認定農業者になりましょう。

3

ナラシ移行のための円滑化対策(26年産限り)

平成26年産において規模要件が残る収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)に加入できない者の27年産からのナラシへの移行を円滑に進めるため、平成26年産に限り、予算措置で、農業者の拠出を求めずに対策を実施します。

(1) 交付対象者

26年産の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者

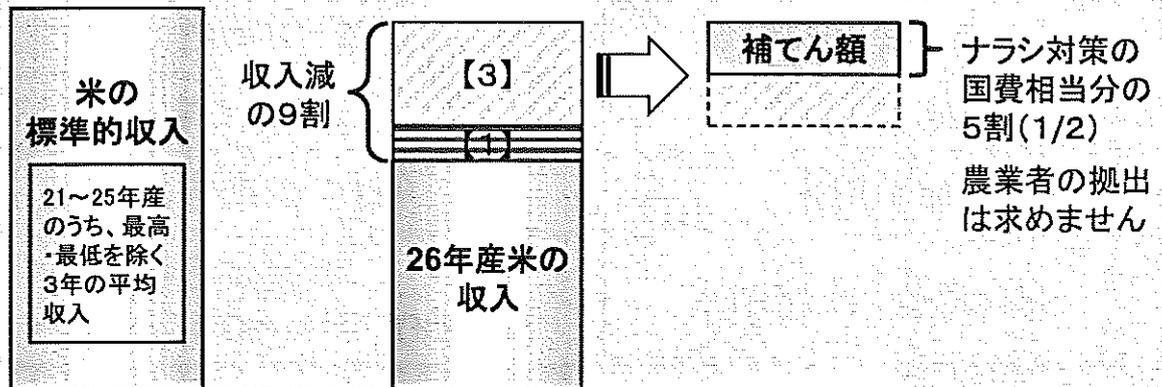
(2) 交付対象品目

米

(3) 補てん額

26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合は、ナラシ対策の国費分相当の5割を交付します。農業者の拠出は求めません。

[都道府県単位で算定]



4

米の直接支払交付金(定額部分)(7,500円/10a)

米については、諸外国との生産条件格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があることから、26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、平成29年産までの時限措置として実施します(平成30年産から廃止)。

(1) 交付対象者

米の生産数量目標(面積換算値)に従って、販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

5

米価変動補填交付金(変動部分)(26年産から廃止)

米価変動補填交付金については、生産者の負担(拠出)がなく、10割補填であるため、生産者のモラルハザードとなるおそれがあり、また、米価変動に対する影響緩和対策としては、従来から、生産者拠出を伴うナラシ対策があることから、26年産から廃止し、ナラシ対策で対応します。

なお、25年産については、従来どおり当年産の販売価格(出回りから26年3月までの平均価格)が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を補填します。

VI 水田フル活用と米政策の見直し

1 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

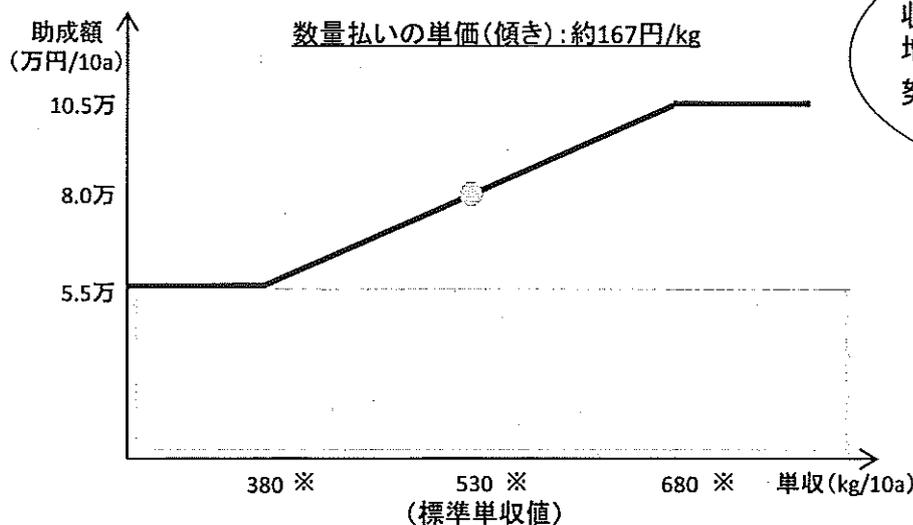
(1) 支援内容

① 戦略作物助成

飼料用米と米粉用米への支援の仕組みが変わるんだね!

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円~105,000円/10a

<飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



収量が上がるほど助成額が増えるのかぁ・・・
努力が報われる仕組みだね!

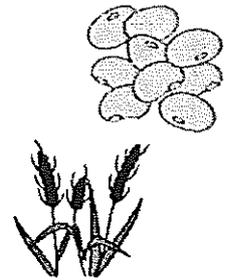
- ・ 数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とします。
- ・ ※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用します。

② 二毛作助成

- 水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

15,000円/10a

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + <u>1.5万円</u>
麦 + 大豆	3.5万円 + <u>1.5万円</u>
飼料用米 + 麦	5.5~10.5万円 + <u>1.5万円</u>
米粉用米 + 飼料用米	5.5~10.5万円 + <u>1.5万円</u>



③ 耕畜連携助成

- 耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を支援します。

13,000円/10a

④ 産地交付金

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定できます。
- また、地域の取組に応じた追加配分(下表参照)を行います。

対象作物	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収性専用品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成26年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※ 平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	7,500円/10a
そば なたね	作付の取組	20,000円/10a(基幹作) 15,000円/10a(二毛作)

(2) 水田フル活用ビジョン

- 「水田フル活用ビジョン」は、地域の特色のある魅力的な製品の産地を創造するための地域の作物振興の設計図となるものです。
- 産地交付金による支援は、「水田フル活用ビジョン」に基づく取組に対して行われることとなります。

※ 26年度から「水田フル活用ビジョン」の作成が、産地交付金による支援の要件となります。

<水田フル活用ビジョンの内容>

○ 取組方針

- ・ 作付の現状、地域が抱える課題
- ・ 作物ごとの生産の取組方針(非主食用米の作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策など)
- ・ 作物ごとの作付予定面積
- ・ 3年後の目標(作付面積、生産量等)

○ 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等

- ・ 支援対象となる品目、具体的な使途(取組内容)
- ・ 支援単価 等

都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成の上、5月31日までに都道府県から国に提出

魅力ある産地づくりに向けて、
地域みんなで目標を決めて
取り組んでいきましょう!!

大豆の生産拡大のために
ブロックローテーションの
取組を継続して支援しよう!

地元の◇◇酒造と3年間の
加工用米販売契約を結んで、
安定した生産を続けたいなあ!

排水対策にも
取り組まなくちゃね!

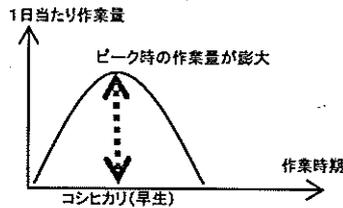
産地交付金を有効に使って、
野菜の産地化も進めていこうよ!



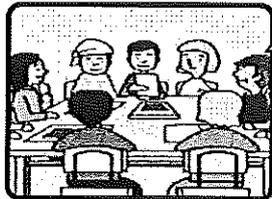
(3) 飼料用米の取組を通じた産地づくりのイメージ

〈従来〉

- ◆ それぞれの生産者がそれぞれの経営判断に基づき作付けしている中で、不作付地も発生。
- ◆ これまで地域の農地を引き受けてきた農業法人Eも、ピーク時の作業量の関係上、これ以上の農地の引受けが困難な状態。



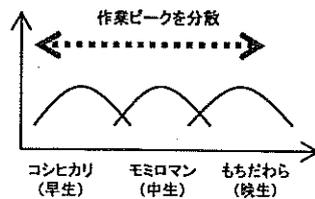
Aさん	Bさん
Cさん	Dさん
農業法人E	
主食用米	
水稻収穫量の4割を飼料用米として出荷(品種は主食用米、飼料用米とも同じ)	
飼料用米	



交付金の充実を契機に、
 多収性専用品種の導入や、
 作付ピークの分散、不作付地の
 解消等に取り組もう！

〈今後〉

- ◆ 主食用米と作期の異なる飼料用米(多収性専用品種)を作付けることにより作業のピークを分散。



- ◆ 周辺農地の引受けによる規模拡大、多収性専用品種や低コスト技術の導入、機械の効率的利用等により、不作付地を解消しつつ、生産コストも大幅に削減。

農業法人E	
主食用米 (コシヒカリ(早生))	
飼料用米 (モミロマン(中生))	飼料用米 (もちだわら(晩生))

- ◆ 大手養豚業者が飼料用米を給餌した豚は、“脂身が白くおいしい”と評判のブランド豚肉として販売され、地域の農業産出額はさらに増加。

配合飼料(米使用)

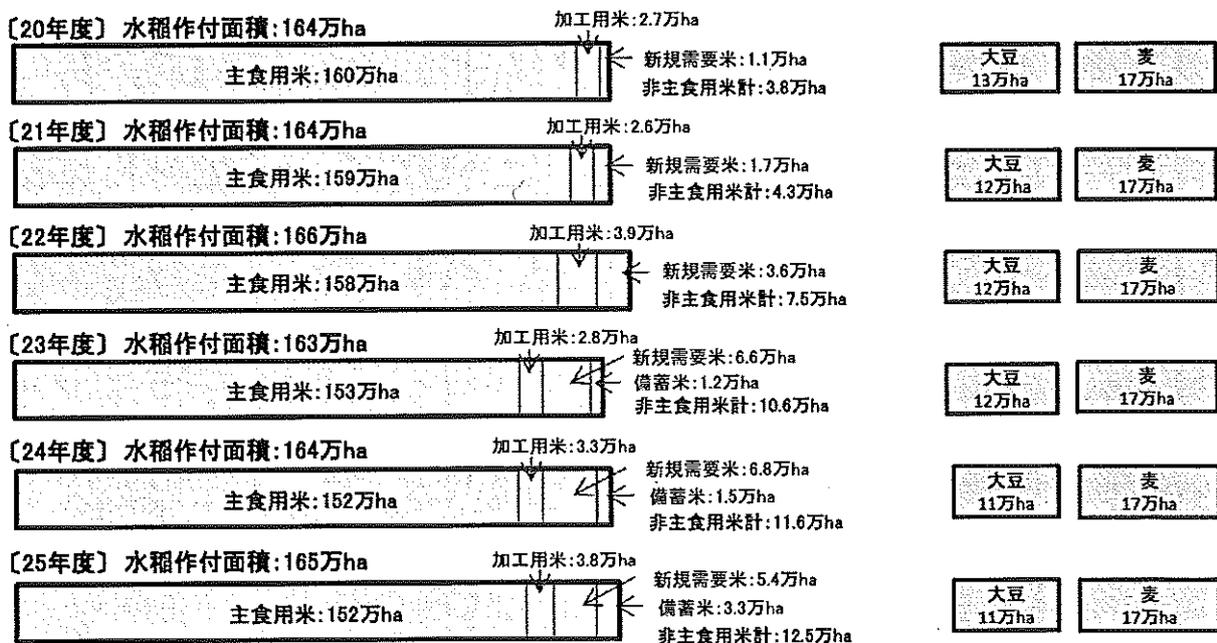


生産者や集荷業者・団体が、需要に応じて、どのような米をいくら生産・販売するかなどを自ら決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指します。

(1) 行政による生産数量目標の配分の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進めます。
- こうした中で、定着状況をみながら、5年後(平成30年産から)を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組みます。

■ 近年における水稻の作付状況



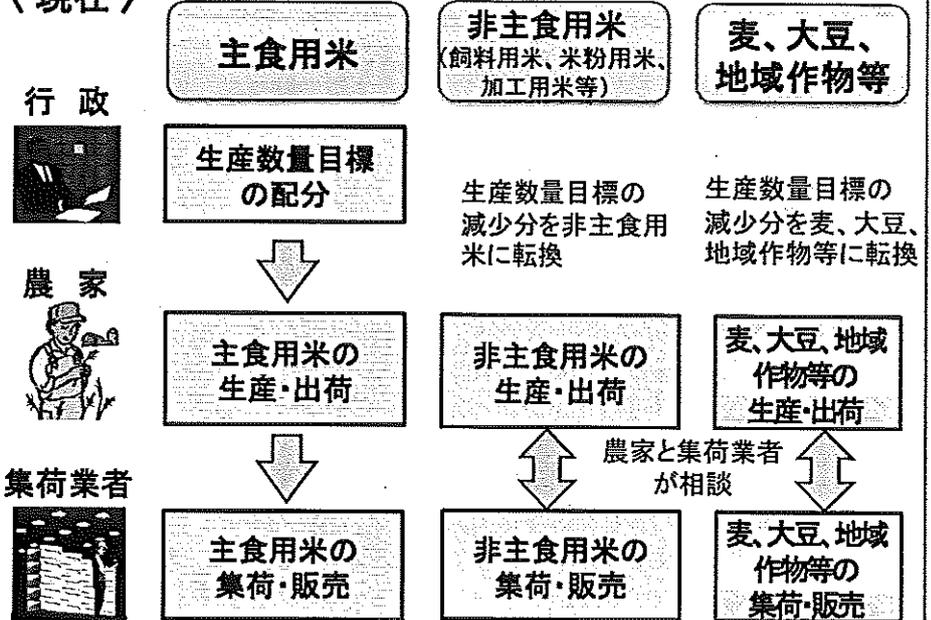
※ 平成20年以降、主食用米の需要減少分は、飼料用米等の非主食用米の拡大で対応されています。こうした取組を進めることで、水田のフル活用と生産者等の主体的経営判断により需要に応じた米生産を進めていくことが必要です。

(2) 生産のイメージ (5年後(平成30年産から)を目途)

○ 行政ルートにより、生産数量目標を個々の農家に提供しているが、現場に近づくほど一律的な配分とならざるを得ないため、生産数量目標と実際の販売実績・販売力とのギャップが発生。

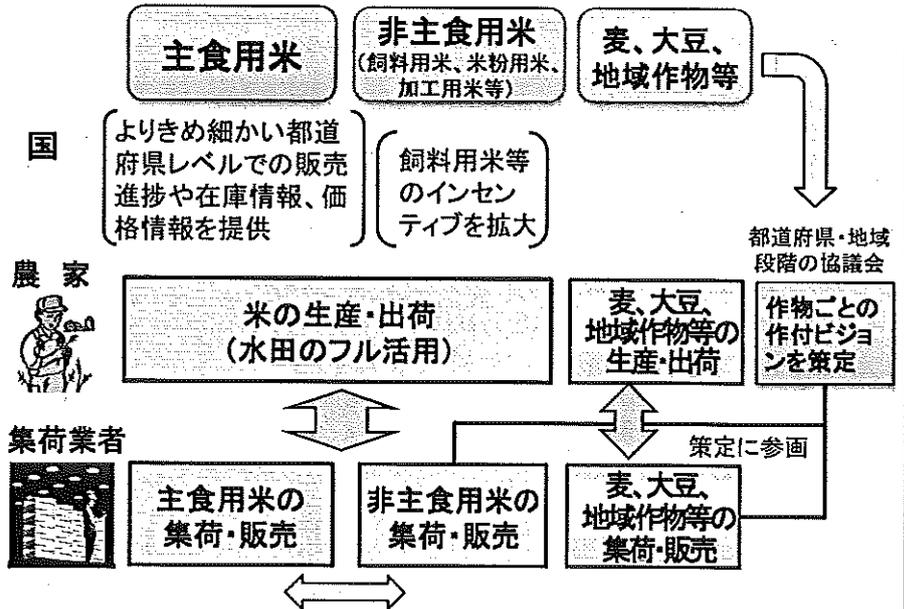
○ また、主食用米に比べ、飼料用米等の作付へのインセンティブが不十分なことから、飼料用米等への作付転換に抵抗感。

〈現在〉



〈見直し後の生産のイメージ(5年後(平成30年産から)を目途)〉

- 国は、
 - ① 全国ベースの需給見通しの情報発信に加え、産地別にきめ細かく需要実績や販売進捗・在庫などの情報を提供。
 - ② 併せて、飼料用米等の作付についてのインセンティブを拡大。
- 都道府県・地域段階の協議会では、作物ごとの作付ビジョン(「水田フル活用ビジョン」)を策定し、適宜、非主食用米や麦、大豆、地域作物等の作付を誘導。
- 生産者や集荷業者は、これらを踏まえて、経営判断や販売戦略に基づきどのような作物をどれだけ生産・販売するかを決定。
- 消費者ニーズに応じた麦、大豆、地域作物等の魅力ある産地づくりを推進。



・年末から春先にかけて、

- ① 主食用米の需給見通しや自都道府県産の在庫量等
- ② 非主食用米の需要(ビジョン)
- ③ 麦、大豆、地域作物等の需要(ビジョン)

等を踏まえて、主食用米と非主食用米のどちらにどれだけ振り向けるのか、また、麦、大豆、地域作物等をどれくらい作付けるのか、生産者と集荷業者が相談。自ら販売している生産者は主体的な経営判断に基づいて決定。

→こうした仕組みにより、水田のフル活用を行いつつ、需要に応じた主食用米の生産を円滑に行うことが可能となります。

環境整備の一環として、需要に応じた生産を実現するためのよりきめ細かい情報提供を実施します。 〈生産のイメージ（5年後（平成30年産から）を目途）〉

現在、国が行っている情報提供

【全国段階の情報】

- 全国の需要量の推移（年1回）
- 全国の需給見通し（年1回）
- 価格動向の推移（毎月）
- 全国の在庫量の推移（毎月）

現在の情報提供に加え、国は生産者・集荷業者等が翌年生産量を定めるための、よりきめ細かい情報を提供

追加（25年産頃から開始）

【都道府県段階の情報】

- 都道府県産米別の契約・販売状況（毎月）
- 都道府県産米別の在庫量の推移（毎月）
- よりきめ細かい価格情報（毎月）

今年は米の売れ行きが少し落ちていて、在庫が◇%くらい多いんだね。

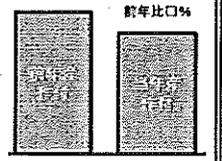
ということは、全国的には今年、前年に比べて○%の作付がちょうどいいということだね。

他県に比べて自分の県のコシヒカリの売行きは好調だ。

複数年契約の安定的取引があるから、このくらい生産が必要だ。

（生産者、集荷団体）

全国で前年比○%の需要となっていることや、安定的な需要があるから、自分のところは、これくらい作付（前年比□%）しよう！



環境整備の一環として、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引を一層推進します。 〈生産のイメージ（5年後（平成30年産から）を目途）〉

- ◆ 大規模生産法人A、B、Cと実需者D（丼物チェーン）が丼ものに向けた大粒品種（アケボノ）で複数年契約（1千トン／年×5年間）を締結し、取り組み開始。
- ◆ 全国の需要動向を反映して、生産数量目標が毎年減少せざるを得ないため、数年後には、生産数量目標を守りつつ契約数量を確保することが困難に。

取組当初

生産数量目標：1千トン



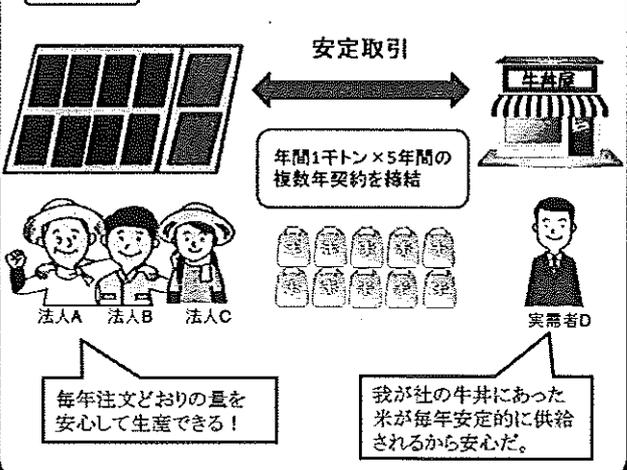
取組数年目

生産数量目標：9百トンに減少



- ◆ 農業者自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行うことが可能となり、複数年契約による安定的な取引が促進され、生産者・実需者ともに利益。

見直し後



VII 経営所得安定対策関連の交付金の交付スケジュール

(1) 交付金に関するスケジュール (予定)

	平成26年												平成27年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				
申請手続 交付金の 交付						対象作物の作付確認、数量払の数量確認																
						ゲタ対策の 営農継続 支払の交付			ゲタ対策の数量払の交付													
					水田活用の直接支払交付金の交付																	
					米の直接支払 交付金の交付																	
				ナラシ対策の 積立申出														交付 申請		ナラシ対策の 交付金の交付		
					積立金 の拠出																	

(2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の6月30日までに、地域センター又は地域農業再生協議会に提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立申出）を行った上で、7月31日までに積立金を拠出することになります。

(3) 交付金の交付時期 (予定)

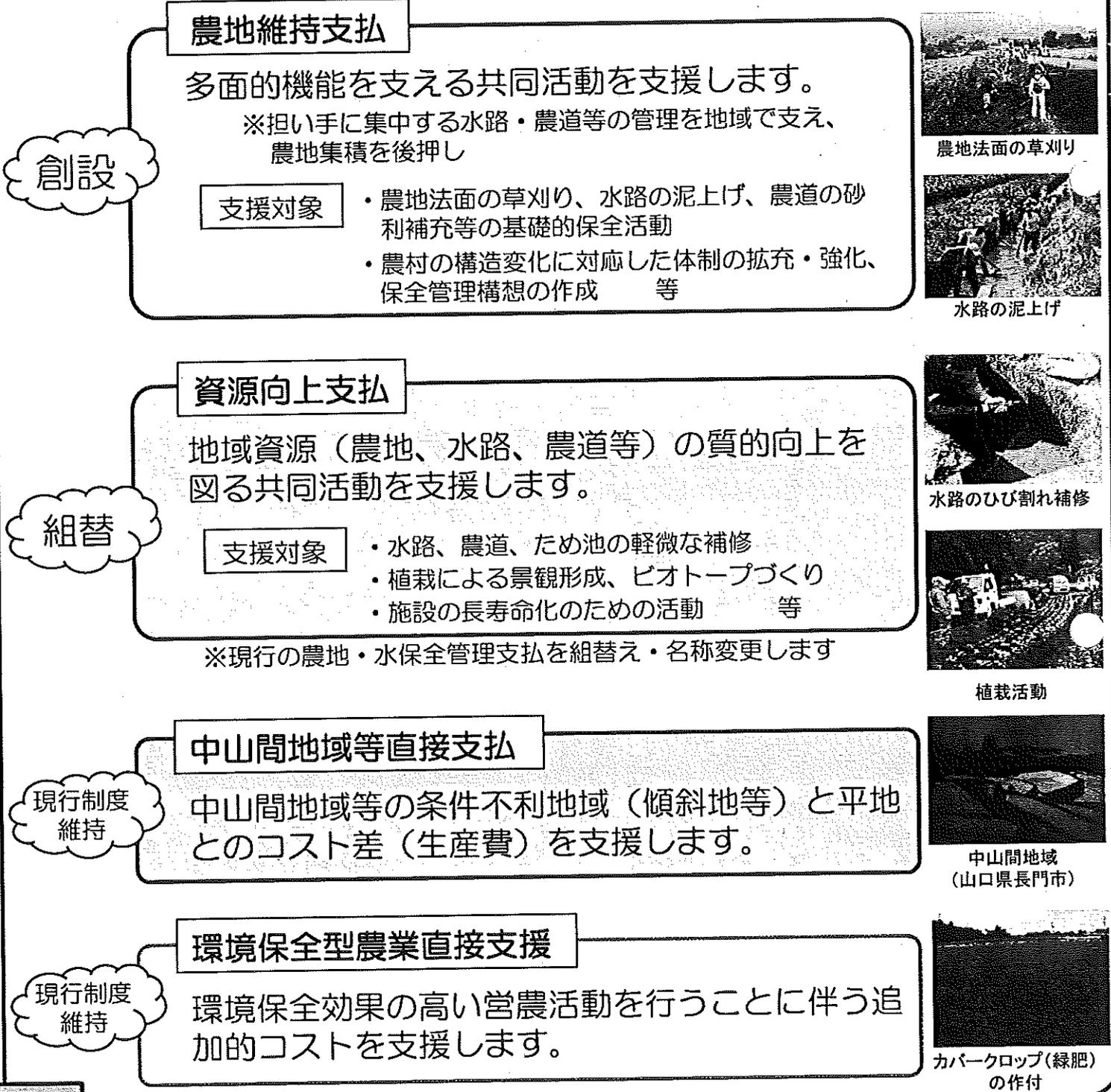
- ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
 - ア 営農継続支払 : 生産年 8月 ~ 9月頃
 - イ 数量払 うち 麦、そば、なたね : 生産年11月 ~ 12月頃
 - うち 大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ : 生産年翌年1月 ~ 3月頃
- ② 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策） : 生産年翌年5月 ~ 6月頃
- ③ 水田活用の直接支払交付金 : 生産年 8月 ~ 3月頃
- ④ 米の直接支払交付金（29年産まで） : 生産年11月 ~ 1月頃
- ⑤ 米価変動補填交付金（25年産まで） : 生産年翌年5月 ~ 6月頃
- ⑥ 再生利用交付金（26年度限り） : 生産年10月 ~ 3月頃

VIII 日本型直接支払制度の概要

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。

26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施する予定です。

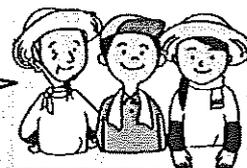
制度の全体像



多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払)の概要

制度のポイント

農業者だけでも支援対象になるんだ。畑や草地でも取り組み易くなるなあ。



○農地維持支払は、

- ① 農業者のみの活動組織でもOK (非農業者の参加を要件としない)
- ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援とするなど、農業者が取り組みやすい制度です。

交付単価

国と地方公共団体の合計額

(単位：円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1,2 (共同活動)	①と②に 取り組む場合	③資源向上 支払 (長寿命化※3)	①、②及び ③に取り組 む場合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

北海道	①	②※1,2	①+②	③※3	①+②+③※4
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※5	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

※1：現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。

※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

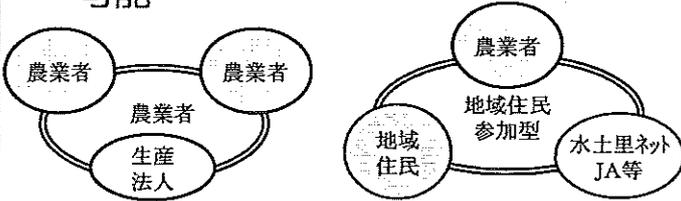
※4：更に③の資源向上支払(長寿命化)に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乗せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。

交付対象者(活動組織)

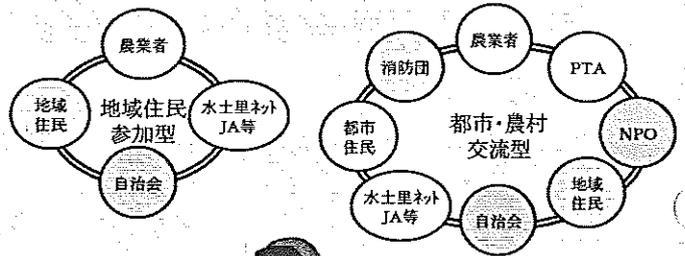
農地維持支払

- 農業者のみで構成される活動組織
又は
農業者及びその他の者(地域住民、
団体など)で構成される活動組織
- 資源向上支払と同組織でも取組が
可能



資源向上支払

- 地域住民を含む活動組織
- 農地・水保全管理支払と同様の組織
(農地・水・環境保全組織を含む)
で取組が可能



今までの活動組織のままでも
農地維持支払と資源向上支払
の支援対象になるんだ。



活動の手順

①活動組織の設立

②活動計画書の策定

③協定の締結

④申請書類の提出

※H26年度の提出期限
は、12月末頃を予定

⑤活動の実施

⑥活動の記録・報告

- 従来の農地・水の活動組織でも、農地維持支払及び資源向上支払に取り組むことができます。

- 活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、活動計画書を策定し、市町村と協定を結びます。

- 活動計画及び協定の期間は、5年間です。

※農地・水保全管理支払との違い

活動計画書に次の点を新たに盛り込んで頂きます。

①農地維持支払

- ・構造変化に対応した保全管理の目標
- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成に向けた活動

②資源向上支払

- ・多面的機能の増進を図る活動

対象活動

農地維持支払

交付単価例：3,000円/10a（都府県・田）

〇次の①及び②の双方に取り組む場合が支援対象です。

①地域資源の基礎的保全活動

・点検・計画策定、実践活動は、協定に位置づけた農用地、施設について毎年度実施（一部、点検結果に基づき実施の必要性を判断）

[主な活動例]

点検・計画策定



施設点検

年度活動計画
の策定

実践活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

研修



組織運営に関する研修

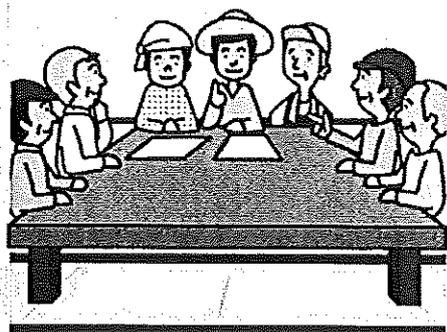


ため池の草刈り



農道の砂利補充

②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動



これからの農地、水路、農道などの保安全管理について、みんなで考えて体制を強化していこう！

- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・保安全管理構想の作成

等

資源向上支払

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

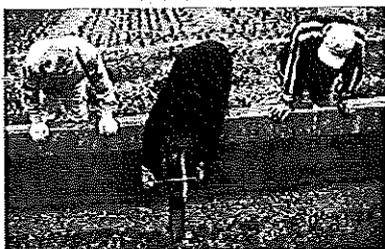
交付単価例：2,400円/10a（都府県・田）

（農地維持支払と合わせた場合 5,400円/10a（都府県・田））

- 施設の軽微な補修は、協定に位置付けた全ての施設等について必要な取組を毎年度実施（機能診断結果に基づき実施の必要性を判断）
- 農村環境保全活動は、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマの計画策定、啓発・普及及び実践活動をそれぞれ実施
- 多面的機能の増進を図る活動は、防災・減災力の強化や農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動又は農村環境保全活動を1テーマ以上追加して実施）等を実施

①施設の軽微な補修

機能診断



施設の機能診断

実践活動



水路のひび割れ補修

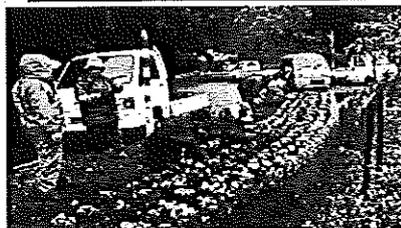
②農村環境保全活動

啓発・普及



生き物調査による啓発

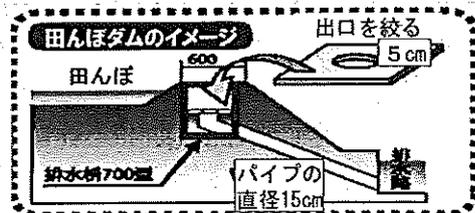
実践活動



植栽活動

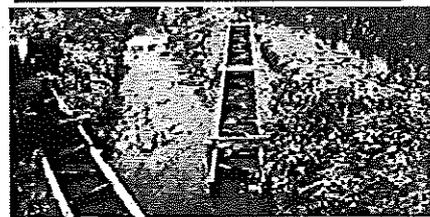
③多面的機能の増進を図る活動

防災・減災力の強化



田んぼダム（田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。一時的に水を貯め、洪水被害を軽減）

農村環境保全活動の幅広い展開



水田魚道の設置

（注）上記③の活動に直ちに取組めない地区については、交付単価の5/6を乗じた交付金を受けて①及び②の活動に取り組むことも可能

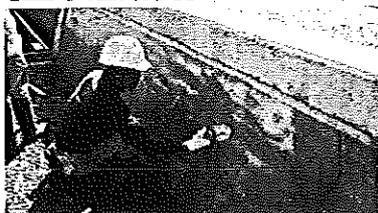
(2) 施設の長寿命化のための活動

交付単価例：4,400円/10a（都府県・田）

（農地維持支払および資源向上支払すべて合わせた場合 9,200円/10a（都府県・田））

- 農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を実施

【主な活動例】



老朽化した水路壁のコーティング 未舗装の農道をアスファルトで舗装

活動計画書のイメージ

- I. 地区の概要
 - II. 構造変化に対応した保全管理の目標
 - III. 活動の計画
 1. 農地維持支払
 - 農用地や水路、農道における実践活動及び体制の拡充・強化等の推進活動の活動内容を記載
 2. 資源向上支払
 - 施設の軽微な補修や農村環境保全活動等の活動内容を記載
- ◎「ひな型」を使えば、組織名などを記入するほか、基本的に該当する活動項目や取組内容をチェックすることで作成できます。

協定のイメージ

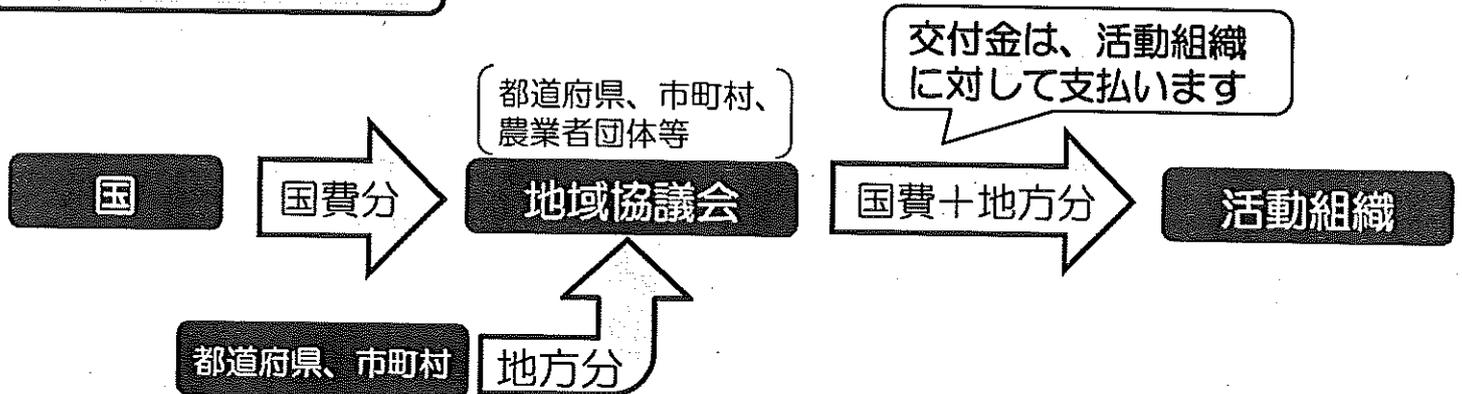
農地維持支払、資源向上支払に関して、○○活動組織と○○町は、下記のとおり協定を締結する。

- ・目的
- ・協定期間
- ・協定の対象となる農用地及び施設※
- ・実施計画※
- ・市町村等の役割
- ・工事の施行に関する条件 等

※は、別紙「活動計画書」を添付することで可

◎「ひな型」を使えば、代表者名の記名押印など一部記入することで作成できます。

交付ルート



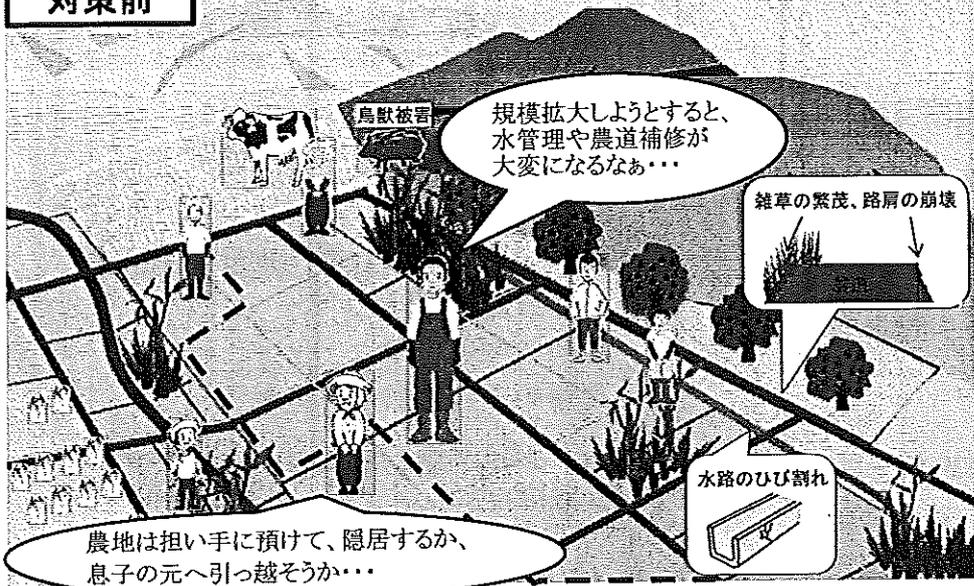
○平成26年度は、農地維持支払・資源向上支払（共同活動、長寿命化）ともに、国から地域協議会へ交付します（交付ルートを一本化）。

対象農用地

- 農振農用地区域内の農用地
- 農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象

多面的機能支払で構造改革を後押し

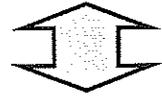
対策前



このまま高齢化等が進めば...

- ・水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
- ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担



農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることににより維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷



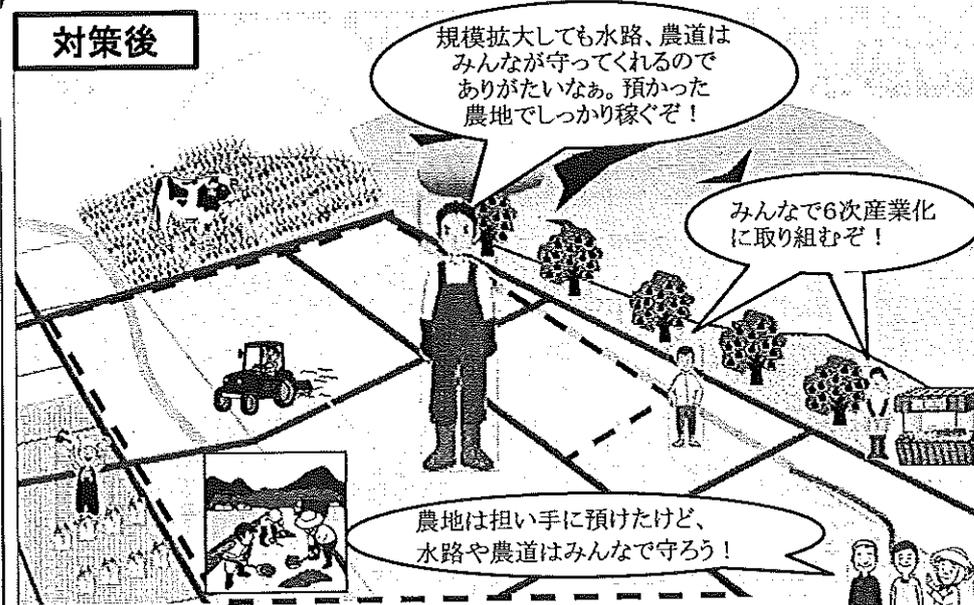
水路の共同管理



道普請

多面的機能支払の導入

対策後



水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援

- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
- ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

- 多面的機能を維持・発揮
- 担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



多面的機能とは、水路、農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮される、国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能

主食用米の作付や生産調整の達成とリンクしない新たな支払(デカップリング)は、経営判断をゆがめることがなく、選択の幅を広げる

IX Q&A

【経営所得安定対策】

Q1 米の直接支払交付金はなぜ削減・廃止するのでしょうか？

A

- 1 平成22年度から導入された米の直接支払交付金は、農業者の手取りになったことは間違いありませんが、
 - ① 高い関税により守られている米に交付金を交付することについて、他産業の従事者や他作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと、
 - ② 交付金を受け取ることで、安定的な販路を切り拓いて経営を発展させる途を閉ざしてしまっていること、
 - ③ 農業者の高齢化により進みつつある農地の流動化のペースを遅らせる面があること等の問題がありました。
- 2 このため、米の直接支払交付金は廃止することとし、その「振替・拡充」として、
 - ① 水田だけでなく、畑・草地を含めて、農地を維持することに対する多面的機能支払の創設、
 - ② 主体的な経営判断により水田フル活用を実現する、水田の有効活用対策の充実、
 - ③ コストダウン・所得向上を図るための、構造政策（農地集積）の拡充等を行うこととしたところです。
- 3 なお、米の直接支払交付金は、これまで4年間にわたって交付されており、この交付金を前提に機械・施設の投資を行ってきたり、行おうとしている農業者も少なくないため、直ちに廃止するのではなく、26年産米から単価を10a当たり7,500円に削減した上で、29年産まで4年間の経過措置を講じることとしています。

Q2 26年産から変動部分を廃止するに当たっては、ナラシ対策(収入減少影響緩和対策)に加入できない者への配慮が必要ではないですか？

A

- 1 今後のナラシ対策の対象者については、これまでの認定農業者と集落営農に、認定就農者を加えるとともに、面積規模要件を廃止することとしており、意欲ある農業者は加入できるようにする方針です。
- 2 この見直しには法改正が必要なため、26年産は面積規模要件等が残る従来のナラシ対策となりますので、26年産に限り、ナラシ対策の非加入者を対象に、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、農業者の拠出なしで、国費相当分の5割を交付する影響緩和対策を予算措置で実施することとしています。
- 3 現在ナラシ対策の非加入者におかれては、この一年間の経過期間を利用して、認定農業者となったり、集落営農の組織化に取り組んでいただき、できるだけ多くの方々に27年産からの新たなナラシ対策に加入していただきたいと考えています。

【水田フル活用と米政策の見直し】

Q1 飼料用米については十分な需要はあるのでしょうか？

A

- 1 飼料用米については、配合飼料の主原料として年間約1,000万トン輸入されているとうもろこしと同等の栄養価と評価されており、輸入とうもろこしと遜色のない価格での供給ができれば、潜在的には450万トン程度の需要があると見込まれます。
- 2 農林水産省としても、①配合飼料工場での長期的・計画的な供給・活用のための情報提供、②生産要望のある耕種農家と利用要望のある畜産農家とのマッチング活動を行うなど、飼料用米の円滑な流通・活用を推進してまいります。

Q2 大豆・麦等の生産への支援については強化されないのでしょうか？

A

- 1 水田のフル活用による食料自給率・自給力の向上を図るためには、大豆・麦等についても生産拡大と生産性の向上に取り組んでいただくことが重要です。
- 2 このような考え方の下で、この度、地域の創意工夫に基づき、大豆・麦等の生産性向上や高付加価値化に向けた取組を進めていただけるよう、産地交付金の総額を拡充し、支援の強化を図ったところです。

Q3 需要に応じた生産を推進するに当たって、地域における役割分担はどのように考えていますか。また、「水田フル活用ビジョン」とはどのようなものですか？

A

- 1 生産調整は既に実質的には選択制となっていますが、今後の水田農業の発展のためには、生産・販売に関与しない行政が米の生産量を決めるのではなく、米の販売を行う生産者、集荷業者・団体が需要に応じた生産を行える環境を更に整えていく必要があります。
- 2 具体的には、行政と集荷業者・団体が役割分担をして、
 - ① 地方行政が中心となって、地域における作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」を作り、例えば飼料用米の生産を拡大していく旨の方向性を明らかにする。
また、このビジョンに基づき地域に適した産地交付金の対象作物や単価等を示すなど地域振興の観点から支援を行う、
 - ② 他方、米の生産・販売に当たっては、行政が数量を決めるのではなく、実際に生産・販売を行う生産者や集荷業者・団体が中心となって、主食用米、非主食用米等を需要に応じて生産方針を決め、販売していくことが必要です。

Q4 行政による生産数量目標の配分は5年後に廃止するのですか。生産数量目標の配分がなくなり、国が生産調整から手を引けば、主食用米の生産が増加し、価格が暴落して、農家経営は立ちゆかなくなるのではないですか？

A

- 1 我が国の貴重な生産装置である水田を有効活用し、需要に見合った米生産を行うことができるようにするのが政策の基本です。
- 2 したがって、水田フル活用に取り組み、需要に応じた米生産が定着するよう、
 - ① 水田活用の直接支払交付金を充実し、数量払いの導入など飼料用米等のインセンティブを高めるとともに、
 - ② 産地交付金も充実し、県・市町村段階において作物振興の設計図である「水田フル活用ビジョン」を策定いただき、地域の特性を活かした産地づくりを進める、
 - ③ 主食用米の需要の約3割を占める中食・外食用等のニーズに応じた米の生産や、複数年、播種前などの事前契約等による安定取引の拡大を進める、
 - ④ 国は全体の需給について必要な見通しを明らかにすることに加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を毎月提供し、産地に対して米の売れ行き等がわかりやすい環境を整え、生産者の主体的経営判断や集荷業者・団体の販売戦略が的確に行われるようとする、等の環境整備を着実に実施することとし、こうした取組により米の需給と価格の安定を図ることとしています。
- 3 今後、「5年後を目途」という時期的なイメージを関係者が共有しつつ、毎年、需要に応じた生産の定着状況をみながら、5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組んでいきます。

【日本型直接支払制度】

Q1 現行の農地・水保全管理支払を継続することはできますか？

A

- 1 現行の農地・水保全管理支払の活動組織であれば、新たな農地維持支払と資源向上支払に取り組むことが可能であり、支援対象が拡大され支援水準も増額となっていますので、農地維持支払及び資源向上支払の両方に取り組んで頂きたいと考えています。
- 2 現行の農地・水保全管理支払については、組替え・名称変更して資源向上支払として維持することになりますが、一定の経過期間を設けることを検討中です。

Q2 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことはできますか？

A

- 1 同一地区で取り組むことは可能です。中山間地域等直接支払の対象地区においては、集落協定の実施のための組織が既にありますので、これを活用して農地維持支払に積極的に取り組んで頂きたいと考えています。
- 2 なお、農地維持支払は、農業者が共同で行う、水路の草刈り・泥上げ、農道の草刈り等の基礎的な保全活動を対象とするものであり、中山間地域等直接支払の必須事項である活動と重複します。
- 3 このため、中山間地域等直接支払の交付金を共同活動に充てる場合は、農地維持支払の交付金を充てた活動の不足分へ充当するほか、別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当して頂きたいと考えています。

Q3 事務量はこれまでより軽減されますか？

A

- 1 事務手続きについては、できる限り簡素化に努めていきたいと考えています。
- 2 また、現行の農地・水保全管理支払に取り組む活動組織が極力スムーズに新制度に移行できるよう、併せて事務手続きの簡素化について検討を進めていきます。

Q4 交付金は、何に使っても良いのですか。また、個人に支払っても良いのですか？

A

農地維持支払の交付金は、農地、水路、農道等を共同で保全管理するコストに対して活動組織に支払うものであり、活動計画書に記載された活動であれば、交付金の用途は極力地域の自主性に委ねる方向で考えています。したがって、共同活動に必要な資材の購入等の用途に充てるほか、個人が出役した場合に日当に支払うといったことが考えられます。

(問い合わせ先一覧) お気軽にお問い合わせください。

本省	農地中間管理機構	経営局 農地政策課	(直)03-6744-2150
	経営所得安定対策	経営局 経営政策課	(直)03-6744-0502
	水田フル活用と米政策の見直し	生産局 穀物課(水田フル活用関係) 農産企画課(米政策の見直し関係)	(直)03-3597-0191 (直)03-6738-8964
	日本型直接支払	農村振興局 多面的機能支払制度検討室	(直)03-6744-2081
北海道農政事務所 (北海道)	農地中間管理機構	農政推進部 経営・事業支援課	(直)011-642-5479
	経営所得安定対策		
	水田フル活用と米政策の見直し	農政推進部 農政推進課	(直)011-642-5473
	日本型直接支払		
東北農政局 (青森・岩手・宮城・秋田・ 山形・福島)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)022-221-6237
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)022-722-7337
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)022-221-6169
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)022-221-6289
関東農政局 (茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・山梨・ 長野・静岡)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)048-740-0144
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)048-740-0098
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)048-740-0406, 0409
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)048-740-0049
北陸農政局 (新潟・富山・石川・福井)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)076-232-4319
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)076-232-4133
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)076-232-4302
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)076-232-4725
東海農政局 (岐阜・愛知・三重)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)052-223-4627
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)052-223-4626
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)052-223-4623
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)052-223-4638
近畿農政局 (滋賀・京都・大阪・兵庫・ 奈良・和歌山)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)075-414-9013
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)075-366-0117
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)075-414-9020
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)075-414-9541
中国四国農政局 (鳥取・島根・岡山・広島・ 山口・徳島・香川・愛媛・ 高知)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)086-224-9407
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)086-230-4256
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)086-224-9411
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)086-224-9423
九州農政局 (福岡・佐賀・長崎・熊本・ 大分・宮崎・鹿児島)	農地中間管理機構	経営・事業支援部 農地政策推進課	(直)096-211-9371
	経営所得安定対策	経営・事業支援部 担い手育成課	(直)096-211-9267
	水田フル活用と米政策の見直し	生産部 生産振興課	(直)096-211-9357
	日本型直接支払	整備部 農地整備課	(直)096-211-9816
内閣府 沖縄総合事 務局 (沖縄)	農地中間管理機構	農林水産部 経営課	(直)098-866-1628
	経営所得安定対策		
	水田フル活用と米政策の見直し	農林水産部 生産振興課	(直)098-866-1653
	日本型直接支払	農林水産部 土地改良課	(直)098-866-1652

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
全域	「美味しまね認証制度」推進	<p>○認定件数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度がスタートして5年目となり、認証取得者の中には新たに別の品目で認証を取得した例や、団体認証では生産全体としての取組みに発展しつつある例など、生産活動の拡大に繋がる事例が出始めている。 ・22件(新規申請6件、更新申請13件、変更申請3件)の申請、認証件数は延べ58件。 <p>○認証制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から定期監査の省略が可能となり、29件の定期監査の省略が認められた。 <p>○PR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞掲載(1社5回)、広報誌(1回)、TVの広報番組(2回)、ホームページ掲載、イベント参加(4回)等を実施。 ・認証取得者からの体験や先進事例の紹介等を通じて周知を図った。更に、初めての試みとして認証取得者の交流会を開催。 <p>○販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商談会(4回)の情報提供及び参加支援、各種イベントへ参加支援を実施。 	美味しまね認証件数	件	64	58	91%
大田	地域ぐるみの獣害対策推進	<p>○獣害対策の理解促進・意識醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害対策に取り組まれているが、依然として被害が発生しており、獣害対策への当圏域の住民の関心も高い。 ・「自分達の土地は自分達で守る」という理念の下、地域住民が主体性を持った獣害対策の取り組みを進めるための意識醸成を図っており、地域住民の意識が高まりつつある。 ・獣害対策に集落全体で自主的に取り組みたい意向を示す住民も徐々に増えてきており、これらの者を中心とした取り組みが進められてきている。 <p>○獣害を受けにくい品目や栽培方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解が進み、導入する生産者等も多くなってきている。 	獣害対策(追い払い活動や侵入防止柵の設置等)に集落全体で自主的に取り組む集落数	集落	14	11	79%
			獣害を受けにくい品目の栽培面積	ha	21	21	100%
浜田	鳥獣被害対策の推進	<p>○自衛可能集落育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨災害の影響で、予定していたモデル集落育成は難しくなったが、金城町宇栗地区が新たにモデル集落となる可能性が出た。 ・田橋横山地区では、様々な獣害対策が実施できている。 ・指導マニュアルを作成し、今後現場での活用に移る。 ・奨励作物の鳥獣被害対策効果については一定の成果。 <p>○有害鳥獣密度低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報の効果により、免許取得は一定程度増加した。今後は新規取得者向けの実践講習会やモデル集落への免許取得の呼びかけなど、取り組みを広げる必要がある。 ・担い手育成講習会は、予想以上の参加が有り概ね好評であった。今後は狩猟者増につなげるため、実際の狩猟体験など継続的に狩猟の魅力を発信していく必要がある。 ・皮革利用は販売開始まで順調に進んでいる。 ・加工施設整備については方向性が決まったので、運営体制を決定する必要がある。 	モデル集落数	集落	4	3	75%
			狩猟免許所持者数	人	525	521	99%
隠岐	隠岐産品のブランド力強化に向けた6次産業化の推進	<p>○消費者ニーズを反映した魅力ある商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに隠岐藻塩米と水産物加工品に取り組んだ。 <p>○商品の特徴やロケットが活かせる販路対策促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに水産物の販路の機会を増やすため「隠岐水産フェア」を開催し、一定の効果を得た。 ・隠岐世界ジオパークの認定を受けて既存商品の改良や新商品の開発、島外の販路拡大の機運が高まっている。 ・今後は、こうした動きを一層支援する必要がある。 	隠岐スモールビジネス協議会員の取り引き先数1社あたり	件	55	55	100%
			品質の規格化が図られた商品数	件	1	1	100%
			島根県物産観光館で定番化した隠岐産商品数	件	55	55	100%
分野連携・共通戦略プラン(4)小計 達成:50%(4/8項目) 概ね達成:75%(6/8項目)							

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
全域	島根米の品質向上	<p>○「つや姫」栽培状況 ・平成25年産の品質低迷を踏まえ、平成26年以降の品質向上及び面積拡大を図るため、生産者登録制度の面積要件を撤廃し、新たに「島根のつや姫マイスター」制度を創設。</p> <p>○「つや姫」販売推進 ・全農を事務局に米販売業者等と一緒に立ち上げた「島根のつや姫」ブランド化プロジェクトを核に、販売戦略の策定とマーケティング活動を継続。</p> <p>○「つや姫」種子生産体制の再編・確立 ・種子安定生産に必要なJA雲南吉田種子選穀センター及び全農水稲種子微生物消毒施設を整備</p>	米の新品種作付面積	ha	700	564	81%
全域	園芸産地の再生	<p>○空きハウス等の有効活用 ・空きハウス等の有効活用は、初期投資の軽減策として定着し、しくみ活用組織数が着実に増加。</p> <p>○地域の労働力資源を有効に活用する産地体制のしくみの構築 ・モデル地域ではサポーター育成など課題解決に向けた取り組みが始まった。一方、県内の園芸産地では雇用労力の活用が少なく、啓発活動を強化する必要がある。</p> <p>○低コスト、省力化技術等の導入支援 ・ぶどうの隔日変夜温管理、トロ箱栽培など省エネ、省力化技術の導入は、着実に増加している。</p>	園芸産地再生に向けたモデル地域	地域	8	10	125%
			しくみ活用組織数	組織	4	5	125%
全域	和牛繁殖産地の再生	<p>○地域の実態に適した放牧体系の確立・普及 ・繁殖和牛低コスト生産推進検討委員会を設置し、低コスト生産に関する技術や取組方法のマニュアル化、推進体制の整備等について検討を開始。</p> <p>・放牧による低コスト化や飼養管理の省力化等について、モデル地区での実証により普及推進を図るとともに、低コスト化・省力化の取組に対する助成支援を実施。</p> <p>○新たな担い手の確保 ・和牛繁殖経営の新たな担い手を確保するため、集落営農組織等による放牧飼育をモデル的に推進する事業を新設して推進したが、現場での取組み拡大が見込めないことから、事業の見直しを行い、次年度に向けて事業を再構築して予算化。</p>	繁殖雌牛頭数	頭	9,600	8,700	91%
			繁殖雌牛放牧頭数	頭	3,400	3,112	92%
			繁殖牛平均年齢	才	7.95	7.85	99%
			コントラクター組織数	組織	7	8	114%
全域	有機農業の拡大	<p>○有機農業の担い手育成 ・県立農林大学校の有機農業専攻初の卒業生の進路は、7名のうち、6名が有機農業関係(自営就農1、雇用就農4、研修1)</p> <p>○「みんなで作る有機の郷事業」の活用 ・事業の認知が進むとともに、取組みの裾野が広がりがつつある。平成25年度はチャレンジ事業13、実践支援事業15。</p> <p>○販路の確保 ・オーガニックEXPOには新規出展者1名。にほんばし島根館での店頭PRを契機に、参加者の有機栽培農産物の出荷が開始・復活。</p> <p>・県内では、キヌヤでの有機農産物コーナー設置や出雲市でのまちなかマルシェの開催など、新たな取組みが開始。</p> <p>○ネットワークづくり ・有機の郷メールリングリストの取組みを開始。参加者が少なく、情報発信も低調なため、対策が必要。</p>	有機農業による新規就農者数(H24からの累計)	人	5	4	80%
			有機農業の取組面積	ha	290	366	126%

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
全域	新規就農者の育成・確保	就農希望者の確保から研修、就農後のアフターまで、積極的な支援等事業を展開中 目標170人/年の達成に向け、更に関係機関との連携を図り、新規就農者の確保育成に取り組んだ。 ○自営就農者(目標60名、昨年度27名) ・認定就農者の目標数37名に対し、現在23名(認定18、協議中4) ・認定就農者の就農予定者:30名 ・半農半X実践者の目標10名に対し、9名 ・半農半X実践者の就農予定者7名 ・その他定年婦農者等、目標13名に対し、平年並み ○雇用就農者(目標110名、昨年度98名) ・「農の雇用事業」により、54名+α(現在募集中)が採択(前年64人) ・人材派遣会社による集落営農法人への派遣目標10名に対し、14名(新規7、継続7) ・雇用状況調査を6月、10月に実施。延べ56経営体から83人の募集有り ○独自の就農研修、研修農場を実施する市町村 ・松江市、安来市、出雲市、大田市、雲南市、浜田市、益田市、飯南町、邑南町、津和野町	新規就農者数	人	170	150	88%
			独自の就農研修、研修農場を実施する市町村数	市町村	10	10	100%
全域	集落営農の強化による地域の維持・活性化	○集落ビジョンづくり ・「人・農地プラン」を基礎としながら新たな集落ビジネスの展開など集落の将来を見据えた「集落ビジョン」作成のための研修会などを開催したことにより、新たに6地区の集落ビジョンづくりが開始され、内2地区については、集落の枠を超えた広域的なエリアでのビジョンづくりが進みつつある。 ○新たな支援事業 ・各地域協議会との意見交換会などにより、来年度から広域的な地域マネージメント組織の育成などの支援策を実施することとした。 ○直払制度 ・新規協定の設立等、協定面積の拡大や活動の充実が図られた。	地域貢献型集落営農組織数(累計)	組織	238	238	100%
			LLP等の強固な連携組織数(累計)	組織	3	4	133%
			「中山間地域等直接支払」協定面積(累計)	ha	13,100	13,289	101%
	国営開発農地の有効活用	・地区別に課題に対応した取組みが行われており、概ね順調に進んでいる。 ・干拓地では、最大時320.9ha(売渡・貸付の計)となったが、その後一時貸付地や使用貸借地の返還により最終実績は昨年より微増にとどまった。	【開発農地】農地活用面積	ha	722	738	102%
			【干拓地】農地売渡・貸付面積	ha	314	326	104%
松江1	多様なニーズに沿った産直農産物の生産・販売推進	○安全で安心できる農産物の生産・販売の拡大・強化 ・生産工程管理研修、加工衛生管理研修、出荷研修等を実施し、安全な農産物生産技術の向上と、生産管理記録の徹底を図った。 ○環境にやさしい農業の推進 ・今後環境にやさしい農業への取組みをさらに拡げ、安全・安心な農産物生産のための技術導入や生産工程管理の改善をすすめていく必要がある。 ○特産品の生産と販売の強化 ・産直店舗・インショップ産直コーナーの開設・リニューアルにあわせて、生産者組織の設立や連携により、出荷・供給体制の強化をすすめる、販売強化につながった。 ・新しい特産品の推進は、ショウガ等着実に進んでいる品目がある一方で、共販品目の伸びは低調で、今後とも生産拡大を図る必要がある。 ○公共機関や旅館等への地場農産物の利用拡大 ・JAくにびきを中心に、玉造温泉旅館(玉泉)への地場農産物の供給体制が整った。	産直販売高	百万円	680	640	94%

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
松江2	まつえ特産品(松江の柿・くにびきキャベツ)産地強化	<p>○キャベツ</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模縮小指向農家の調査から、防除作業の外部委託希望があることが判明した。今後、受託作業者の育成等支援システムの構築が課題である。またこうした支援体制構築に向けて規模縮小希望者のほ場データベースの整備も急售。 <p>○柿</p> <ul style="list-style-type: none"> 産地維持に向けて後継者の研修組織としてだんだん営農塾に柿コースの新設が合意。H26年5月開講予定。 イオウ燻蒸をしないあんぼ柿生産に向けて準備を進めている(湖北地区)。添加物の無い干し柿として消費者にPRし、有利販売を目指す。 台湾への輸出を実現したが、今後の継続・拡大が課題。 初めての干し柿体験ツアーであったが、参加者が少なかった。今後PR活動の充実を図る。 	新規栽培者数(西条柿)(累計)	人	2	集計中	—
			新規栽培者数(キャベツ)(累計)	人	2	1	50%
			西条柿販売金額(JA取扱額)	百万円	93	集計中	—
			キャベツ生産面積	ha	38	36	95%
松江3	地域資源(人、技、遺伝子資源、文化)をフル活用した「松江大根島牡丹」の生産基盤の再構築と高付加価値商品の販売拡大	<p>○生産者の意向調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の産地生産体制の整備方向を協議する基礎資料とする。 <p>○品種データベース</p> <ul style="list-style-type: none"> 順調に作業を進めており、353品種について年度末には概ね完成予定。 データベースの活用及び販売促進策について流通販売業者と意見交換を実施するとともに、バイヤーへの情報提供や試験販売を実施。 <p>○台湾・ロシア</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾への本年度の輸出可能品種、本数を提示し、取引計画を協議。 ロシアについては極東地域での商談を進めるとともに、新たにサンクトペテルブルグ等同国西部での販売も推進している。 ロシアへの輸出拡大に向け同国向けの生産者組織を設立。 	台湾の春節需要に応じた輸出苗数(抑制苗)	本	2,000	2,200	110%
			ロシアへの輸出苗数(普通苗及び促成苗)	本	3,000	2,280	76%
松江4	やすぎ地域特産物の産地活性化と産地地消の推進	<p>○産地活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> いちごの新品種である「かおり野」がJA苺生産部会で正式に栽培品種として認知され、既存の「章姫」「紅ほっぺ」を加えた3品種を中心とした生産振興(部会活動)を検討する必要がある。 やすぎいちごの認知度向上対策として、ビューレ利用の新商品開発がスタートし、7事業者が取組み、新商品開発と併せて生産販売体制の構築を検討。 生産者の労力不足をカバーするためにサポーター制度の設立を目指し、養成研修(8名参加)と活動の試行を行った。将来的には花き以外の分野でも実施する方向で検討中。 高品質花きの生産に向けてハウスの高温対策を実施した。品質と出荷率の向上により有利販売の実現を図る。 <p>○産地地消</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年度から取り組んでいる栽培技術アドバイザーやグループ制度等の生産体制整備が進みつつある。 収益性の高い加工事業について直売部会での実施を検討、次年度からの生産・販売の拡大を目指す。 	JA取扱額(いちご、花き)	百万円	395	251 (12月末)	64%
			産直JA取扱額	百万円	350	216 (12月末)	62%
出雲1	「出雲」産品の出荷システム構築	<p>○出荷戦略の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 出雲市保育会や学校給食関係者とのほ場視察、店舗バイヤーとのほ場視察で出雲の特産品をPR。 出雲フェアを阪急百貨店6店舗での開催、よしもと興業とのコラボ商品の取り扱い店舗拡大等、関西圏域での定着を図っている。 近隣JAと青ネギ、パプリカの出荷に向けた情報交換で諸課題を把握。 <p>○消費者ニーズにあった生産体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷蔵試験貯蔵したシャインマスカットを紀伊國屋と阪急百貨店で販売したが、品質(食味、外観)に課題があり、貯蔵方法の再検討が必要。 西条柿では、冷蔵試験の検討、ソムリエ大賞受賞ロゴマークを活用した販売戦略等を検討中。 出雲の特産品を使用した「よしととひうたのカレースープ」の発売開始。 新商品いちご(鳥系22-148)が6名(10a)で本格栽培が始まる。いちごの愛称は「おくに」に決定。 	特産品販売額	百万円	2,351	2,042	87%
			出荷期間1ヶ月延長品目の品目数	品目	1	1	100%
			加工品開発	品目	3	3	100%
			新商品開発	品目	1	1	100%

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
出雲2	水田利用高度化	<p>○水田の高度利用化モデルの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たにキャベツに取り組む経営体、水稲育苗ハウスを利用した「あすっこ」、「切り花」に取り組む経営体を確保したが、労力、価格面等でリタイヤする経営体もいるため、検討が必要。 <p>○気候変動や市場ニーズに対応した安定生産と販売の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> つや姫及び島系72号(ハナエチゼン熱期)実証ほは、高温による収量・品質への影響が出ており、栽培技術の検討が必要。 H25年産つや姫栽培は、240ha(92名)で栽培、H26年産は276ha(98名)で栽培予定。 加工品のはと麦ペットボルの販売開始し、県内コンビニを始め、山陽方面へも販路拡大中。 新規のキャベツ加工業務用出荷先を確保。 トルコギキョウは、JAいずもと連携した関東市場へのフライト便出荷を10月から開始したが、纏まった出荷量の確保が必要。 	水田利用高度化作付体系モデル実践経営体数	経営体	5	7	140%
			集落営農・担い手への園芸品目の導入数(販売園芸品目の拡大)	品目	48	46	96%
			斐川町の農業産出額	万円	324,000	集計中	—
出雲3	耕畜連携による夢とロマンのある「いずも型畜産」の確立	<p>○耕畜連携の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> WCS飼料の栽培面積は、昨年を上回る約63.5haを確保し、管内39戸の酪農家等へ供給。WCS飼料の需要に応えるため、更なる栽培面積の確保、一時保管場所の確保、品質向上が必要。 飼料用米の栽培面積は、昨年を上回る301.5ha。 <p>○飼料用米等の畜産部門での利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新がんばる地域応援総合事業で、酪農家への自動給餌機が導入され、こめ育ち牛乳の実証試験に向けて準備中。 こめ育ち畜産物のこだわり販売 県内消費者に向けて、こめたまごの販売促進及び研修会等を実施。 	飼料用米栽培面積拡大	ha	320	302	94%
			WCSの栽培面積拡大	ha	80	64	80%
			まい米牛の生産拡大	頭	160	148	93%
			こめ育ち牛乳の生産拡大	t	0	0	—
			こめたまごの生産拡大	t	650	集計中	—
出雲4	新たな担い手育成	<p>○農業経営体の育成・ステップアップのための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規就農者の家屋、共同作業場の確保では、関係機関との情報交換で空き物件を把握できたが、新規就農者が求める共同作業場付きの家屋が無い状況で、検討が必要。 <p>○農業サポーターの育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業サポーター2名をブドウ生産者2戸へ派遣できた。一方で他のブドウ生産者が農業サポーターの求人をした形跡が無かったため、農繁期での作業実態を調査した結果、H25年産ブドウでは、生産者が農業サポーターを求めていることを把握。今後の農業サポーターのあり方、実例も含めた検討が必要。 	年間認定就農者数	人	5	7	140%
			農業生産法人(設立)数(累計)	法人	45	43	96%
			農業サポーター年間派遣農家数		0	2	—
出雲5	安心・安全・環境調和の農業推進	<p>○生産現場における環境配慮型農業の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 出雲市内での環境保全型農業の推進を図るため、補助事業説明会の開催、申請された事業計画の認定したが、事業要件等もあり当初計画を下回る実施面積となっており、出雲市全体として、環境保全型農業へ取り組む体制づくり、販売戦略等の検討が必要。 つや姫栽培面積確保に当たっては、生産者の確保、荷受け体制等の検討が必要。 <p>○マーケティング等販売戦略の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 出雲市の環境保全のシンボルとして、「ミコトッキー」を決定したが、活用方法、制度設計等の検討が必要。 <p>○環境保全と生産コスト削減の両立</p> <ul style="list-style-type: none"> ブドウ生産者への隔日変夜温管理の導入を進めたが、十分な加温がされず肥大が不足しており、今後の適正な管理技術の普及指導が必要。 	「いずもの生きものマーク農産物」の創設		—	—	—
			特別栽培米の作付面積	ha	250	55	22%

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
雲南1	島根の米をリードする雲南の米づくり	<p>○環境に配慮した特別栽培米(エコロジー米)の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織等への働きかけ、栽培履歴調査や現地研修会の開催などに取り組んだ結果、集落営農法人が新規に24haの取組拡大し、栽培面積については今年度目標を達成できた。 ・化学農薬成分使用回数については、稲作暦で10成分以下を基準としていたが、実態調査したところ、雲南市北部では平均5~6成分となった。また、奥出雲でも24年産に比べ削減できた。 <p>○消費者に目線をおいた販売戦略の構築と契約的販売の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売先確保に向けた商談会、PR活動等の実施や、販売促進活動を展開。「田植え離子」についてはPRパンフレットを作成したが、知名度アップが継続課題となった。 ・JA加工所の精米袋販売量は店頭販売活動等により今年度目標を達成する見込み。 <p>○将来を見越した品種等の技術検討と共同施設の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田種子選穀場は改修工事により、つや姫ラインが整備できた。 	特別栽培米(エコロジー米)の拡大	ha	490	506	103%
			雲南独自基準の設定(化学農薬成分使用回数)	回	10	10	100%
			JA加工所の精米袋販売量	t	720	720t以上	100%
雲南2	和牛振興(三位一体で奥出雲和牛の再構築)	<p>○繁殖・肥育・販売対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の衰退により地域内一貫生産体制の維持が難しくなってきたことから、当面繁殖基盤の立て直しを図るため、プロジェクトの取組項目(繁殖対策→改良対策・増殖対策、肥育、販売対策→肥育・加工流通対策、その他対策→増殖対策)及び成果指標(肥育出荷頭数→子牛出荷頭数、和牛肉販売金額→集落畜産取組数、新たな経営体→枝肉格付上物率、新規→繁殖基盤再構築)の見直しを行い、26年度から新たな推進項目でスタートする。 ・放牧事業の取り組み拡大に向けては、意向集落との意見交換や導入支援により、1集落で放牧場が整備できた。 	奥出雲和牛出荷頭数	頭	400	362	90%
			うち新たな経営体が占める出荷頭数	頭	0	0	—
			奥出雲和牛肉販売金額	百万円	360	273	76%
雲南3	雲南農業を支える産直と園芸産地の強化	<p>○地産池消の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸品目JA取扱額は目標の103%。うち産直販売額は目標の105%となる見込み。特に道の駅たたらば考番地内の直売所「よってごしな菜」では順調な販売で当初売上目標額を大きく上回った。 ・産直協議会会員数については、今年度目標を達成する見込み。 ・研修会等により直売所経営者や販売担当者の販売スキルの向上が図られている。 <p>○地産都消の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯南町交流物産館(iまるシェ)が三次市に開設となり、新たな販路が拡大。 <p>○園芸品目の生産体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導、研修会、講習会を実施し各種園芸产品生产、トロボ栽培において生産安定化等に取組が出来た。 ・新たな推進品目となる飯南町の「しょうが」が美味しませ認証を取得。 	園芸品目JA取扱額	百万円	1,196	1,230	103%
			うち産直販売額	百万円	686	720	105%
			産直協議会会員数	人	2,790	2,927	105%
雲南4	横田国営開発農地再生	<p>○遊休農地の解消と営農規模拡大に向けた生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地解消のため所有者と借入希望者のマッチングや担い手への農地集積を実施するとともに、生産性向上のため農地の再整備や防護柵等鳥獣害対策を実施し、農地活用面積は増加し、今年度目標を達成する見込み。 ・農業生産法人、農業参入企業への農地集積面積も概ね今年度目標を達成する見込み。 <p>○担い手への重点的営農確立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマト、タラノメ、エゴマ、サツマイモ、ぶどう等各作目の栽培指導や企業間連携で新たな加工品の開発等が進んだ。 <p>○生産から販売まで新たな農業生産の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソバ、エゴマ等土地利用型作物の生産拡大に向け、補助事業を活用した機械導入で機械化体系の確立が図られた。 ・エゴマの栽培面積が18.4haで県内最大の取組となった。 ・農業参入企業が行う地域の労働力補完・連携の実施面積も概ね今年度目標を達成する見込み。 	農地活用面積(作付可能面積271haの内数)	ha	234	237	101%
			農業生産法人、参入企業への農地集積面積	ha	75	74.0	99%
			参入企業販売額合計	百万円	130	152	117%
			作業受委託等、参入企業が行う地域との労働力補完・連携の実施面積	ha	42	34.0	81%

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
大田1	「おおだ」で作り「おおだ」で食す地産地消推進	<p>○地域内需要の把握と販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者組織と関係機関との連携を深め、計画栽培(作付誘導)に取組むと共に、産直市を活用し、地域内消費拡大の取組を積極的に進めた。 学校給食での利用拡大に向け、生産者も加えた関係機関協議を定期的に開催し、生産計画と利用計画の擦り合わせに取組んだ。 1次加工の必要な農産物については、市内福祉施設との連携により、給食への供給を試験的に行った。 <p>○農産物の安定生産及び集荷体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産組織、生産基盤の拡充では、県事業による生産施設整備に取組むと共に、JAが主催する「農園塾」の活動等から新規会員の確保に努め、生産量、販売額の拡大に取組んだ。 <p>・産直市場全体での当期までの販売額は前年度に比較して僅かではあるが増加したが、夏の高温、局所的な豪雨の影響もあり目標数値は大きく下回った。</p> <p>・学校給食への供給についても、関係者との定期的な協議に取組み、目標の利用率を既に達成することができた。</p> <p>・産直市場全体での当期までの販売額は前年度に比較して僅かではあるが増加したが、春先の低温、7、8月の高温等の影響により目標数値は下回った。今後は、更に消費者ニーズに対応した、生産、供給、販売体制の確立に努める必要がある。</p>	産直市での地元産品の販売金額	千円	145,000	114,000	79%
			学校給食での大田市産農産物利用割合(品目)	%	19.0	45.0	237%
			産直出荷協議会会員数	人	260	266	102%
大田2	石見銀山和牛ブランド生産流通	<p>○良質子牛の生産と地域一貫生産体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内繁殖農家の全戸巡回が開始され、子牛の飼養管理改善や繁殖状況等、確認の実施中。 今後は繁殖牛の更新など管内の繁殖基盤を強化しつつ、肥育農家の意向も踏まえ指定交配等も考えていく必要がある。 <p>○「石見銀山和牛」のブランド化と需要拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 「石見銀山和牛」販売については、「石見銀山和牛」のブランドたり得る特長づけが必要である。その上で販売戦略の構築が必要。 購買者向けにシールとスタンプの製作を行い使用しているが、イベント等で消費者へPRするためのチラシやポスターも必要。 <p>○地域循環型農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> コントラクター組織であるアグリスマイル所有機械の償却が2年後に終了する予定であり、その後の体制について今後協議が必要。 堆肥散布に関してはアルバFC合同会社が設立され、アグリスマイルと連会しながら耕畜連携の強化を図っていく。 <p>・課題は様々ある中で、2年ぶりとなる石見銀山和牛ブランド協議会が開催され、今後の方向性が示される等少しずつではあるが前進している。</p>	対島根県中央子牛市場価格比	%	97	97	100%
			石見銀山和牛肉販売頭数	頭	15	15	100%
大田3	持続可能な水田農業の確立と地域資源の活用	<p>○担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手不在地域の増加やJAの統合などの諸条件の変化がきっかけになり、サポート経営体の検討が始まった。このことは、今後の邑智郡農業のあり方について大きな影響を与える可能性があると思われる。 本年度中に本PJにより各町におけるサポート経営体の方針決定をおこない、次年度以降に具体的計画を樹立する。 <p>○新規需要米・大豆・そば等の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 転作作物に関しては、邑智郡の場合WCSが最も面積が多い。そのコントラクターであるアグリサポートおーなんの法人化については、課題整理をおこなった。後期における法人化の手続きについて迅速に実施する。 	サポート経営体(集落営農)育成数(累計)	カ所	1	1	100%
			水田転作における戦略・振興作物等の生産面積	ha	170	174	102%
			堆肥化施設(広域型)の整備(累計)	カ所	0	0	—

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
大田4	地域アグリビジネスの 推進による邑智郡農 業の活性化	<p>○直売所の生産・販売の組織体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、5月に設立した悠邑アグリビジネスネットワークは、加入団体が31となり広がりを見せている。 ・3年間継続して行ったスタンプラリーの結果から、広島からのお客様の固定化をめざし、加入団体それぞれが、広島でのイベントへ積極的に参加。 ・6月28日に開催した「農業経営における顧客創造」をテーマにした研修会では、出席者の多くが顧客を作っていくことの重要性に共感を持っていた。アグリビジネスネットワークとしては、1月の商談会を見据えて、在広島根拠人会へのPR等行ってきたが、実需者とのマッチングの難しさも感じている。 ・活動状況は、通信の定期発行(5回)によりネットワーク会員へ提供し、会員間での情報交換に役立っている。 <p>○安全・安心なものづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心なものづくりの推進については、邑南町 雲井の里がエコファーマーへ取り組みを開始。 	直売組織の 販売額	百万 円	350	325	93%
			トレサシス テムの導入	-	1	1	100%
大田5	未来へ続く園芸産地プ ロジェクト	<p>○産地の基礎データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度事業から導入したトロ箱設備が、同25年度事業を終了すると、ハウス面積で約44%の導入率。 ・近年は、天候不順(豪雨や猛暑など)により土耕において生産量に伸び悩みが生じる中、トロ箱導入が進むとともに、安定した生産量と販売高をあげることができている。 <p>○産地維持に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年度から、3名の就農希望者を長期体験ということで受け入れている。このうち1名は、受け入れ農家のハウスを賃借して12月に就農した。2名(夫婦)のうち1名(夫)は、11月に「認定就農者」の認定を受け、引き続き研修中。残る1名(妻)は青年就農給付金の給付を受け、夫とともに研修中。 ・就農希望者の募集については、今年も県主催バスツアーに参加し、2名の産地視察を受け入れた。また、県外でのUIターン説明会等では、随時、産地情報を提供。 ・生産者の高齢化が進むなか、農作業の労力補完を目的とする「サポーター制度」についてのアンケートを実施し、9割以上が制度の必要性を認める結果となった。 ・事務局体制の強化については、人材の確保・育成の問題もあり、進んではいない状況。 <p>○生産・販売に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年どおり、生産者による技術的な目合わせや、バイヤーへの売り込みを目的とする産地研修会の開催、出荷を終えての生産・販売結果の検証を行うなど、産地の販売高向上に向けた取り組みを継続的に実施することができた。 ・全国的な天候不順等の影響による、他産地苦戦の状況もあつてか、温泉津としては過去最高の平均単価を上げることができた。 	就農前研修 受入者数	人	2	3	150%
			認定就農者 数(温泉津 特産協会 の累計)	人	0	1	-
			農業生産量 (メロン:60t →100t+裏 作レタス:17 t→20t)	t	98.0	82.8	84%
			農業販売額	千円	47,000	42,537	91%
浜田1	サポート経営体を核と した地域を支えるしく みづくり	<p>○新たなサポート経営体の育成と一体的に進める集落の合意づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金城サポート経営体は、町内の担い手との意見交換を踏まえ、関係機関で担い手との役割分担等を含めた事業概要をとりまとめ、運営の核となる役員候補を選出中。 ・旭と三隅では、カバー候補の3集落において、人・農地プランを作成し、サポート経営体を担い手(今後の農地の受け皿)に位置づけ。 ・さらに三隅1集落で担い手への位置づけを検討中。 <p>○サポート経営体の経営多角化による雇用の場の創出など経営の持続的発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営多角化では、旭の「サンファームみり」(以下「みり」)が新たにトロ箱栽培(6a)に取り組み、初年度目標の出荷量を達成。 	サポート経 営体数	経営 体	3	3	100%
			サポート経 営体カバ ー集落数	集落	8	0	0%
			サポート 経営体を 担い手に 位置付 けた集落数	集落	-	4	-

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
浜田2	産直市を核とした絆づくり	<p>○POSデータの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 産直市責任者(店長)及び営農コーディネーターも交えた合同会議は、目標達成に向けての意識統一ができたとともに、現状把握・問題点が明確になり、課題への取り組みが円滑に遂行できた。 販売情報管理システムが稼働し、リアルタイムで生産者への情報提供できる体制が整備できた。 <p>○産直協議会の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 産直協議会支部を3地域で設立(全地域に設立)し、出荷に関する品質向上委員会を設立(1支部)した。 販売情報管理システムを活用した会員情報データベースの構築に向けて取り組み始めた。 <p>○周年少量多品目生産による安定供給体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 端境期出荷量を確保するために、重点品目を設定し、実証ほを設置した。 定期的な巡回指導と研修会参加農家の作付け、生育状況調査を行い、出荷状況を予測した。 加工品セミナーを開催し、衛生及び品質管理についての認識の向上が図られた。 産直協議会支部が独自で食品に関する研修会を企画・開催した。 <p>○産直市を中心とした地産池消運動、食育の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者と生徒或いは給食関係者(調理員)との交流会を開催することにより、地元産農産物に対する理解が深まった。 7月～9月にかけての豪雨被害により、農産物の産直市への出荷量減少とこれからの作付計画の変更並びに作付面積の減少が予想されたが、前年対比を下回る月もあったが概ね前年を上回った。 	設置支部数	カ所	6	6	100%
			消費者モニター設置数(延べ)	人	80	80	100%
浜田3	西条柿産地再生	<p>○自然条件に左右されない安定生産</p> <ul style="list-style-type: none"> 霜害の影響も少なく、販売目標量は達成を見込んでいたが、収穫期の台風等の影響により出荷量が伸び悩んだ。 「かん水施設等の基盤整備」「防風施設整備」については順調に進行。 <p>○流通コスト低減と加工体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 選果場・予冷庫・加工場の一体整備について建設に向け協議を開始。 <p>○産地を支える体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> サポート体制構築に向け先進地(出雲市)への視察をおこない、関係機関で課題及び目指す方向性を確認。 各専門部会とも積極的な活動を開始。 <p>○販売対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内外市場関係者を招き、初めて産地ツアーを開催し、産地情報を直接発信 	西条柿販売量	ト	149	122	82%
			西条柿等販売額(生果、干し柿)	千円	57,154	49,502	87%
益田1	西いわみ農産物の産地力強化	<p>○時代の変化に即応した生産体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 益田市において、遊休ハウス、遊休柿園(開発地)の実態調査を行い、ハウス1件の流動化を図った。 吉賀町における有機農業塾の開催地を六日市地域として、町全体での有機農業の推進を図ることができた。 <p>○有利販売に向けた販売企画力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ぶどう、メロン、トマトにおいて、贈答販売の強化やメロンアイス、トマトカレーなどの加工品開発、収穫体験ツアー等、積極的な販売促進活動で販売額の維持につなげることができた。 津和野町、吉賀町においては、産直野菜の推進について、コーディネーターと連携し、各種研修会の実施や部会の設置、まるごと津和野マルシェ等により、関係者や生産者の販売促進意欲の向上に繋がった。 <p>○持続的産地づくりに向けた担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ぶどう部会青年部は贈答商品の開発など積極的な活動が行われている。 施設野菜青年組織は設立までは至らないものの、メロン生産者を中心に勉強会を開催することとした。 メロン栽培の高齢者サポート体制整備確立の目処が立った。 	遊休財産の継承件数	件	5	3	60%
			主要品目の販売額	百万円	1,232	1,188	96%
			産地を担う新規就農者の確保数	名	3	3	100%

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
益田2	伸びゆく石西地域の肉用牛	<p>○西部市場活性化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産履歴情報の添付の推進については、購買者ニーズをアンケートにより把握し、課題抽出を実施。 それをうけ記帳農家と意見交換会を開催し、今後の方向性について検討した。記帳農家率100%を目指し拡大を図る。 投薬が多い記帳農家に対して、関係機関で対策チームを組み、改善に取り組む。 <p>○自給飼料の確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> WCS用稲の栽培面積は、圃場整備や他の新規需要米への変更により減少し、さらに豪雨被害により収穫面積が減少。 津和野地域で新たにコントラクター立ち上げの意向があり、面積拡大に向けて、市町と連携し対策を講じる必要がある。 <p>○堆肥流通対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 堆肥流通対策については、益田市堆肥センターについて飼養頭数の減少により堆肥不足が懸念されていたが、搬入農家が1戸増加し今後、堆肥供給量が増加することが期待される。 	繁殖雌牛頭数	頭	1,468	1,552	106%
			WCS用稲栽培面積	ha	33	29	88%
			(堆肥センター)堆肥供給量	t	3,866	2,743	71%
隠岐1	隠岐の水田農業担い手育成	<p>○将来の水田農業の担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年5月に農業法人が新規設立され、水田農業を担う担い手として活動が期待される。 集落営農組織の育成及び法人化については本年度新たな設立はなかった。 今後も集落営農組織の育成や認定農業者の育成と農地集積について継続的な取り組みが必要。 <p>○こだわり米の生産及び販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度より作付面積は25%増加したが作柄不良の影響で集荷量は前年より増加したものの目標達成できなかった。 藻塩米は、H25年産より、従来の中京圏等に加わえ、25年産から首都圏への販売を開始し、販売先が拡大。 こだわり米の生産拡大に向け生産者及び栽培面積の拡大、収量・品質向上に向けた栽培指導の徹底を図るとともに販売対策のを行う必要がある。 <p>○転作作物の生産体制整備及び生産安定</p> <ul style="list-style-type: none"> WCSコントラクター組織の設立等、生産体制が整備されつつある。 今後も生産安定に向けた栽培技術支援及び白小豆の選別機の導入等集荷体制の整備を進める必要がある。 	集落営農法人数	組織	3	3	100%
			こだわり米のJA集荷量	t	140	86	61%
			白小豆のJA集荷量	t	6	7	117%
隠岐2	隠岐牛産地拡大	<p>○繁殖雌牛生産性向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 放牧利用のための対策会議、研修会で管理の徹底を指導したことで、農家の意識改革が図られた。 優良な子牛生産のため本年度も受精卵移植実施する。 各町村では、町有牛の活用など、育種価(脂肪交雑)向上のための雌牛整備を実施。 <p>○飼料基盤確保対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 放牧の利用推進のために、公共牧場の整備、牧柵の補修や雑灌木の除去を実施。 隠岐の島町では水田を活用した、稲WCSの利用調整、生産拡大に向け、推進協議会が設立されたWCSの収穫供給体制が整備。 海士町では、本年度2haで稲WCSの栽培を開始。 <p>○「隠岐牛」産地確立対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 島前・島後地域の生産者及び関係機関との意見交換を行い、地域団体商標登録のための追加資料の提出を行った。 10月に開催された東京食肉市場まつりを利用したPR活動を実施。 	肥育牛の出荷頭数	頭	144	144	100%
			子牛出荷頭数	頭	1,150	1,123	98%
			脂肪交雑育種価		1.00	1.05	105%
			飼料米・稲WCS利用農家戸数	戸	5	12	240%

平成25年度 第2期戦略プラン プロジェクト取組み状況・実績見込み

H26.3.19

圏域	プロジェクト名	取組み状況(全体評価)	数値目標と達成率				
			項目名	単位	H25 目標	H25 (見込み)	達成率
隠岐3	隠岐の地産地消拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物等の生産拡大 ・各町とも販売額が増加しており、本年度目標を達成する見込み。 ○魅力ある新規品目の導入 ・隠岐の島町で1品目、西ノ島町で2品目導入。 ○集荷・流通システムの構築 ・新規直売所への供給体制整備については、集荷体制が確保され、徐々に生産が拡大。 ・隠岐の島町では直売所や関係団体等と集荷体制について検討しており、今後、具体的な方策を検討。 ○学校給食・福祉施設等への供給拡大 ・学校給食への供給はほぼ計画どおり行われている。 ・給食以外については実需者の要望を踏まえ、今後、食材提供品目の選定・方法等について検討を行う必要がある。 	地産地消拠点施設販売額	万円	6,000	6,400	107%
			新規品目数(加工品を含む・/年)	品目	4	3	75%
			学校給食・福祉施設等への食材提供箇所数	箇所	7	4	57%
<p>農業・農村戦略プラン(33)小計 達成:53%(43/81^(※)項目) 概ね達成:84%(68/81項目) (※)全体は92、うち4は集計中、うち7はH25目標値がないためカウントから外し、計80として算出</p>							
<p>全プラン(37) 達成 53%(47/89項目) 概ね達成83%(74/89項目)</p>							